令和８年度　第１回　市川市自立支援協議会　次第

1　日時

令和８年９月 10 日（木）　14 時 00 分から 16 時 00 分まで（予定）

2　場所

市川市急病診療・ふれあいセンター２階 第１・２集会室

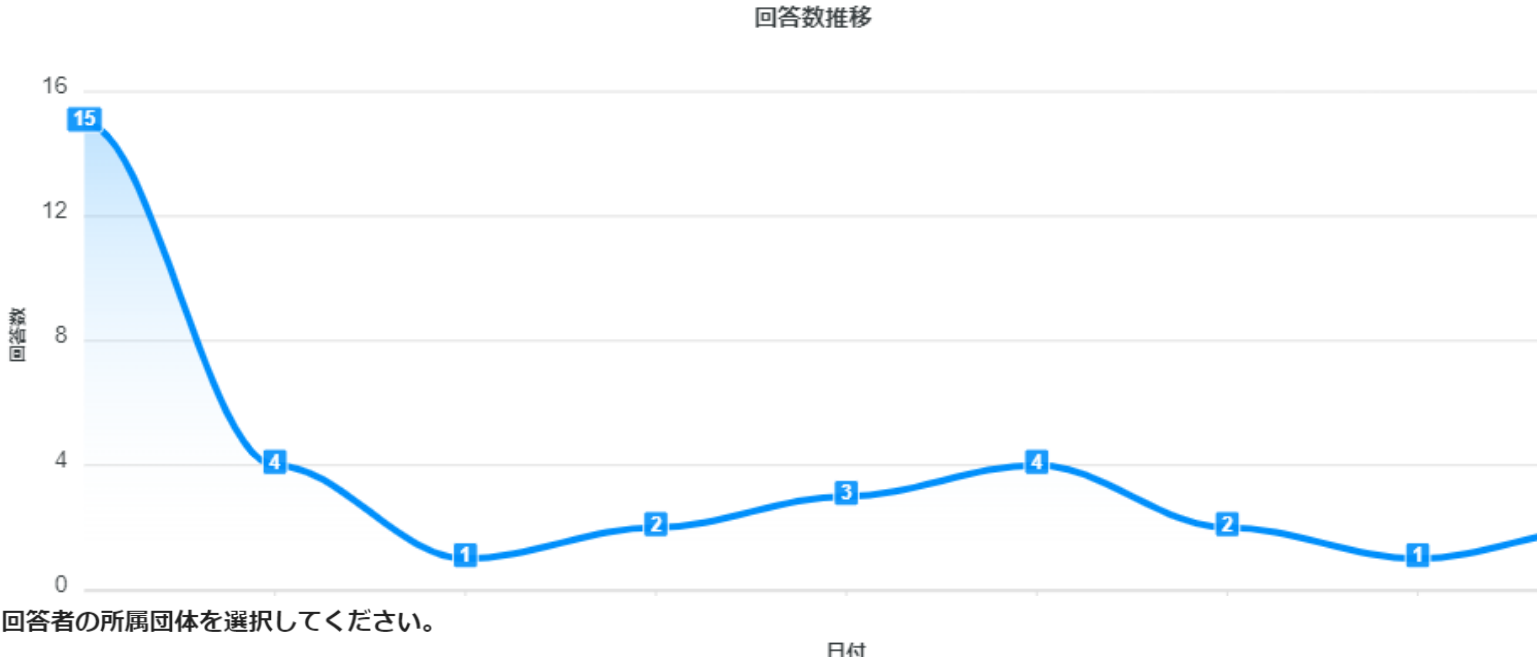
3　議題

| 議題 | 資料 | ページ | 目安 |
|---|---|---|---|
| (1) 会長・副会長の選任 | | | 14 時 10 分～<br>(10 分) |
| (2) 連絡・報告事項<br>①自立支援協議会委員報酬アンケートについて<br>②法令改正についての情報共有 | | <br>3 | 14 時 20 分～<br>(10 分)<br>(10 分) |
| (3) 各部会等の状況について<br>① 相談支援部会<br>② 生活支援部会<br>③ 就労支援部会<br>④ こども部会<br>⑤ 障害者団体連絡会<br>⑥ 基幹相談支援センター運営協議会 | <br>①開催概要<br>②開催概要<br>③開催概要<br>④開催概要<br>⑤活動報告 | <br>6<br>9<br>11<br>12<br>15 | 14 時 40 分～<br>(5 分)<br>(5 分)<br>(5 分)<br>(5 分)<br>(5 分)<br>(5 分)<br>(質疑応答 10 分) |
| (4) 協議事項（課題等）<br>第６次いちかわハートフルプランの策定について | | <br>別冊 | 15 時 20 分～ |

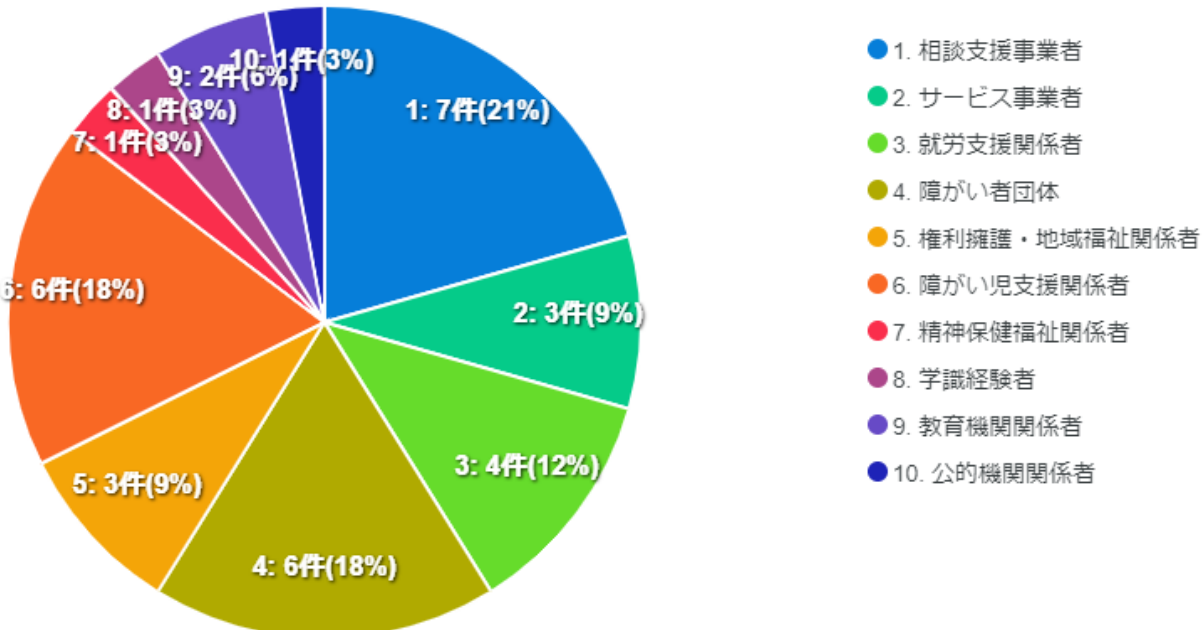
市川市自立支援協議会　構成メンバー名簿　(R8.4.1～R10.3.31)

| | 氏名 | よみ | 所属 | 分類 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 朝比奈　ミカ | あさひな　みか | 社会福祉法人一路会<br>(がじゅまる＋) | 相談支援事業者 |
| 2 | 芦田　真伍 | あしだ　しんご | 特定非営利活動法人ほっとハート<br>(基幹相談支援センターえくる) | 相談支援事業者 |
| 3 | 石井　仁美 | いしい　ひとみ | 一般財団法人市川市福祉公社<br>(一般財団法人市川市福祉公社) | 相談支援事業者 |
| 4 | 岡部　元輝 | おかべ　もとき | 社会福祉法人いちばん星<br>(いちばん星相談支援事業所) | 相談支援事業者 |
| 5 | 佐藤　京子 | さとう　きょうこ | 特定非営利活動法人ほっとハート<br>(ほっとハート相談支援事業所リンク) | 相談支援事業者 |
| 6 | 田邉　勝 | たなべ　まさる | 社会福祉法人市川レンコンの会<br>(相談支援事業所サポート・レンコン) | 相談支援事業者 |
| 7 | 石井　なお子 | いしい　なお子 | 一般財団法人市川市福祉公社<br>(一般財団法人市川市福祉公社) | サービス事業者<br>(訪問系) |
| 8 | 森田　美智子 | もりた　みちこ | 社会福祉法人いちばん星 | サービス事業者<br>(日中活動系) |
| 9 | 岩崎　淳 | いわさき　じゅん | 社会福祉法人一路会<br>(グループホーム等支援ワーカー) | サービス事業者<br>(居住系) |
| 10 | 渡邉　康弘 | わたなべ　やすひろ | 特定非営利活動法人ほっとハート<br>(基幹相談支援センターえくる) | 相談支援事業者 |
| 11 | 永井　洋至 | ながい　ようし | アクトレゾナンス合同会社 | サービス事業者<br>(地域生活支援事業) |
| 12 | 鎌田　成泰 | かまた　なるやす | 特定非営利活動法人いちされん<br>(市川市障がい者就労支援センターアクセス) | 就労支援関係者 |
| 13 | 松崎　明寿 | まつざき　あきとし | 特定非営利活動法人ほっとハート<br>（ほっとハートプラス） | 就労支援関係者 |
| 14 | 久保　好子 | くぼ　よしこ | 障害者団体連絡会<br>(市川市視覚障害者福祉会) | 障がい者団体 |
| 15 | 田中　大三 | たなか　だいぞう | 障害者団体連絡会<br>(市川市ろう者協会) | 障がい者団体 |
| 16 | 山本　邦昭 | やまもと　くにあき | 障害者団体連絡会<br>(そよかぜの会) | 障がい者団体 |
| 17 | 諸谷　加寿代 | もろや　かずよ | 障害者団体連絡会<br>(市川手をつなぐ親の会) | 障がい者団体 |
| 18 | 西野　亙 | にしの　わたる | 障害者団体連絡会<br>(心の健康を守る会家族会　松の木会) | 障がい者団体 |
| 19 | 小泉　好子 | こいずみ　よしこ | 障害者団体連絡会<br>(千葉発達障害児・者親の会「コスモ」) | 障がい者団体 |
| 20 | 山﨑　泰介 | やまざき　たいすけ | 社会福祉法人市川市社会福祉協議会 | 権利擁護・地域福祉関係者 |
| 21 | 坪井　幸恵 | つぼい　さちえ | 市川市民生委員児童委員協議会 | 権利擁護・地域福祉関係者 |
| 22 | 保戸塚　陽一 | ほとづか　よういち | NPO法人ひかりの子福祉会<br>（あいりすえん） | 障がい児支援関係者 |
| 23 | 千葉　千江 | ちば　ちえ | 須和田の丘支援学校 | 障がい児支援関係者 |
| 24 | 篠田　紫織 | しのだ　しおり | 千葉県市川健康福祉センター<br>(市川保健所) | 精神保健福祉関係者 |
| 25 | 髙木　憲司 | たかき　けんじ | 和洋女子大学家政学部家政福祉学科 | 学識経験者 |

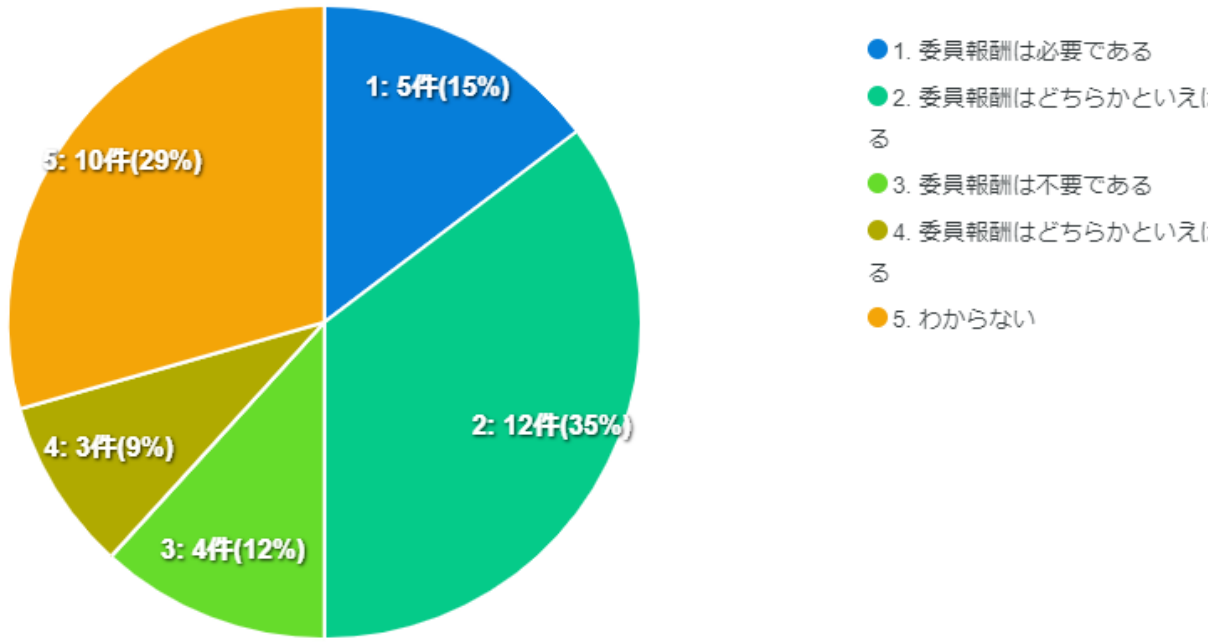
自立支援協議会委員報酬に関するアンケート



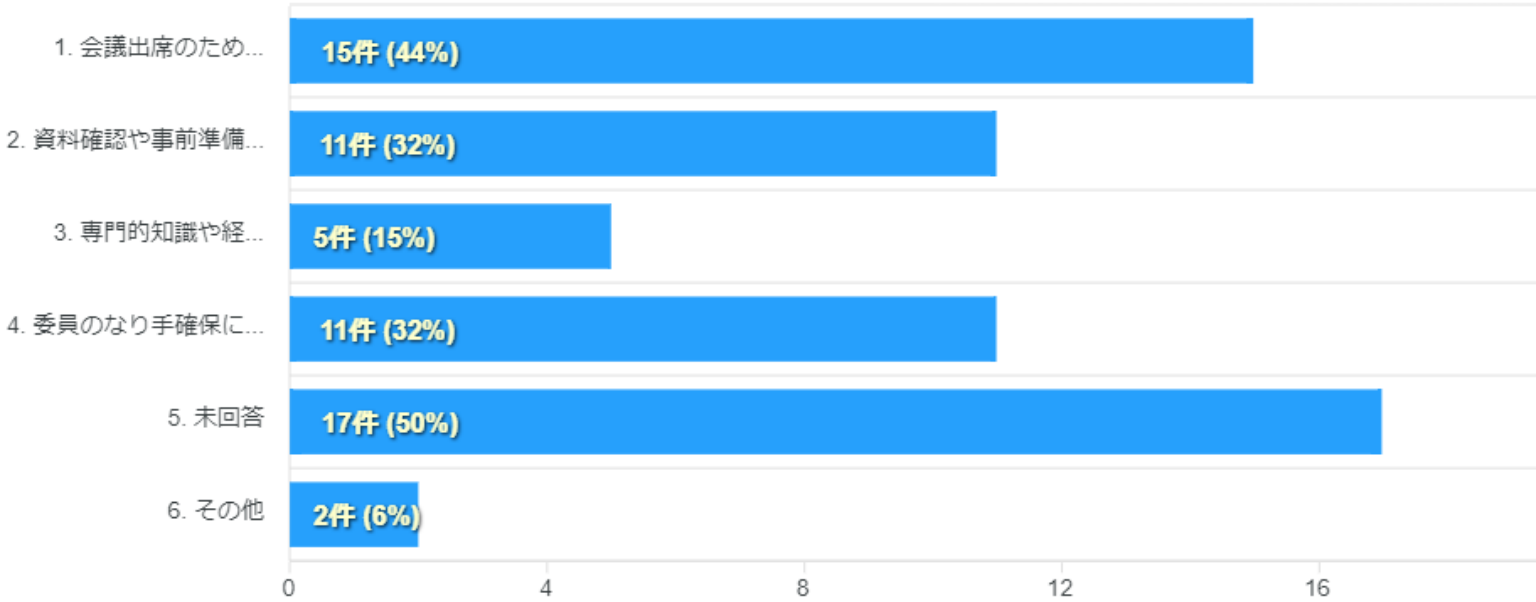

回答者の所属団体を選択してください。



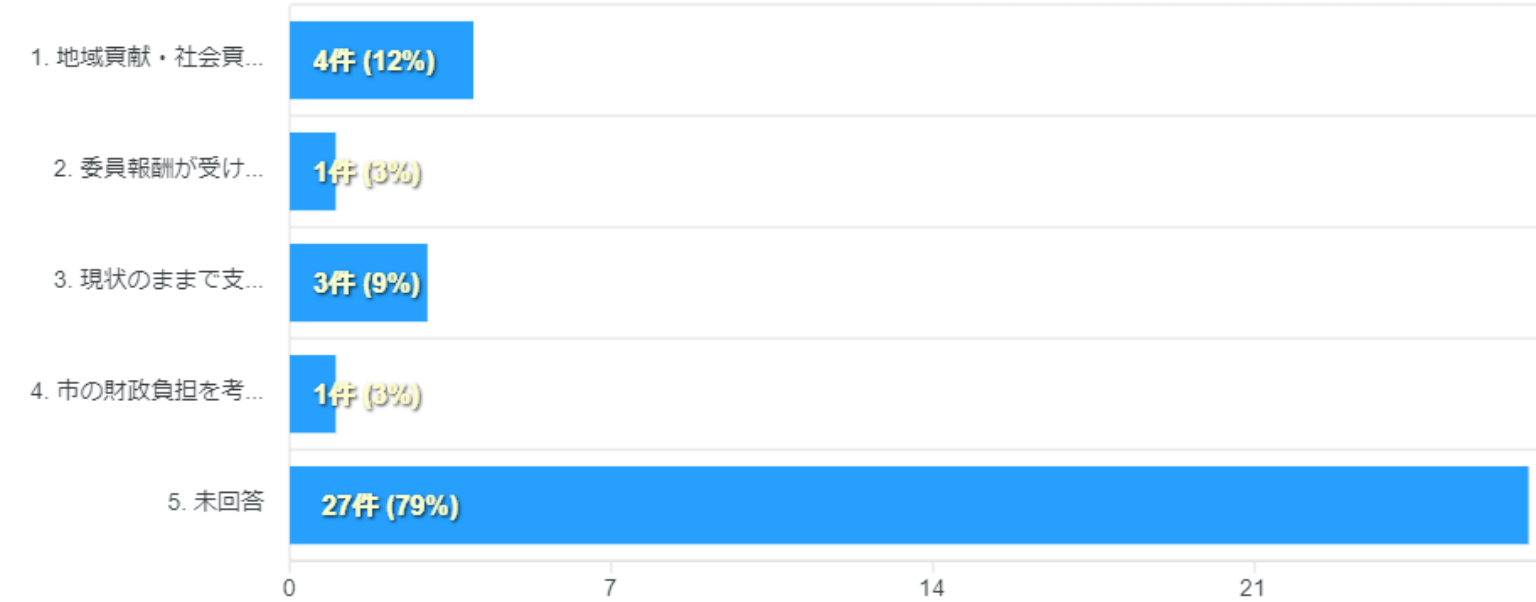

自立支援協議会本会の委員報酬についてどのように考えますか



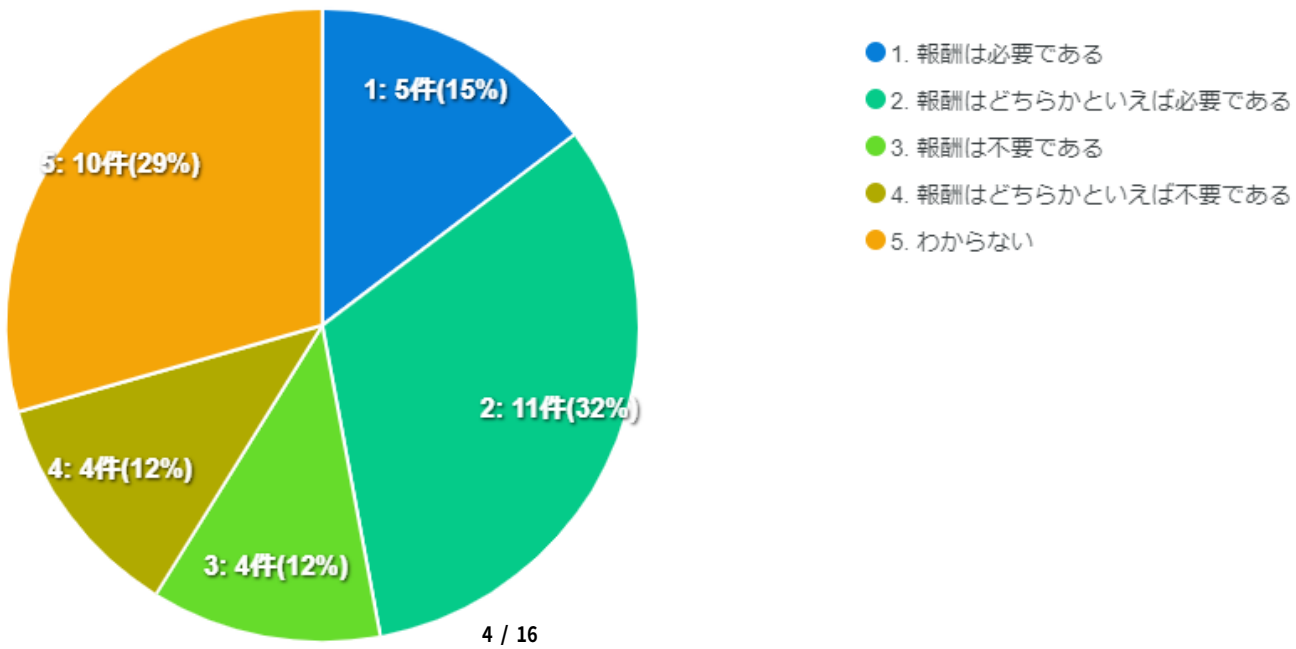
本会の委員報酬が必要である（どちらかといえば必要である）と回答した方に理由をお聞きします（複数選択可）



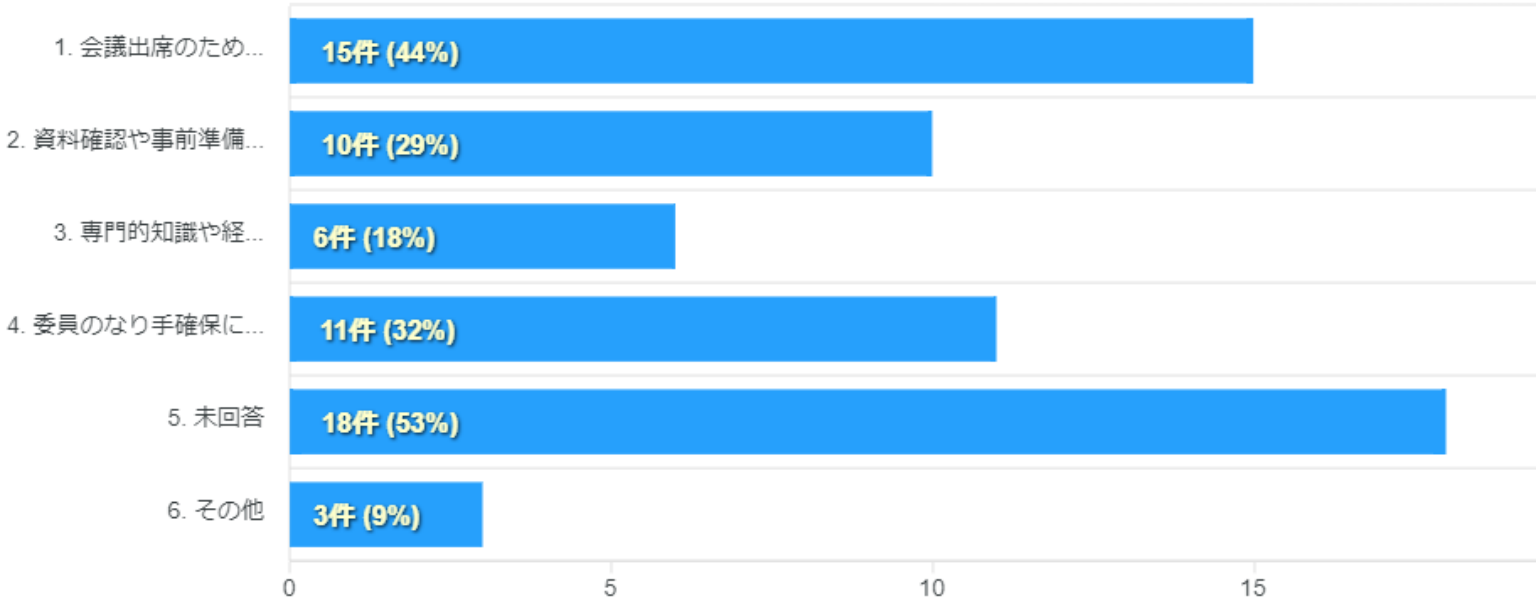

本会の委員報酬が不要である（どちらかといえば不要である）と回答した方に理由をお聞きします



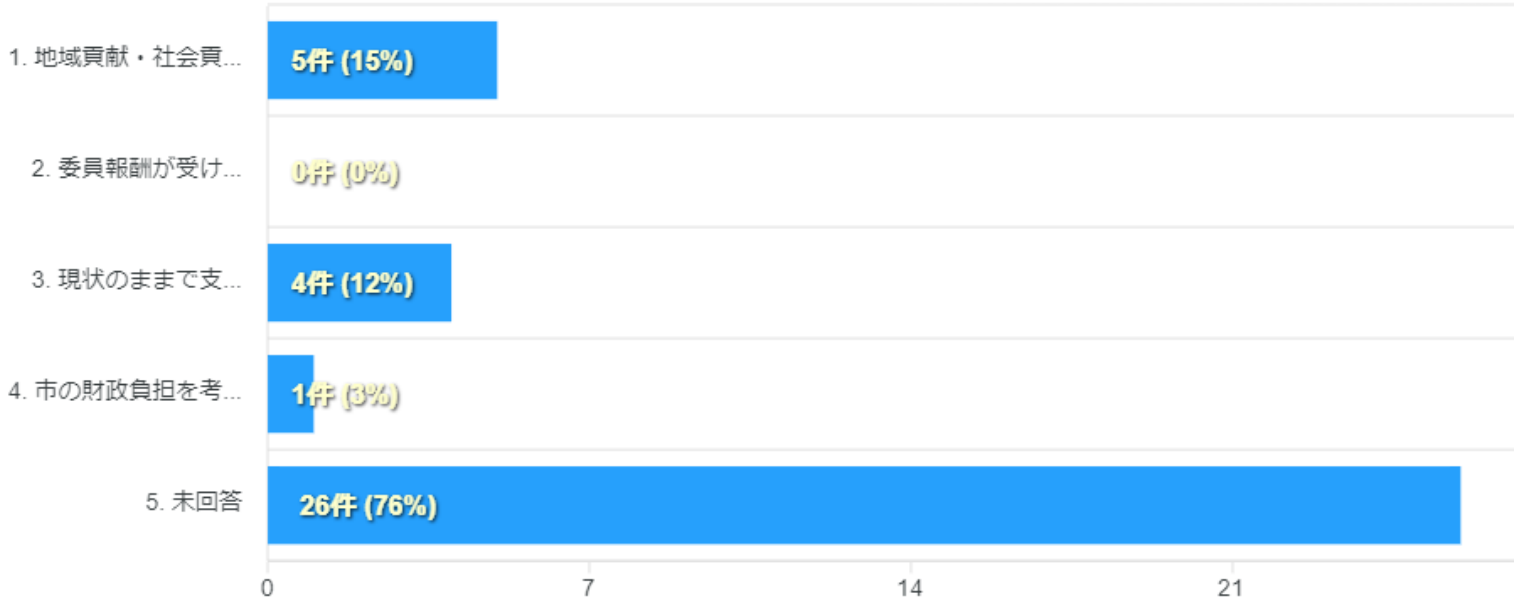

自立支援協議会部会の委員報酬についてどのように考えますか （相談支援部会・生活支援部会・就労支援部会・こども部会）



部会の委員報酬が必要である（どちらかといえば必要である）と回答した方に理由をお聞きします（複数選択可）




部会の委員報酬が不要である（どちらかといえば不要である）と回答した方に理由をお聞きします



**相談支援部会　開催概要**

| **0　開催概要** | |
|---|---|
| R７年度　第５回　１月８日（木） | 部会開催　10：00～12：00 |
| R７年度　第６回　３月１２日（木） | 部会開催　10：00～11：50 |
| R８年度　第１回　５月１４日（木） | 部会開催　10：00～11：50 |
| R８年度　第２回　８月６日（木） | 部会開催　10：00～12：00 |

**1　課題・問題意識**

セルフプラン率の高さ

**2　短期的目標**

・相談支援への理解を深める

・相談支援事業所の増設、相談支援専門員の増員

**3　中・長期的目標**

・セルフプラン率の低減
障がい者　セルフプラン率 40%　→　目標値セルフプラン率 35%
障がい児　セルフプラン率 84%　→　目標値セルフプラン率 70%
・相談支援専門員の質の担保
・人材確保

**4　上記１を裏付けるデータ**

厚労省障がい者相談支援事業の実施状況等について　市町村別データ（令和６年３月末時点）より

**5　上記１に対する方策・取組**

【相談支援部会での取り組み】

①研修会（2 部制）実施

1 部：令和 8 年 1 月 19 日 10：00～全日警ホール

「市川市における子どもの相談支援の実情と課題」　講師/和洋女子大学髙木准教授

「千葉市における一人事業所での事業展開について」　講師/しーさぽーと相談室石野氏

2 部：令和 8 年 2 月 13 日 9:30～全日警ホール

「相談支援を利用している当事者の話を聞く」

「相談支援専門員の見立て、方針決定までのプロセスを学ぶ」

②研修会（2 部制）実施予定

目的：相談支援の必要性を理解する。

市川市のネットワークの強さを知る。

相談支援事業所の運営について理解を深める。

対象者：サービス提供事業所、相談支援事業所等の運営者、管理者、実務者

1 部：令和 9 年 2 月 5 日 14：00～全日警ホール

「相談支援を利用している当事者の話を聞く」

「グループワーク」

2部：令和9年2月24日 10:00～全日警ホール

「市川市における相談支援の重要性と実情、課題」　講師/和洋女子大学髙木准教授

「市川市での事業運営の実践報告（仮）」　講師/株式会社ウェリオ寒竹氏

③前年度作成した相談支援周知の為のチラシについて、特別支援学級で配布。今年度校長会にて障がい者支援課より相談支援について説明。

**6　取組の成果**

障がい者　セルフプラン率 40%　→　令和８年３月 38.54%（目標値令和 12 年 35%）
障がい児　セルフプラン率 84%　→　令和８月３月 81.12%（目標値令和 12 年 70%）

**7　本会議や他部会・関連会議体に求めるもの**

相談支援部会関連会議には２０３０プランにそった研修会の実施を依頼。

本会議には相談支援部会からの提案について協議、実施を依頼したい。

**8　その他**

**9　関連会議の開催概要**

**9－1　IS－net**

①幹事会

１２月１６日、２月１７日、４月２１日、６月１８日

②相談支援事業所の閉鎖や休止により、セルフプランになってしまっているご利用者さんがいる。その後相談支援の継続を希望していてもなかなか繋がらなく困っている状況がある場合はサービス提供事業所が事業所探しをサポートしてあげてほしい。また事業所が見つからず困っている場合にはえくるに相談出来る事を生活支援部会、こども部会、就労支援部会にて共有してほしい。

③総会、研修会等

・令和８年２月４日「障害児の相談支援について」
　講師/相談支援事業所セレン栗原氏

・令和８年５月２７日定期総会、情報交換会
　情報交換会：障がい者支援課、発達支援課からの情報提供

・令和８年７月８日

「機能強化型相談支援に関わる事業所間協定について～市川市初の事業所間協定「いろあつ」の全てお話しします。～」

**9－2　障害者権利擁護連絡会**

①定例会、家族会

令和７年１２月１５日、令和８年１月２８日、４月２４日、６月２９日

内容：社協からの報告、市民後見人について

②家族会研修会

３月１７日　「障がい者差別に関する相談、虐待に関する相談」

**９－３　精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業**

①圏域における代表者会議：令和８年２月１２日

②実務者会議：令和８年２月６日「地域移行座談会」

③市川市グループスパービジョン：

令和８年７月２３日　介護と障がいのはざまのケースについての支援

④病院向けピアサポート活動（「なかまの環」活動）：

令和８年５月１４日　バラ祭への参加「出張　憩いの場」

⑤入院者訪問支援事業実務者会議：令和８年６月３０日

# 令和8年度　生活支援部会　開催概要

| 0　開催概要 | |
|---|---|
| 第1回部会　**5月12日(火)** | **第3回部会　【予定】11月10日(火)** |
| 第2回部会　**8月18日(火)** | **第4回部会　【予定】2月9日(火)** |

## 1　課題・問題意識

【共通】

①支え手の人材不足　②支援力の向上　③地域のつながり強化

【各分野より】

①精神障害、行動障害、重症心身障害、医療的ケア児者、高次脳機能障害など、各現場の支援から見えてくる課題の共有と、解決に向けた具体的な取組みが必要

②事業種別によってはさらなるネットワークが必要な事業種別もある為（居宅介護、短期入所、地活など）ネットワークの必要性を含めた協議等が必要

【部会として協議内容】

①居宅介護やグループホームでのセルフプランから来る課題について意見交換。

②強度行動障害が有る方の支援について。生活介護事業所へ受け入れに関するアンケート案。

③拠点コーディネーターからの情報共有、意見交換。精神の方の短期入所が少ない。

④第6次ハートフルプランに関する意見交換。

⑤千葉豪雨についての意見交換。

⑥人材確保に関するイベントついての意見交換。

## 2　短期的目標

支援者同士の顔が見える関係性の仕組みづくり

各分野においての支援力向上に向けた仕組みづくり

## 3　中・長期的目標

市川市における福祉人材確保に関する具体的取組みの検討と協議

市外からの福祉人材確保に対する具体的な取組みの検討と提言

地域の支援力の向上に関する継続した仕組みづくり

## 4　上記１を裏づけるデータ

各関連会議からの報告

5　上記１に対する方策・取組　　★は今年度はじまった活動等

【共通】
①支え手の人材不足➡未着手
②支援力の向上➡各関連会議にて研修等を実施
③地域のつながり強化➡つながり交流研修の実施。9月18日(金)実施予定
【各分野より】
各現場の支援から見えてくる課題の共有と、解決に向けた具体的な取組みの仕組み化が必要
精神障害➡市にも包括にて協議の場の設置
行動障害➡日中活動連絡会にて、生活介護事業所へ、受け入れについてアンケート実施予定。県16人研修修了者、CASの協力を得て、実践報告会を企画。法人を超え支援力向上につなげる仕組み作り。
重症心身障害・医療的ケア児者➡重心医ケア連絡会にて、市内在住の医療的ケア児者及び重症心身障がい児者の実態の把握。学校卒業後の通所先の確保状況の把握。災害対策、緊急時の備え。研修の実施。普及啓発（マナフェス）を継続実施。新たに、呼吸器使用者の受け入れ先などを課題として追加★
高次脳機能障害➡高次脳サポート会議にて事業所紹介、事例検討の実施。家族交流会（年2回）の継続実施。今後家族交流会と同日に当事者交流会も実施。県合同交流会へも参加★
居宅介護➡居宅支援連絡会で意見交換会や研修会を企画実施。障害者が利用できるヘルパー事業所の裾野を広げることをまずの目的とし取組みを継続。
GH➡支援力向上のための研修等の実施。
短期入所➡拠点コーディネーターと基幹で、市内短期入所事業所情報交換会を企画、継続。
8050➡ソナエプロジェクトの現状共有と活用。来年度に新しい日中サービス支援型GHが出来る予定。
市内のニーズ再調査（前回は4年前）★

6　取組の成果

・各関連会議においての研修や事例検討により、支援力の向上につながっている
・つながり交流研修についても多くの参加があり事業所間の連携のしやすさや、地域での仲間づくりを通じた人材定着や人材育成につながっている

7　本会議や他部会に求めるもの

①自立支援協議会を活用し、人材確保や人材育成といった市内共通の課題について具体的に取組む仕組みを作りたい。他分野では、人材確保の為の制度やイベントを行っている為。
②つながり交流研修については今後は部会合同で企画実施していきたい
③活動費等や市のバックアップが全くない会議体もある為（日中活動連絡会、居宅支援連絡会等）、今後も活動を継続してく為の方策について検討していきたい。
④障がい者週間の周知について、市民へのさらなる周知を期待。

8　その他

9　関連会議の開催概要

①重症心身障がい児者サポート会議：年6回　奇数月　　、10月マナフェス(予定)
②日中活動連絡会：5/12、8/18、（予定）11/20、2/9　、1月に研修会
③グループホーム等連絡協議会：月1回　研修会
④居宅支援連絡会：5/14、今年度は3回開催予定
⑤高次脳機能障害児者サポート会議：7/11（県合同交流会）、予定1月（家族・当事者交流会）

**就労支援部会　開催概要**

| **1　開催概要** | |
|---|---|
| **7 月 22 日** | **令和 8 年度　第 1 回就労支援部会** |

**2　課題・問題意識**

**⑴ 市内の就労選択支援事業所の開設状況及び開始後の課題等について**

- **事業所数の課題と拡大策**
  **① 市内の就労選択支援事業所は現時点で 2 カ所のみ。特別支援学校の生徒へのサービス提供が求められる中、今後も安定してサービスを提供し続けるための体制づくりをどのように進めるかが課題である。**
- **情報共有と制度周知の強化**
  **② 就労選択支援事業所から移行先（B 型等）への情報引き継ぎに関し、双方での混乱や戸惑いが見られる。**

**⑵ 市内全体における支援課題と今後の検討事項**

- **支援力の平準化・地域全体の向上**
  **③ 市内では就労継続支援 B 型の開所が近年続いている。事業所間での繋がりやサービス提供の均一化を目標に、事例検討会等を通じ地域全体の支援力向上を図る必要がある。**
- **就労定着支援の在り方について**
  **④ 雇用率向上に伴い、企業が求める支援と、実際の支援現場で実施すべき支援との間に乖離が生じているケースが増加している。**
- **障害者の福祉サービス利用に伴う、特に夕方の過ごし方について**
  **⑤ 18 歳を迎えると放課後等デイサービスの利用対象外となる。障害福祉サービスを新たに利用する方及びその家族が、安心して生活を送るための日中活動終了後の居場所や支援体制の確保が必要である。**

**3　上記 2 に対する方策・取組**

**① 市としての増設方針を整理するとともに、既存の実施事業所と未実施事業所による勉強会を開催し、参入・充足を促す。また、他市の状況も含め、総合的な検討も必要ではないか。**
**② 就労選択支援事業所・就労継続支援 A 型・B 型への制度理解も含めた周知徹底が必要。夏休み以降、学校・事業所・部会幹事・障害者就労・生活支援センター等を交えた意見交換会が必要ではないか。**
**③ 各会議体での課題に対する共有及び、具体的な事例検討会等の実施。**
**④ 障がい者就業・生活支援センターの取り組みの中で、企業担当者・福祉関係者、学校関係者を含め、就労後の在り方を検討していく。**
**⑤ 放課後等デイサービスに代わる、障がい者の居場所を含めた場所の必要性を継続的に訴える。**

**4　本会議や他部会・関連会議体に求めるもの**

**相談支援部会、生活支援部会との連携による研修会や情報交換会の開催。**

**新制度の開始や生活支援の重要性が高まっている現状を踏まえ、就労支援部会単独の情報にとどまらず、他部会との横断的な連携を推進していく必要がある。**

**5　その他**

**あいあいパーク（令和 8 年 6 月 13 日）　※主に働いている障がい者の集い**

**6　関連会議の開催概要**

**6－1　就労支援担当者会議（就労移行支援事業：7/17　就労継続支援 A 型事業：7/16）**

**6－2　福祉的就労担当者会議（5/20　7/15）**

## こども部会　開催概要

| 開催概要 | |
|---|---|
| 第１回こども部会 | 令和８年７月 17 日(金)14:00～16:00 |
| 第２回こども部会 | 令和９年１月 15 日(金)14:00～16:00（予定） |
| 幹事会 | 令和８年５月 15 日(金)15:00～16:30 |
| | 令和８年 11 月６日(金)15:00～16:30（予定） |
| | 令和９年３月 12 日(金)15:00～16:30（予定） |

### １　課題・問題意識

**①地域における相談体制の整備**

こどもと家庭に対する継続的・包括的な総合援助機関として「こども家庭センター」が整備されたが、障害児支援との連携・協働のあり方が分かりにくい。また、こどもの発達や障がい等に関する相談窓口が分かりにくいという意見も少なくない。

**②地域における保育、教育、障害児支援等の連携強化**

保育、教育、障害児支援を併用しながら暮らすこどもが増えており、家庭を含めた支援関係者間の更なる連携が求められているが、取り組みが広がっていない。

**③セルフプラン率の高さ**

市川市においては、障害児通所支援の利用者が増える一方で、こどもと家族に必要な相談支援サービスが行き届きにくくなっていて、セルフプラン率が高い状況が続いている。

**④こども一般施策に対する後方支援の必要性**

支援が必要なこどもが増加しており、保育・教育施設等での受け入れが広がりつつある一方で、その受け入れと対応等に関する後方支援に対するニーズが増えている。

**⑤第６次ハートフルプラン策定に向けた地域課題の抽出**

今年度は第５次ハートフルプランの最終年度であり、次期の計画策定に向けた地域課題の抽出に取り組む必要がある。

### ２　短期的目標

・市川市における障がい児支援を含む児童期支援に関する福祉資源等に関する情報提供と周知

・地域における中核的援助機関の役割と機能に関する情報提供と周知

・保育、教育等における障がい児の受け入れ状況と課題に関する現状把握と課題抽出

### ３　中・長期的目標

・こども家庭センターの包括的総合援助機能と障害児支援との円滑な連携体制の整備

・保育、教育、福祉の切れ目のないタテヨコ連携体制の整備と拡充

### ４　上記１を裏付けるデータ

・こども家庭センターや児童発達支援センター等の中核的援助機関に関する周知が不足している。

・保育、教育、福祉等の支援を併用するこどもが増え、その利用方法も多様化している。

・障害児相談支援の利用率は２割程度に留まっている。

**5　上記１に対する方策・取組**

・令和８年度の年間テーマを『「地域の障がい児支援の連携体制の構築」～こどもの居場所を地域で考える』とした。7 月 17 日の部会では、学齢期の支援場所として放課後児童クラブからの話題提供を受けて、特別な支援が必要なこどもの受け入れ状況や、学校や放課後等デイサービス等の福祉支援サービスとの連携における課題等について協議を行った。

・こども部会及び関連会議等を通じて、こども家庭センター及び児童発達支援センターの整備状況や役割等について情報提供を行った。また、保育、教育等を含む関係機関における障がい児等の受け入れ状況と課題について共有した。

・児童発達支援センターにおいて、セルフプランの作成支援を継続していく。また、支援の緊急性や困難性が認められるケースについては、児童発達支援センターにおいて障害児相談支援の提供を検討できるようにする。

・児童発達支援センターが地域の障害児支援事業所の後方支援を実施できる体制について検討する。

・こども部会と関連会議等において障がい児支援に関する地域課題を抽出し自立支援協議会に提案していく。

**6　取組の成果**

・支援が必要と思われるこどもに関する保育、教育施設等から児童発達支援センターへの問い合わせや相談が少数ではあるが寄せられるようになった。

・障害児相談支援事業所は漸増している。また、セルフプランの作成支援も現状維持か微増で推移している。

**7　今後の取り組み**

・気づきの段階からの相談援助体制と関係機関の連携体制の整備

・ライフステージをふまえた連携体制の整備

・保育、教育、福祉等の連携と協働の促進

・障害児相談支援の利用者を増やしていくための取り組み

**9　関連会議の開催概要**

**9－1　重症心身障がい児者・医療的ケア児等サポート会議**

・原則、奇数月の第一月曜日に定例会を開催しており、令和 8 年度は 5 月 11 日、7 月 6 日に開催した。

・障害者施設課より医療的ケアが必要な特別支援学校在校生調査の結果について報告があった。医療的ケア児者の学校卒業後の支援サービスの提供体制のあり方について協議を行った。

・医療的ケア児等コーディネーター連携会議の報告があり、「（市川市版）医療的ケアが必要なお子さんとご家族のガイドブック」について紹介をした。

・医療的ケア児者の生活介護、移動支援、短期入所の利用状況についての報告、及び情報共有を行った。

・令和 8 年度研修会は、現在、テーマ、内容について検討を行っている。

**９－２　障害児支援連絡会**

・幹事会において、市川市内には 100 を超える障害児支援事業所等が運営されているが、事業所の支援の質のバラつきが大きいこと、真に支援が必要なこどもが利用しにくくなっている等の地域課題について意見交換を行った。

・６月に地域の障害児支援従事者のネットワーク作りを目的とした交流会「いちかわでつながろう！支援者交流会」を実施した。計５７名が参加して名刺交換やグループワークを行った。

・２月に「学齢期から成人期への繋ぎの支援」をテーマに研修会を実施する予定。

・令和８年度事業所合同説明会を下記の通り開催する予定で準備中。

南部：10 月 8 日（木）　10:00～12:00　行徳文化ホールⅠ＆Ⅰ

北部：10 月 15 日（火）　10:00～12:00　全日警ホール

**９－３　児童発達支援センター等連携会議**

・（旧）市川市そよかぜキッズの民営化に伴い運営法人が変更された。あらためて市川市内の全ての児童発達支援センターが連携して地域課題に取り組むことを確認した。

・障害児相談支援の量的整備と質的整備に関する児童発達支援センターの取り組みを協議した。緊急性困難性の高いケースの優先的な受け入れや相談支援専門員に対する専門研修の実施等について検討した。

・障害児支援事業所数は増加傾向にある一方で、支援の質や人材確保と育成の課題を抱えている現状がある。児童発達支援センターの地域における中核的機関としての役割発揮について意見交換を行い、地域の障害児支援事業所やその従事者に対する後方支援の実施体制のあり方についても検討した。

・地域の福祉人材の確保の取り組みについて協議した。市川市発達支援課と連携し児童発達支援センター等連携会議が窓口となり、和洋女子大学の協力を得て、今後具体的な取り組みを始める予定。

# ＜市川市障害者団体連絡会＞

## 令和８年度　第11回定期総会

日時 ： 令和８年 5 月２０ 日（水）午後 １：００～午後３：００

場所 ：市川市急病診療・ふれあいセンター２ 階 集会室 1，2

1、　挨拶

2、　来賓挨拶

3、　講習会

・後見制度について、いちから学ぶ

―法定後見制度と任意後見制度–

市川市社会福祉協議会

市川市後見支援センター　山口様

### 総会　議事

第１号議案 令和７年度活動報告の件

第２号議案 令和７年度決算報告の件

第３号議案 令和８年度活動計画（案）の件

第４号議案 令和８年度予算（案）の件

第５号議案　役員選任の件

### 第１回本会議

１、　報告事項

① 令和 8 年度市川市大規模災害対応合同訓練実施概要について

危機管理室　地域防災課

② 令和 8 年度福祉避難所立ち上げ訓練について

健康福祉部　地域共生課

2、参加団体の紹介

市川市ろう者協会

# 令和８年度　第２回　市川市障害者団体連絡会

日時：令和８年９月 16 日（水）13:00～15:00
場所：市川市急病診療・ふれあいセンター２Ｆ　集会室１・２

## 次　第

### １、 勉強会

① 危機管理室地域防災課
・避難所の環境、受付について、備蓄倉庫の内容　等
② 福祉部地域共生課
・福祉避難所について、要配慮者名簿の個別避難計画について　等

### ２、 報告事項

① 令和８年熊本地震　　対応などの状況について
② 10/19(月)　14 時～15 時
・福祉避難所訓練　（場所：八幡市民交流館ニコット）
③ 11/８(日)　９時 30 分～12 時 30 分
・市川市大規模災害対応合同防災訓練
（場所：東国分中学校、国分川調整池緑地、地域）
④ 障害者週間について
・I、ワン、グランプリ 12/3(木)～12/9(水)ファンクションルーム
・福祉の店　12/6（日）　ニッケコルトン
⑤ 令和９年度バリアフリーハンドブックの改訂　予算及び配布先を検討
・令和８年度は令和７年度予算により　9,000 部を印刷して市立小学校５年～6 年生に変更して配布(検討事項４年生に配布したい)
・7 月中旬から市川市の HP にリンクを掲載した（コピーが可能に）
⑥ その他

### ３、 参加団体の紹介

① 参加障害者団体
げんき会

### 4、その他

オブザーバー出席：船橋市障害福祉団体連絡協議会　会長　平田千重　様

以　上

# 第６次いちかわハートフルプラン

市川市障害者計画

第８期市川市障害福祉計画・第４期市川市障害児福祉計画

**（案）**

## 【令和９～１１年度】

（2027～2029 年度）

市 川 市

-目次-


第１章　総論

１　第６次いちかわハートフルプランの概要

⑴　第６次いちかわハートフルプランとは …… 1

⑵　これまでの経緯 …… 5

２　障がい福祉の現状と課題

⑴　障がい者福祉をめぐる内外の動き …… 6

⑵　障害者手帳所持者数等 …… 9

⑶　前計画（第５次いちかわハートフルプラン）の達成状況 …… 20

⑷　障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見 …… 35

⑸　障がい児福祉に対する市民の意識 …… 55

⑹　まとめ …… 58

第２章　市川市障害者計画

１　基本理念等

⑴　基本理念 …… 62

⑵　将来像 …… 62

⑶　基本目標 …… 63

⑷　施策推進の方向 …… 63

⑸　各施策に共通する横断的視点 …… 64

⑹　基本理念等の構造 …… 66

２　具体的な施策

⑴　子育て・教育の充実　～のびのびと育つ～

障がい児支援 …… 68

学校教育 …… 71

⑵　就労・社会参加の促進　～地域で活動する～

就労支援・雇用促進 …… 73

生涯学習・文化・スポーツ …… 77

⑶　生活支援の充実　～地域で暮らす～
地域生活の支援…… 79
情報アクセシビリティ・意思疎通支援 …… 82
保健・医療 …… 85
⑷　相談・権利擁護体制の確立　～自分で決める～
相談 …… 87
権利擁護 …… 89
⑸　誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進　～安心して暮らす～
災害や感染症の対策 …… 92
まちづくり・居住環境整備 …… 95
⑹　地域の理解・支援の促進　～地域で支え合う～
障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供 …… 98
支援人材の確保と質の向上 …… 101
連携強化、支援体制整備 …… 103

第３章　第８期市川市障害福祉計画・第４期市川市障害児福祉計画
1　主な障がい者、障がい児向けサービス …… 104
2　計画の方向性 …… 105
3　成果目標と活動指標 …… 109
4　障害者総合支援法に係るサービス等 …… 121
⑴　障害福祉サービスの整備 …… 121
訪問系サービス …… 121
日中活動系サービス …… 124
居住系サービス …… 129
⑵　相談支援の整備 …… 132
⑶　地域生活支援事業の整備 …… 135
理解促進研修・啓発事業（必須事業） …… 135
自発的活動支援事業（必須事業） …… 136
相談支援事業（必須事業） …… 137
成年後見制度利用支援事業（必須事業） …… 139

成年後見制度法人後見支援事業（必須事業） …… 140
意思疎通支援事業（必須事業） …… 141
日常生活用具給付等事業（必須事業） …… 143
手話奉仕員養成研修事業（必須事業） …… 145
移動支援事業（必須事業） …… 146
地域活動支援センター機能強化事業（必須事業） …… 147
市が自主的に取り組む事業（任意事業） …… 149
5　児童福祉法に係るサービス …… 151
⑴　障害児通所支援等の整備 …… 151

# 第 1 章

# 総　論

# 1　第６次いちかわハートフルプランの概要

## ⑴　いちかわハートフルプランとは

### いちかわハートフルプラン

いちかわハートフルプランとは、次の２つの計画をセットにしたもののことをいいます。

○　「障害者基本法」に基づく『**市川市障害者計画**』

○　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」及び「児童福祉法」に基づく『**市川市障害福祉計画・市川市障害児福祉計画**』

後者の計画は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に“一体のものとして作成することができる”とされているため、本市では一体のものとして作成します。

| いちかわハートフルプラン | | |
|---|---|---|
| **市川市障害者計画** | **市川市障害福祉計画** | **市川市障害児福祉計画** |

### 市川市障害者計画

| | |
|---|---|
| **市川市障害者計画とは** | 「市川市における障がい者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）のことであり、策定は市町村の義務となっています。 |
| **市町村障害者計画の内容** | 市町村障害者計画の策定に当たっては、「障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ」ることとされています。 |

## 市川市障害福祉計画

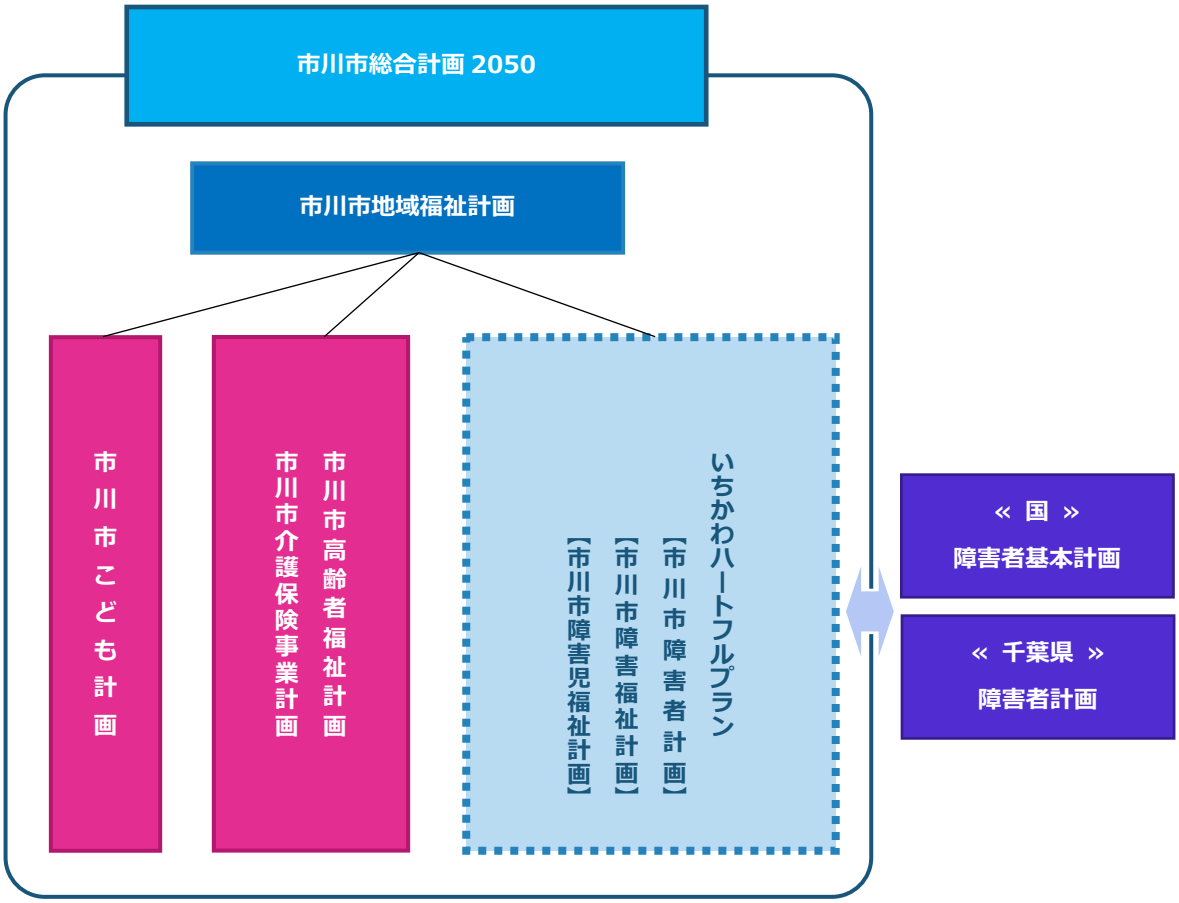
| | |
|---|---|
| **市川市障害福祉計画とは** | 「障害総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画であり、「障害福祉サービスの提供体制の確保、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画」です。 |
| **市町村障害福祉計画の内容** | ➢ 厚生労働大臣が定める「基本指針」に即して定めます。<br>➢ 次に掲げる事項を定めます。<br>・ 障害福祉サービス、相談支援 及び 地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項。<br>・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援 又は 指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み。<br>・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項。<br>➢ 上記以外に、次に掲げる事項について定めるよう努める義務があります。<br>・ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援 又は 指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策。<br>・ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援 又は 指定計画相談支援 及び 地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項。 |

## 市川市障害児福祉計画

| | |
|---|---|
| **市川市障害児福祉計画とは** | 「児童福祉法」に基づく市町村障害児福祉計画であり、「障害児通所支援 及び 障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援 及び 障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」です。 |
| **市町村障害児福祉計画の内容** | ➢ 内閣総理大臣が定める「基本指針」に即して定めます。<br>➢ 次に掲げる事項を定めます。<br>・障害児通所支援 及び 障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項。<br>・各年度における指定通所支援 又は 指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み。<br>➢ 上記以外に、次に掲げる事項について定めるよう努める義務があります。<br>・ 指定通所支援 又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策。<br>・ 指定通所支援 又は 指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項。 |

## 他の計画との関係

いちかわハートフルプランは、地域における福祉施策の共通理念や分野横断的な施策を定める『市川市地域福祉計画』との整合調和を図るほか、関連する他の施策別計画との調和を図りながら定めるものです。

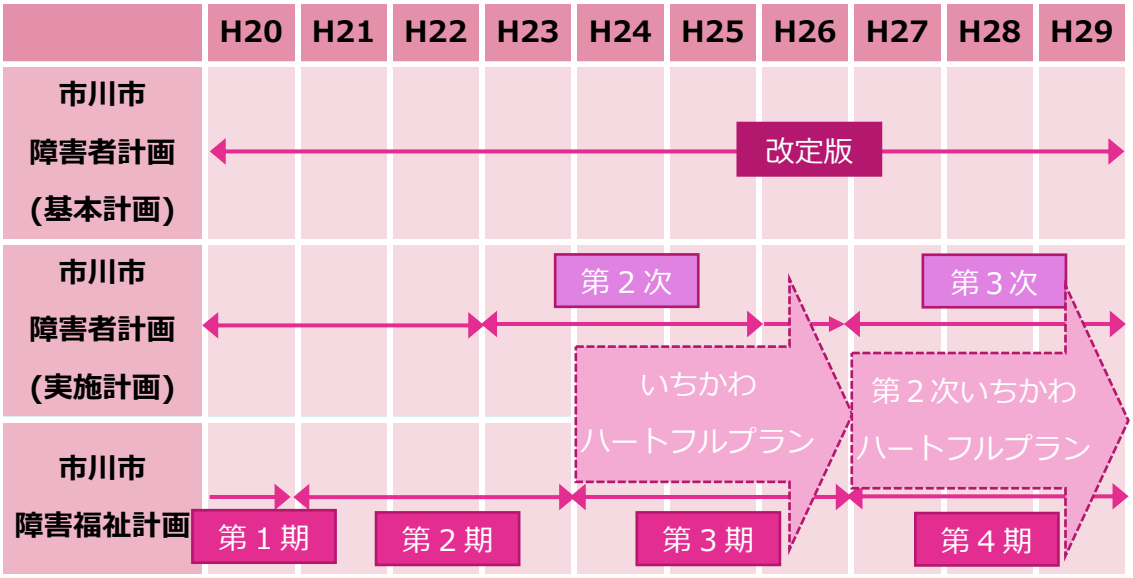


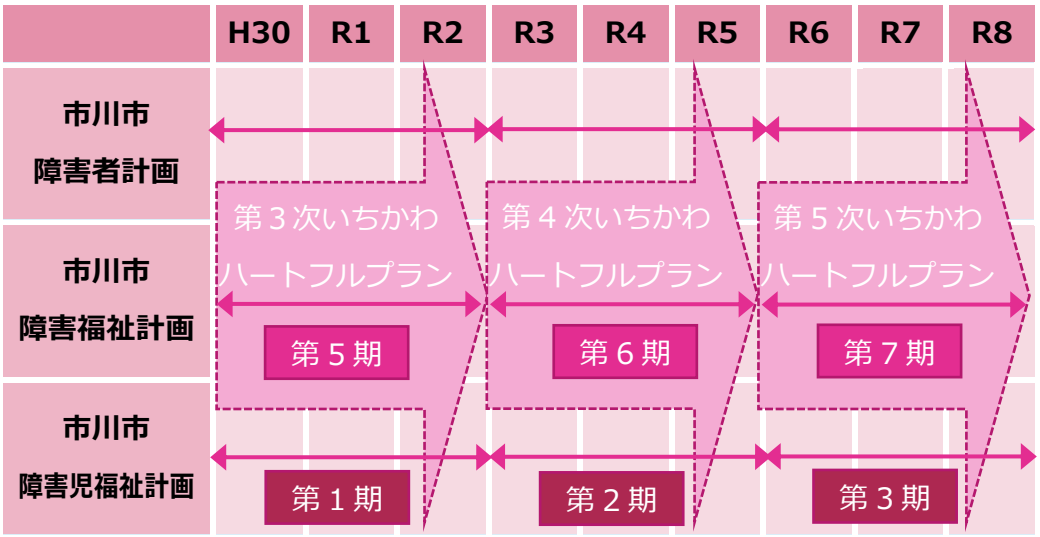
## ⑵　これまでの経緯

本市では、平成 10 年 3 月に「市川市障害者施策長期計画」（平成 10～19 年度）を策定し、これを総合的かつ計画的に推進してきました。

平成 18 年に「障害者総合支援法」の前身である「障害者自立支援法」が施行されたことに伴い、法施行と同時に第 1 期の市川市障害福祉計画（平成 18～20 年度）を定めました。

平成 24 年度からは「市川市障害者計画」と「市川市障害福祉計画」をあわせて『いちかわハートフルプラン』とし、さらに、平成 30 年度からは「市川市障害児福祉計画」を追加した 3 つの計画を『いちかわハートフルプラン』として実施しています。

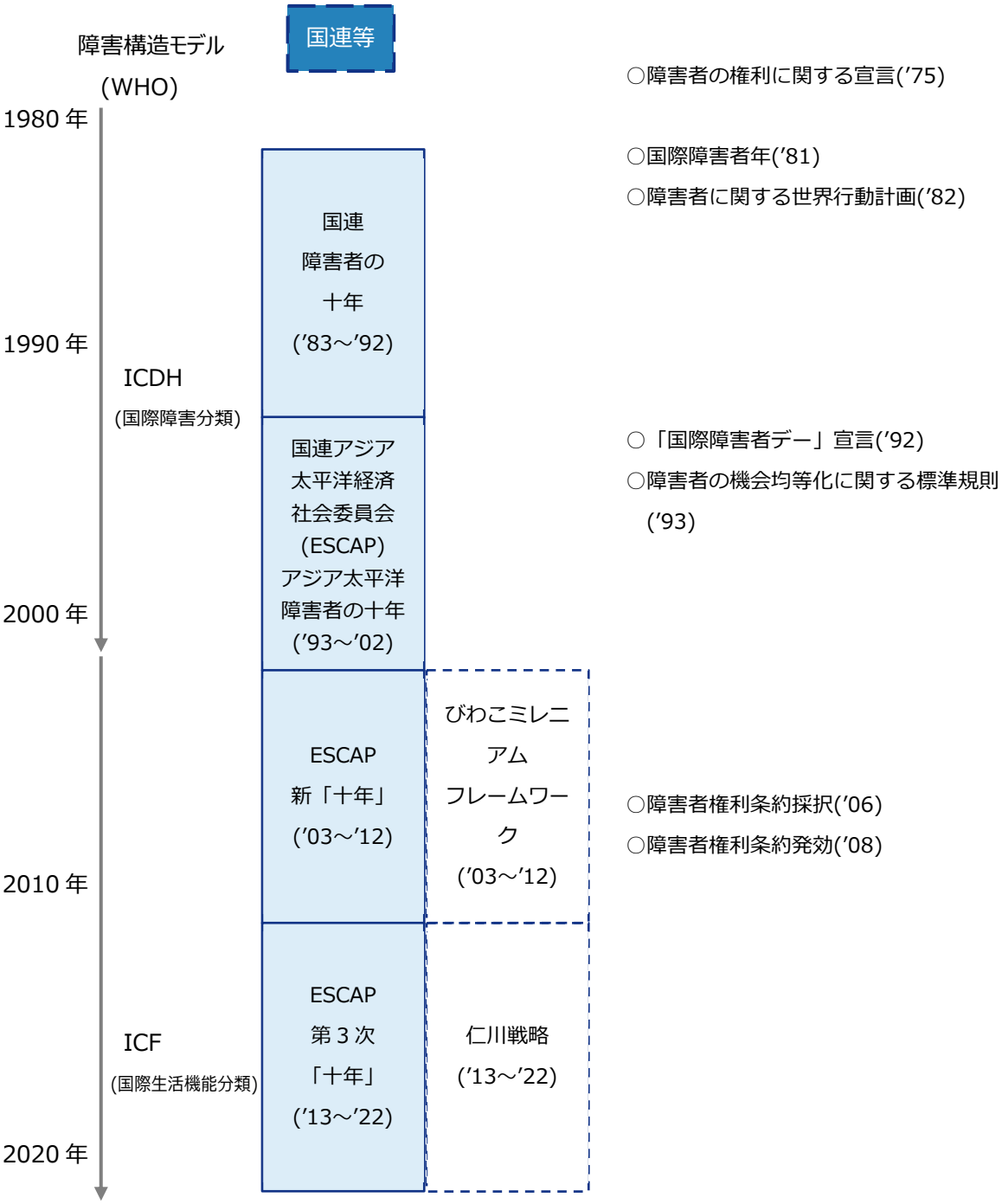


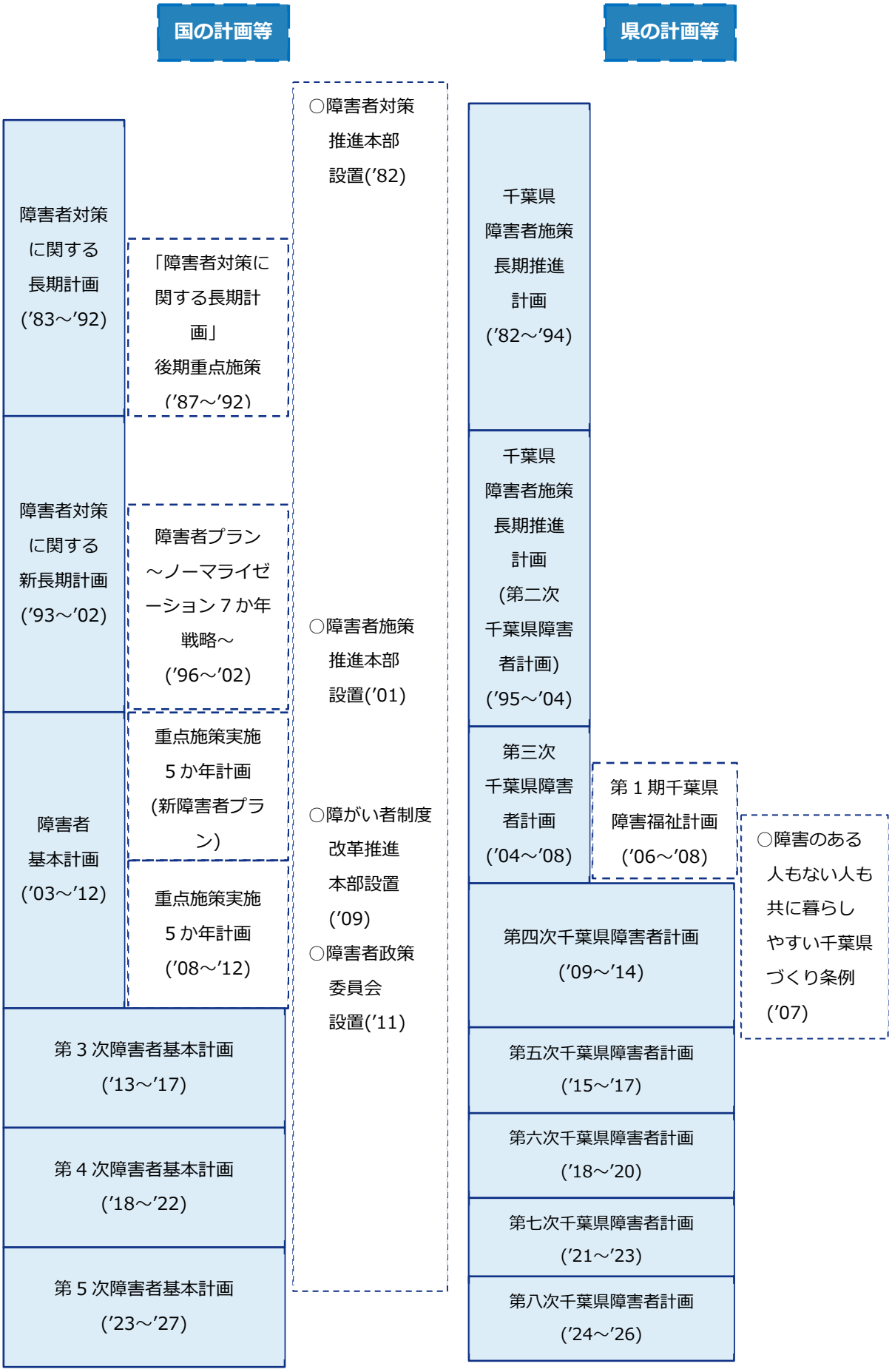



# 2　障がい福祉の現状と課題

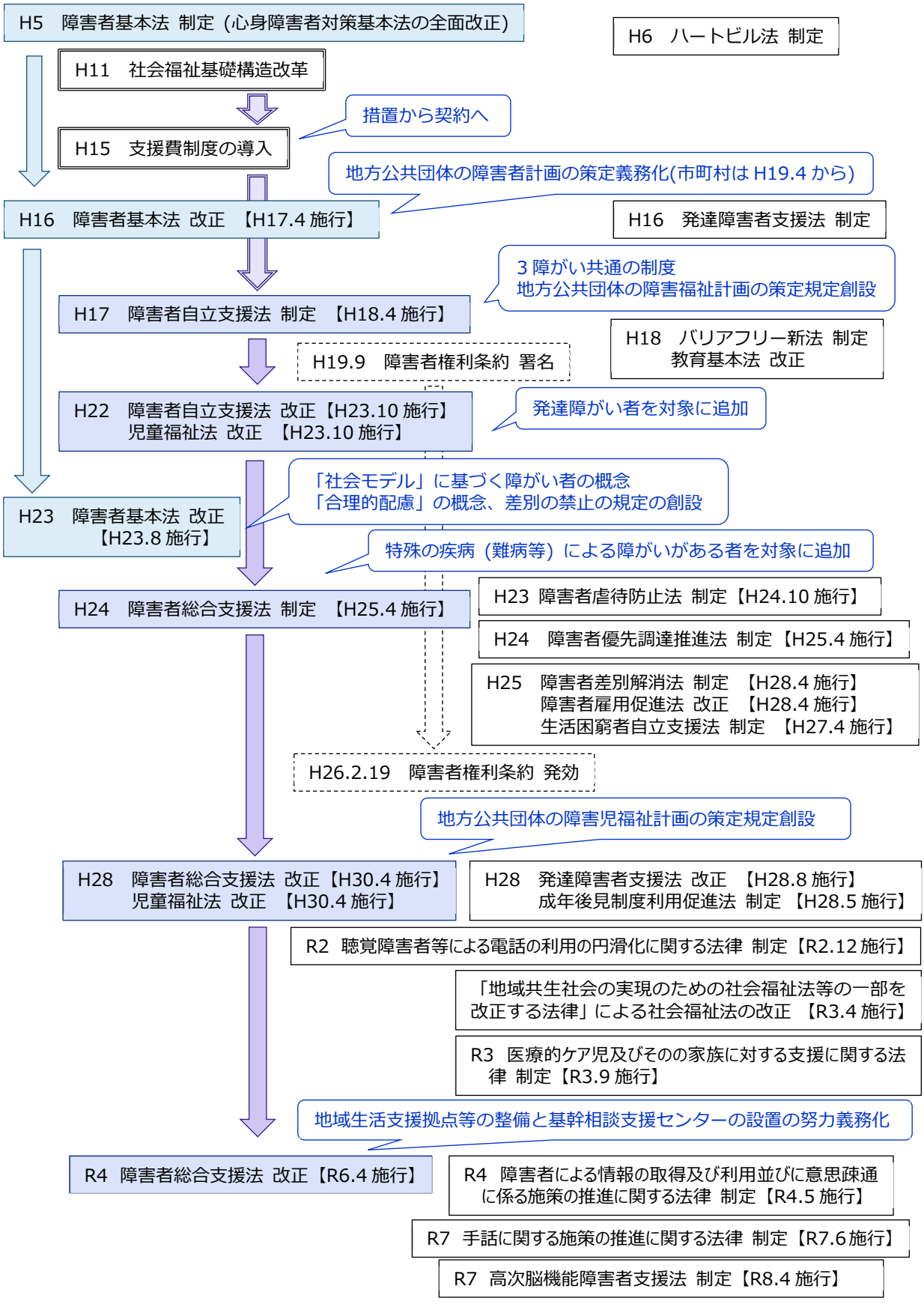
## (1)　障がい福祉をめぐる内外の動き

### 障がい者等に関する施策の動向




国の計画等
県の計画等
障害者対策に関する長期計画（'83～'92）
「障害者対策に関する長期計画」後期重点施策（'87～'92）
○障害者対策推進本部設置('82)
千葉県障害者施策長期推進計画（'82～'94）
障害者対策に関する新長期計画（'93～'02）
障害者プラン～ノーマライゼーション７か年戦略～（'96～'02）
○障害者施策推進本部設置('01)
千葉県障害者施策長期推進計画（第二次千葉県障害者計画）（'95～'04）
障害者基本計画（'03～'12）
重点施策実施５か年計画（新障害者プラン）
重点施策実施５か年計画（'08～'12）
○障がい者制度改革推進本部設置（'09）
○障害者政策委員会設置('11)
第三次千葉県障害者計画（'04～'08）
第１期千葉県障害福祉計画（'06～'08）
○障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（'07）
第４次千葉県障害者計画（'09～'14）
第３次障害者基本計画（'13～'17）
第５次千葉県障害者計画（'15～'17）
第４次障害者基本計画（'18～'22）
第六次千葉県障害者計画（'18～'20）
第７次千葉県障害者計画（'21～'23）
第５次障害者基本計画（'23～'27）
第八次千葉県障害者計画（'24～'26）

## 障がい者施策に関する国内法等の変遷



## ⑵　障害者手帳所持者数等

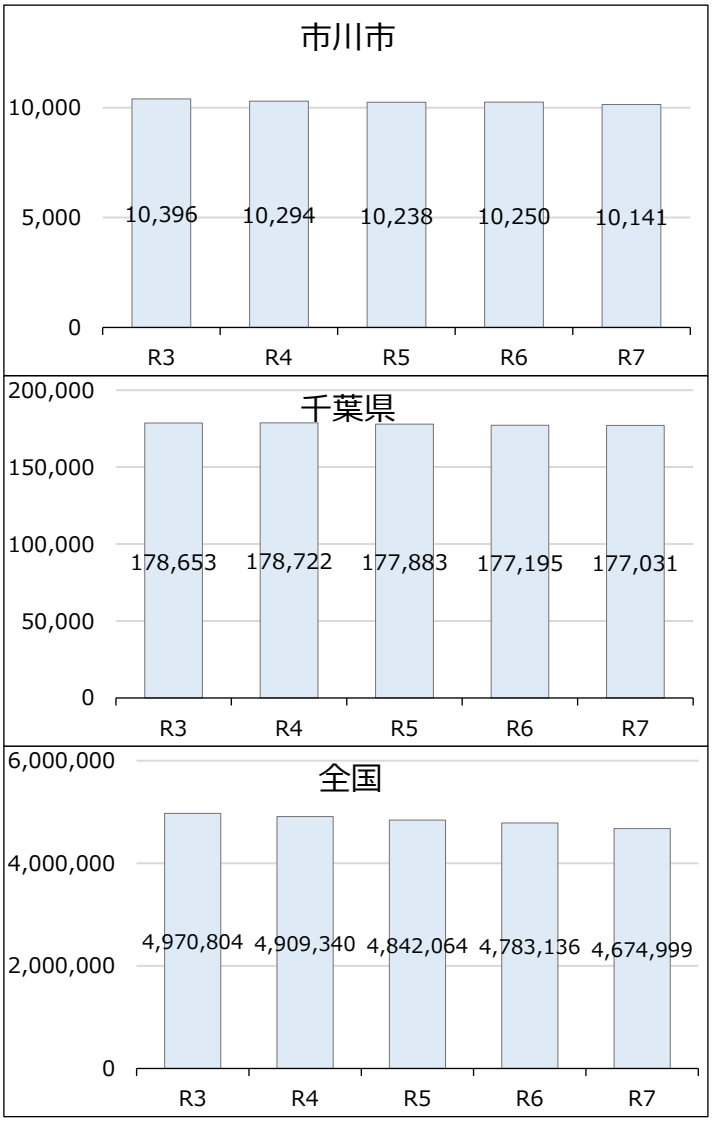
千葉県が公表している各市町村別の障害者手帳所持者数等と、厚生労働省の福祉行政報告例、衛生行政報告例から、本市における各障害者手帳所持者数等の傾向を整理しました。

### 身体障害者手帳の所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、近年わずかに減少傾向にあり、年平均で約0.6%ずつ減少しています。

千葉県全体で見るとわずかな減少傾向（年平均約 0.23%の減少）、全国で見ると年平均約 1.5%ずつ減少している傾向があります。

全国・千葉県・本市それぞれでわずかな違いはありますが、所持者数はわずかな減少傾向にあります。

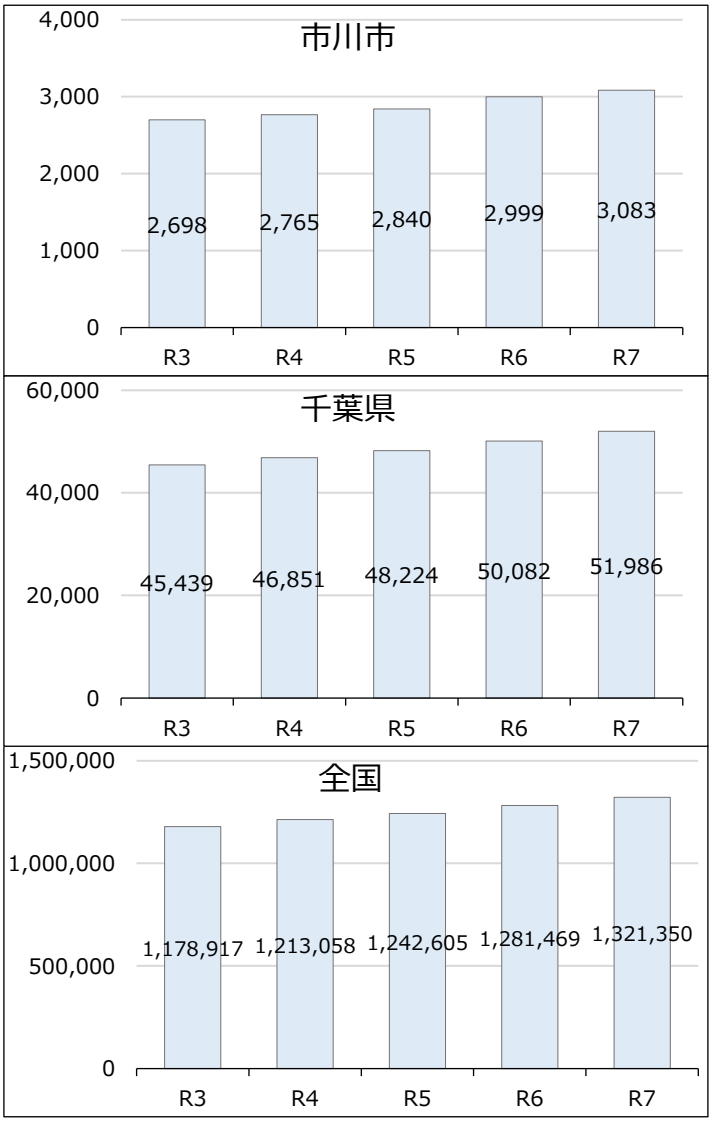



(※ 各年の 3 月 31 日時点)

## 療育手帳の所持者数

本市の療育手帳所持者数は、年々やや増加していく傾向にあります。年平均で約 3.4%の増加を続けていますが、千葉県全体で見ると年平均約 3.4%の増加、全国では年平均約 2.9%の増加傾向となっています。

全国・千葉県・本市それぞれでわずかな違いはありますが、所持者数は増加傾向にあります。

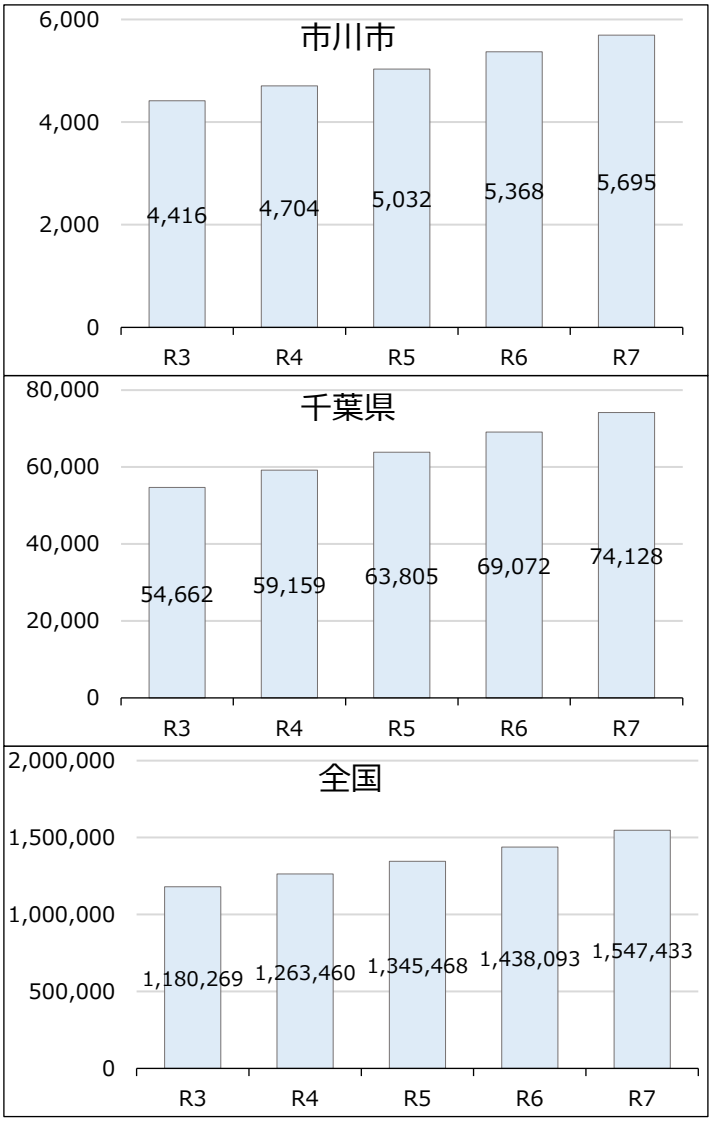



(※ 各年の 3 月 31 日時点)

## 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数については、他の 2 つの障害者手帳所持者数と比べると、全国、千葉県、本市のいずれにおいても、最も増加傾向が顕著となっています。

市川市では年平均で約 6.6%の増加傾向にあり、千葉県全体では年平均で約 7.9%、全国では年平均で約 7%と、いずれも高い増加傾向を示しています。




(※ 各年の 3 月 31 日時点)

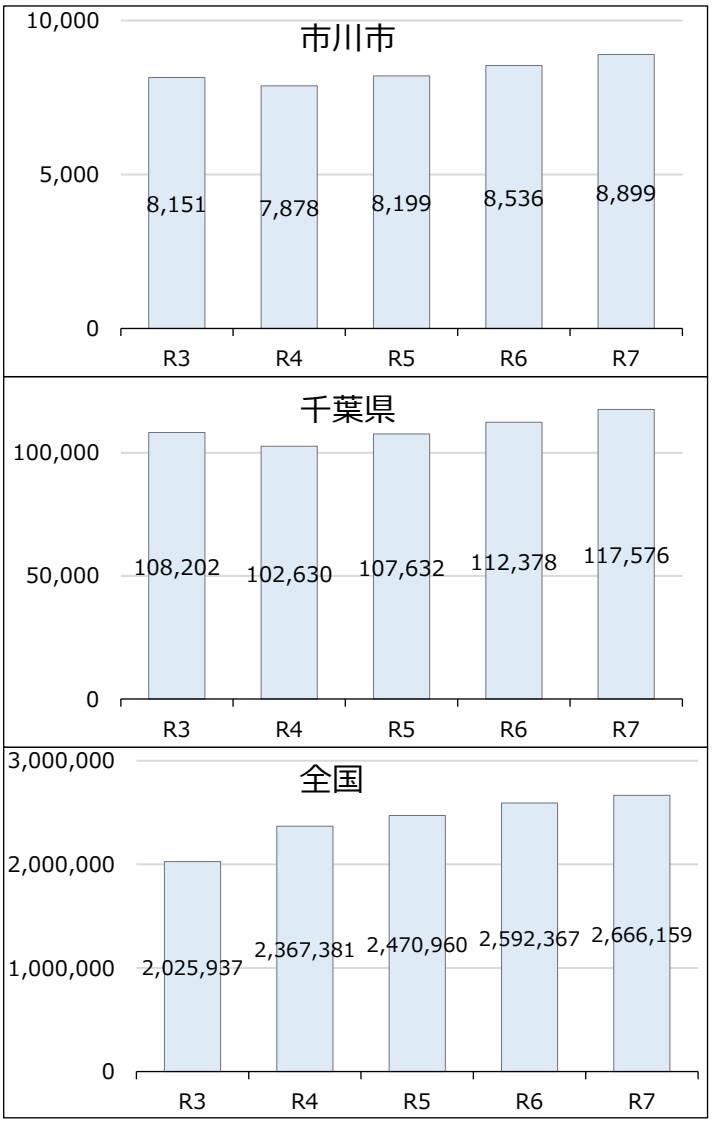
## 自立支援医療（精神通院医療）の受給者数

自立支援医療（精神通院医療）を受給している方の数は、精神障害者保健福祉手帳所持者数と同様に、増加傾向となっています。

市川市では年平均で 2.3%程度の増加傾向にあり、千葉県全体では年平均で 2.2%程度、全国では年平均で 7.2 %程度の増加傾向にあります。

障がい者は、障害者手帳を所持している方や自立支援医療を受給している方に限るわけではありませんが、全国、千葉県、本市ともに、身体障がいの方や知的障がいの方よりも、精神に障がいのある方が特に増加している傾向にあるものと考えられます。

なお、令和 3 年の数値だけ他と傾向が異なるのは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、支給認定の有効期間を 1 年間延長する措置を講じた影響によるものです。



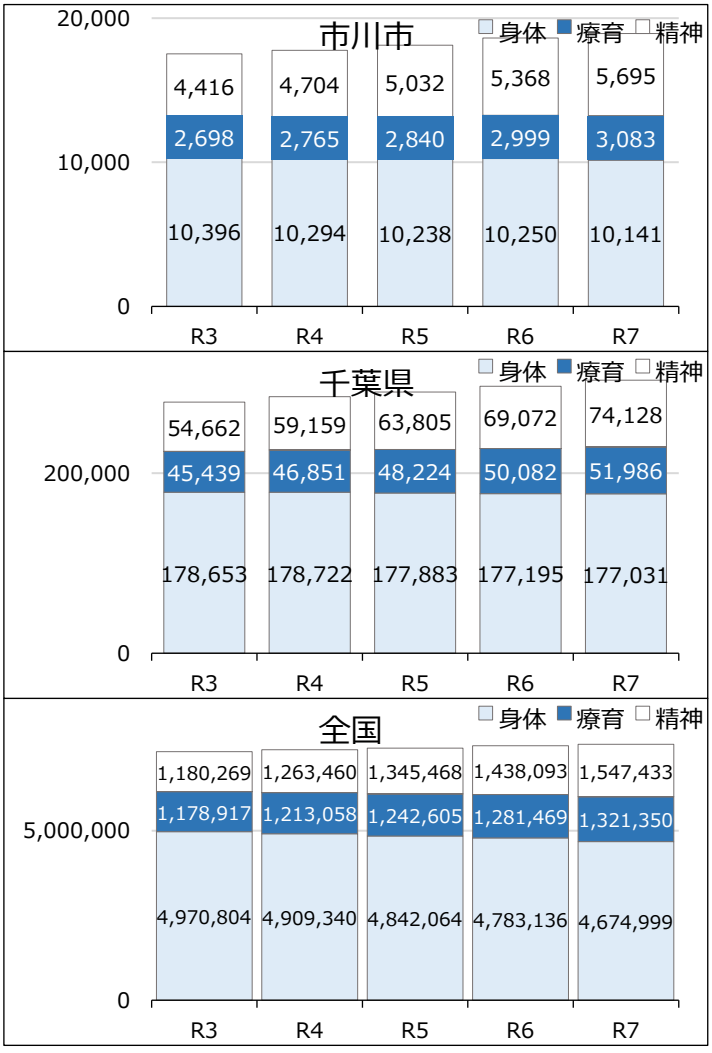

(※ 各年の 3 月 31 日時点の受給者数。ただし、全国のデータについては各年の 3 月 31 日までの 12 箇月間の支給認定件数。)

## 身体・療育・精神　各手帳の所持者数の合計

3 つの障害者手帳所持者数の合計を見ると、市川市では年平均で約 2%の増加傾向、千葉県全体では年平均で約 2.1%の増加傾向、全国では年平均で約 0.7%の増加傾向にあります。

3 つの障害者手帳の中では、身体障害者手帳の所持者数が最も多く、わずかに年々減少していく傾向にあり、それに対して、数としては少ない療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数が年々増加する傾向にあって、3 手帳全体として見ると増加傾向にあることから、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加傾向が強く表れていることが見て取れます。

ただ、身体障害者手帳所持者数はわずかに減少傾向、療育手帳所持者数は増加傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者数は特に増加傾向、という特徴は、全国、千葉県、本市それぞれで、同様であることが分かります。



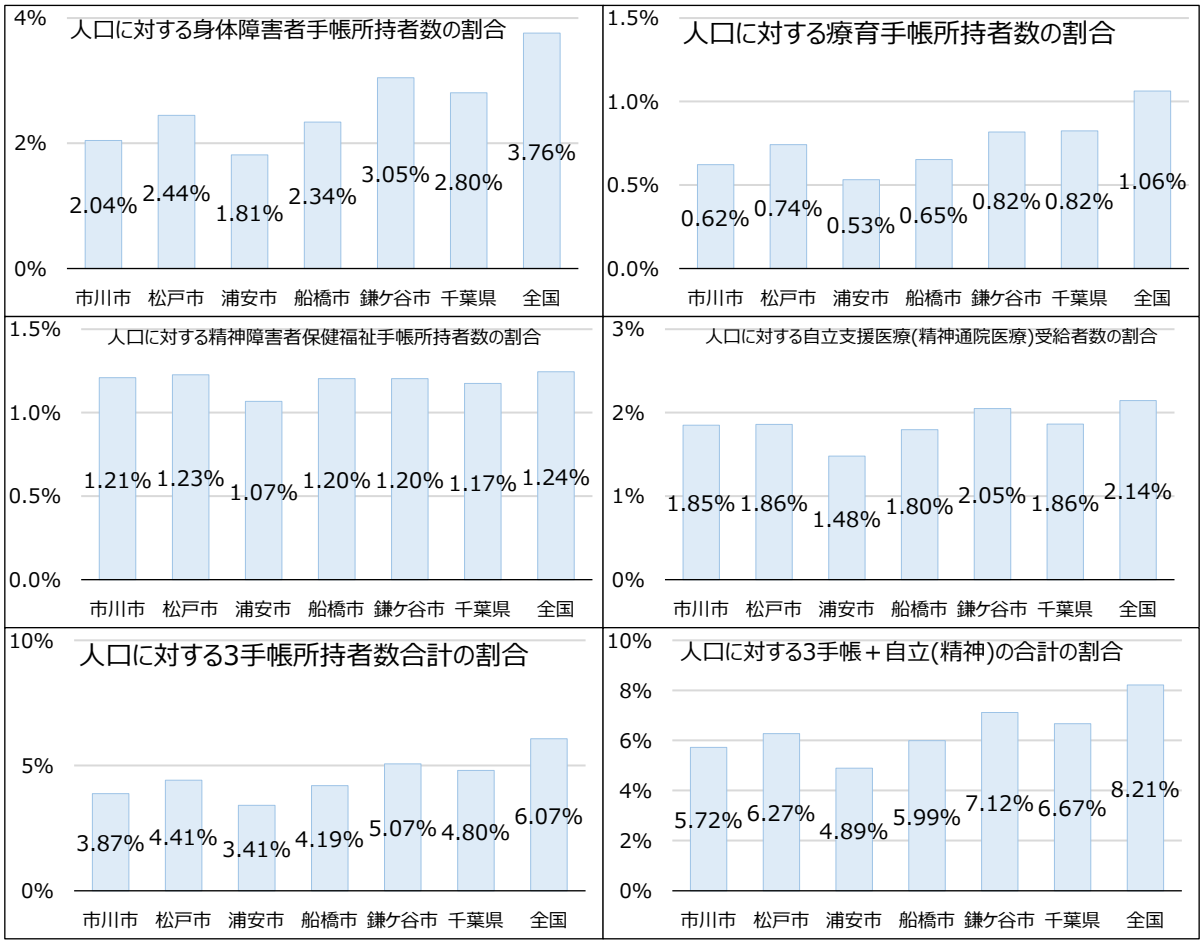

(※ 各年の 3 月 31 日時点)

## 人口に対する割合

次に、隣接市並びに千葉県及び全国の、障害者手帳所持者数、自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況を見てみます。

本市は、他市等と比べて身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者の割合が低くなっており（浦安市を除く）、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は全国とほぼ同じ値、自立支援医療（精神通院医療）受給者の割合は千葉県とほぼ同じ値となっています。

各障害者手帳所持者数を合計した数や、これに自立支援医療（精神通院医療）受給者数も足した数で割合を見ると、本市は、身体・療育の２つの障害者手帳所持者の割合の低さの影響を受け、他市等よりも割合が低くなっています（浦安市を除く）。



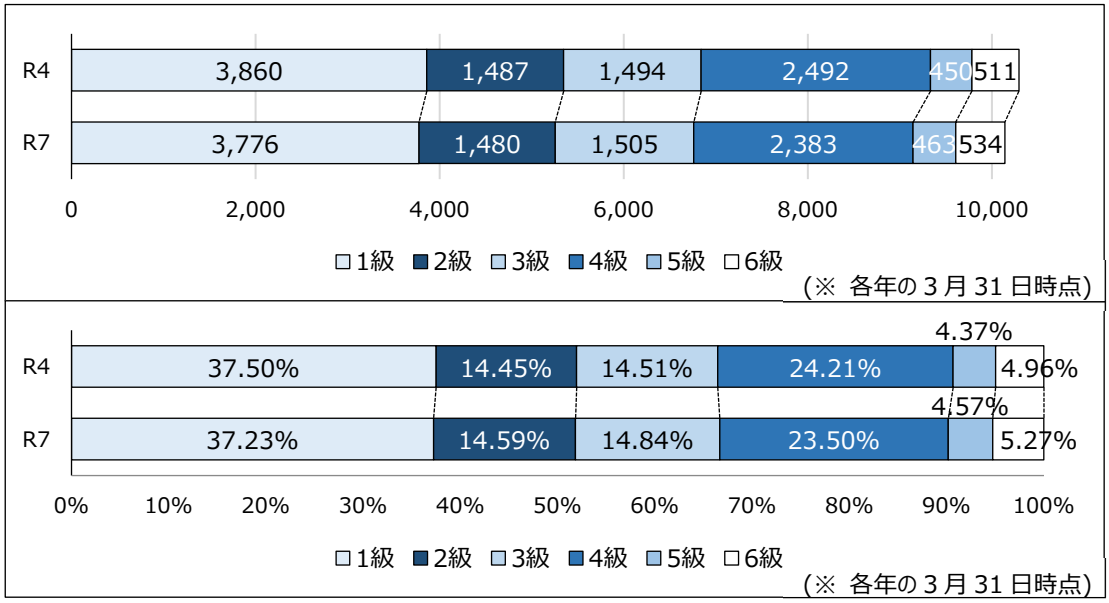

(※ 全国及び千葉県の人口は令和８年１月１日時点の住民基本台帳人口、その他の人口は令和８年３月31日時点の住民基本台帳人口を用いた。)

(※ 各障害者手帳所持者数、自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、令和８年３月31日時点の値を用いた。

## 本市の身体障害者手帳の所持者数（内訳）

【等級別】

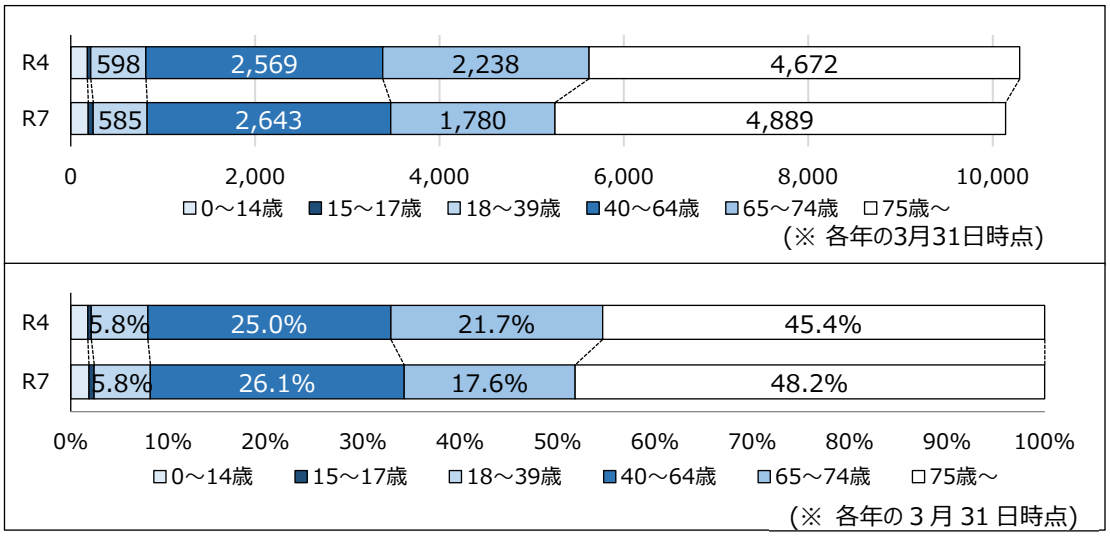
身体障害者手帳の所持者は減少傾向にある中で、２級と５級、６級がわずかに増加しています。割合に大きな変化はありません。




【年齢別】

40～64 歳と 75 歳以上が、数、割合ともに増加しています。

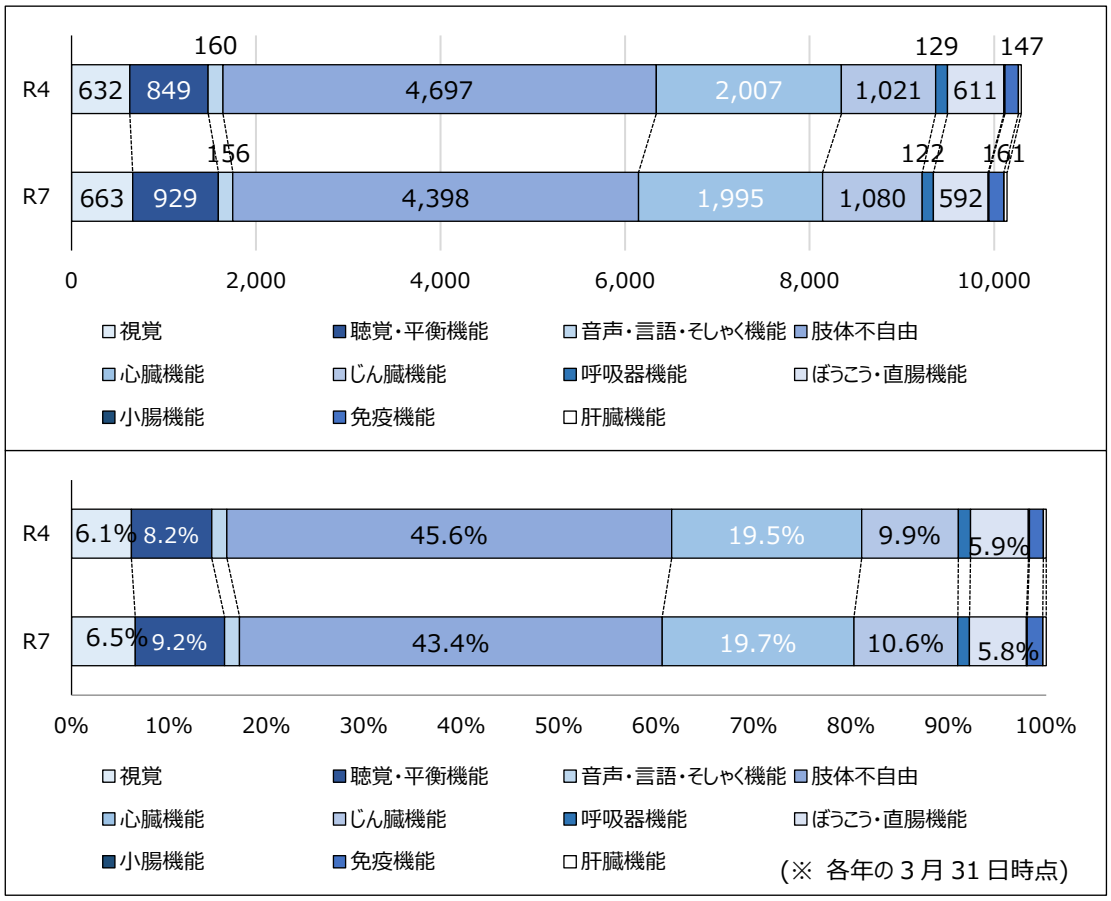
65 歳以上の割合は 65%を超えており、身体障害者手帳の所持者として高齢者が多いことが分かります。



【障がい部位別】

数、割合とも、肢体不自由が大きく減少し、肢体不自由・呼吸器機能以外の９部位は増加しています。身体障害者手帳所持者数の減少は、肢体不自由の方の減少が大きく影響していることが分かります。

11 の部位ごとに見ると、最も多いのが肢体不自由、次いで心臓機能となっており、肢体不自由の減少の影響を受けて総数としては減少傾向ながらも、心臓機能障がいの方等が増加傾向にあることが分かります。

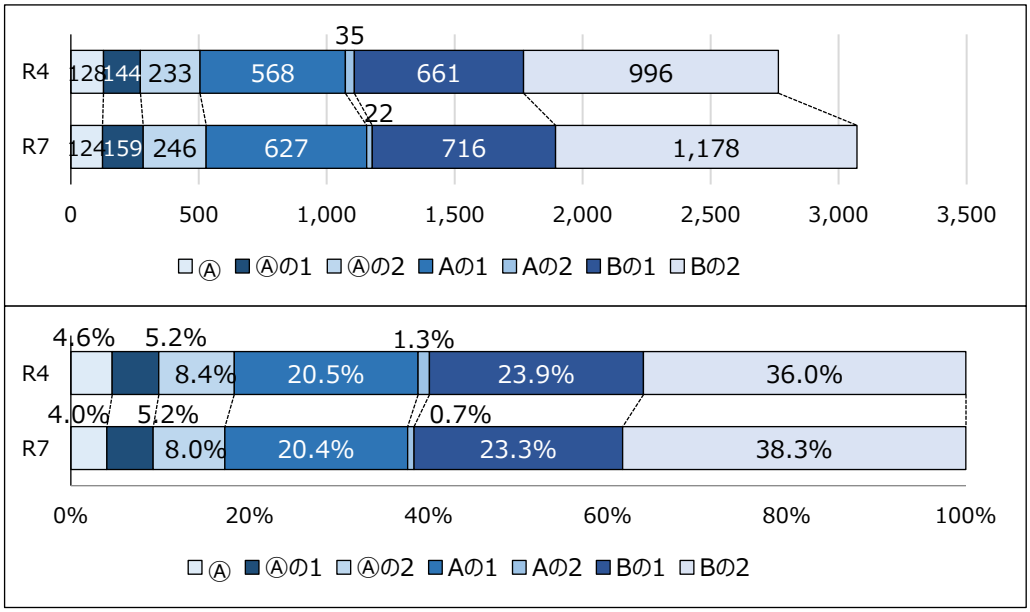


## 本市の療育手帳の所持者数（内訳）

【等級別】

数でみると、「A の 2」以外の等級で増加しており、特に、軽度の知的障がいである「B の 2 」が大きく増加しています。

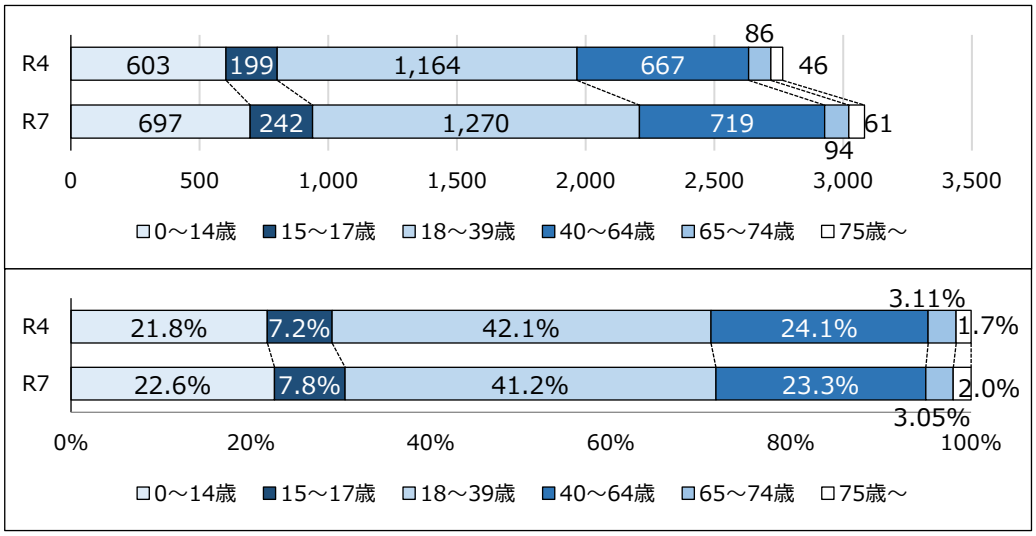
割合で見ると、「B の 1」と「B の 2」が最も多く、全体の約 6 割を占めており、全体の 3 分の 1 以上が軽度の知的障がい（B の 2）の方であることが分かります。




（※ 各年の 3 月 31 日時点）

【年齢別】

全ての年代で数が増加していますが、特に 18 歳～39 歳の増加幅が大きくなっています。



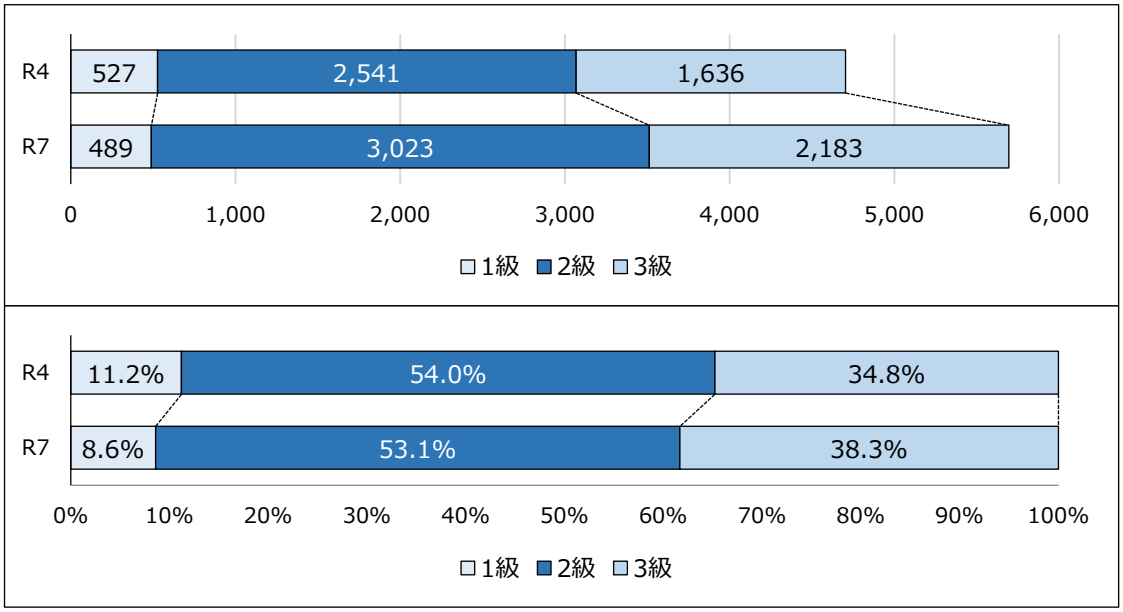

（※ 各年の 3 月 31 日時点）

## 本市の精神障害者保健福祉手帳の所持者数（内訳）

【等級別】

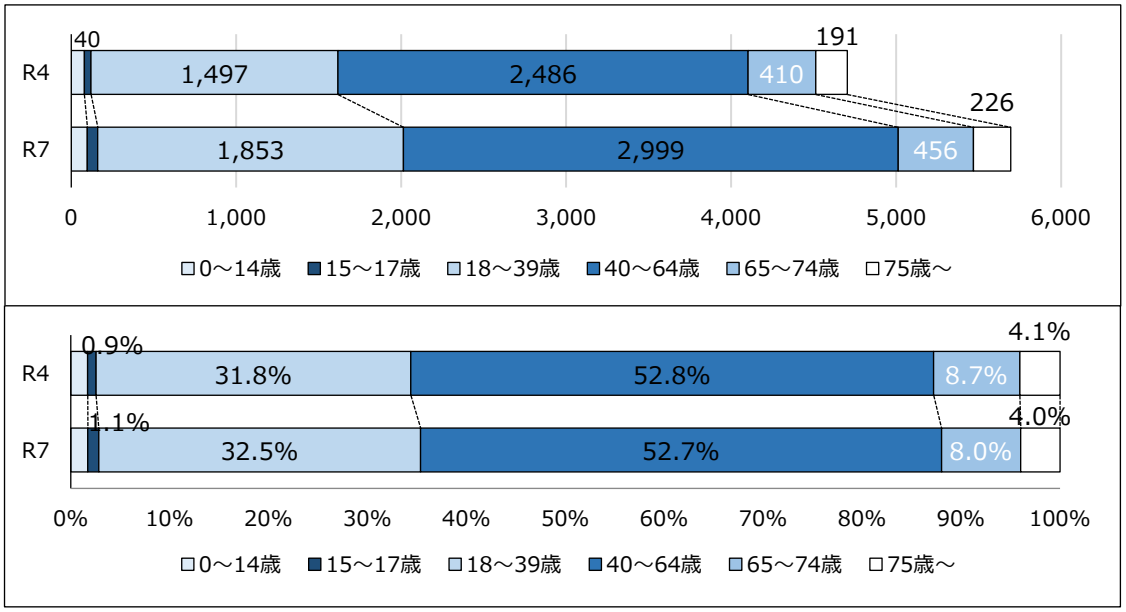
数で見ると、1 級が減り、2 級と 3 級（中～軽度）が増加しています。

割合で見た場合には、2 級の割合は減り、3 級の割合が増えています。2 級の数も増加してはいますが、軽度の 3 級が大幅に増加しています。




【年齢別】

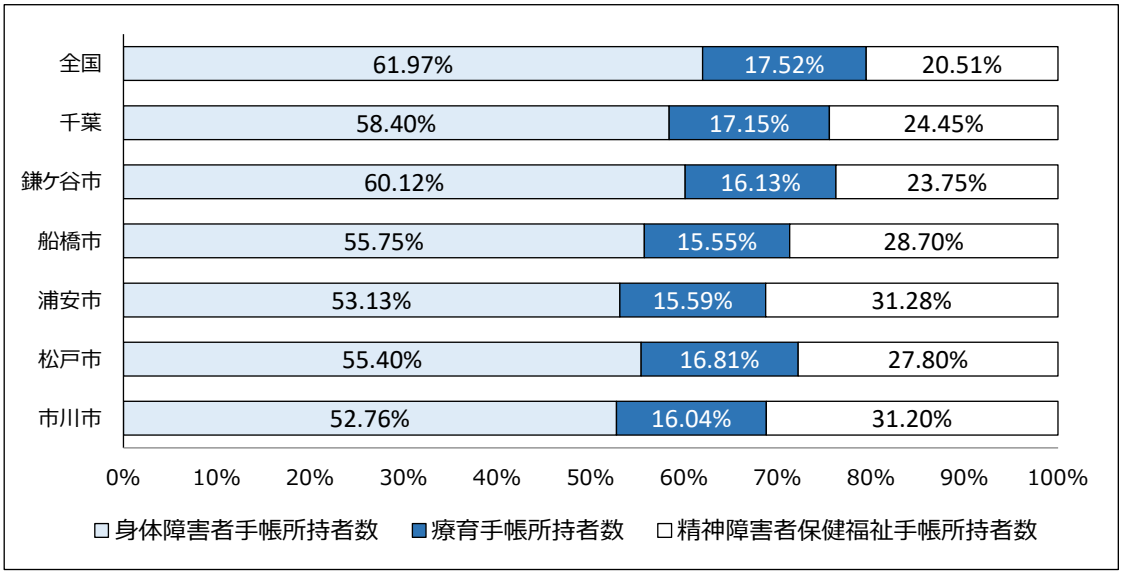
全ての年代で増加していますが、特に 10 歳代が約 1.9 倍、20 歳代が約 1.5 倍に増えています。割合を見ると、ほとんどが 10～70 歳代であり、約 97%を占めています。特に 40～50 歳代が多く、約 45%を占めています。



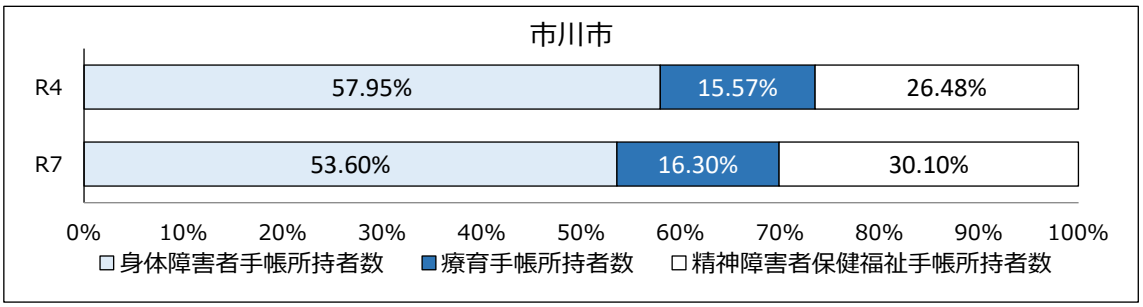
## まとめ

P14 の「人口に対する割合」を見て分かるとおり、本市では全国や千葉県と比べて身体・療育の 2 手帳の所持者の割合が低く、精神障害者保健福祉手帳の所持者の割合が高くなっています。各障害者手帳の所持者数の合計と比べると、下図のとおり、4 分の 1 以上を精神障害者保健福祉手帳所持者数が占めています。

また、隣接市・千葉県・全国と比べて、本市は精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が大きくなっていることが分かります。（令和 7 年 3 月 31 日時点）。




各障害者手帳の所持者数の合計と比べると、身体障害者手帳所持者の割合が減って、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が増えていることが分かります。



## ⑶　前計画（第５次いちかわハートフルプラン）の達成状況

### 市川市障害者計画について

#### 第２章　第１節　子育て・教育の充実　～のびのびと育つ～

第１項　障害児支援

| 事業名 | 指標 | | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 保育園巡回相談事業 | 保育園巡回件数 | 目標 | 100 回 | 100 回 | 100 回 |
| | | 実績 | 95 回 | 114 回 | - |

第２項　学校教育

| 事業名 | 指標 | | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 特別支援教育推進事業 | 通常学級に在籍している幼児・児童・生徒のうち、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成している者の割合 | 目標 | 6% | 6% | 7% |
| | | 実績 | 6.8% | 10% | - |

#### 第２節　就労・社会参加の促進　～地域で活動する～

第１項　就労支援・雇用促進

| 事業名 | 指標 | | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 障がい者就労支援事業 | 相談件数 | 目標 | 2,300 件 | 2,300 件 | 2,300 件 |
| | | 実績 | 2,666 件 | 4,235 件 | - |

第２項　生涯学習・文化・スポーツ

| 事業名 | 指標 | | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 障がい者スポーツ事業 | 障がい者軽スポーツ教室への参加人数 | 目標 | 50 人 | 50 人 | 50 人 |
| | | 実績 | 32 人 | 60 人 | - |

## 第３節　生活支援の充実　～地域で暮らす～

### 第１項　地域生活の支援

| 事業名 | 指標 | | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置 | 地域生活支援拠点等コーディネーターへの事前登録者数 | 目標 | 160 人 | 170 人 | 180 人 |
| | | 実績 | 233 人 | 258 人 | - |

| 事業名 | 指標 | | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地域活動支援センター運営費補助金事業 | 補助を行った市内施設数 | 目標 | 9 | 9 | 9 |
| | | 実績 | 8 | 9 | - |

### 第２項　情報アクセシビリティ・意思疎通支援

| 事業名 | 指標 | | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 手話奉仕員養成講座及び市民手話教室運営業務委託 | 養成講座修了者数 | 目標 | 16 名 | 16 名 | 16 名 |
| | | 実績 | 16 名 | 14 名 | - |

### 第３項　保健・医療

| 事業名 | 指標 | | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業 | 個別支援件数 | 目標 | 550 件 | 560 件 | 570 件 |
| | | 実績 | 552 件 | 682 件 | - |

## 第４節　相談・権利擁護体制の確立　～自分で決める～

### 第１項　相談

| 事業名 | 指標 | | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 相談支援体制の整備 | 基幹相談支援センターえくるの相談員の数（1 未満の端数は 0.5 単位に整理） | 目標 | 11.5 人工 | 12.5 人工 | 13.5 人工 |
| | | 実績 | 9.0 人工 | 9.0 人工 | - |

### 第２項　権利擁護

| 事業名 | 指標 | | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 成年後見制度利用支援事業 | 相談実件数（障がい分）・啓発回数 | 目標 | 60 件<br>20 回 | 65 件<br>21 回 | 70 件<br>22 回 |
| | | 実績 | 59 件<br>28 回 | 65 件<br>31 回 | - |

## 第５節　誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進　～安心して暮らす～

### 第１項　災害や感染症の対策

| 事業名 | 指標 | | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 避難行動要支援者対策事業 | 個別避難計画の作成数 | 目標 | 30 | 40 | 50 |
| | | 実績 | 25 | 1,876 | - |

### 第２項　まちづくり・居住環境整備

| 事業名 | 指標 | | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人にやさしい道づくり重点地区整備事業 | 歩道のバリアフリー化箇所数 | 目標 | 1 箇所 | 1 箇所 | 1 箇所 |
| | | 実績 | 1 箇所 | 1 箇所 | - |

| 事業名 | 指標 | | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| グループホームの開設・運営、入居者の家 | 開設時の補助の実施<br>運営費の補助の件数<br>被助成者数 | 目標 | 実施<br>63 件<br>300 人 | 実施<br>65 件<br>320 人 | 実施<br>67 件<br>340 人 |

| 事業名 | 指標 | | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 賃負担に対する支援 | | 実績 | 実施<br>52 件<br>345 人 | 実施<br>63 件<br>371 人 | - |

**第 6 節　地域の理解・支援の促進　～地域で支え合う～**

第 1 項　障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供

| 事業名 | 指標 | | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 障がいに関する理解啓発事業 | 実施の有無 | 目標 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | | 実績 | 実施 | 実施 | - |

| 事業名 | 指標 | | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 福祉の店運営支援事業 | 出店回数 | 目標 | 293 回 | 293 回 | 293 回 |
| | | 実績 | 241 回 | 338 回 | - |

第 2 項　支援人材の確保と質の向上

| 事業名 | 指標 | | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 市川市自立支援協議会との協働による研修 | 相談支援部会、生活支援部会、就労支援部会、こども部会と協働した研修の実施 | 目標 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | | 実績 | 実施 | 実施 | - |

第 3 項　連携強化、支援体制整備

| 事業名 | 指標 | | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 市川市自立支援協議会の開催 | 市川市自立支援協議会の開催 | 目標 | 開催 | 開催 | 開催 |
| | | 実績 | 開催 | 開催 | - |

## 第２章　成果目標と活動指標

(1) 施設入所者の地域生活への移行を進めます。

| | 令和６年度末 | 令和７年度末 | 令和８年度末 | 令和８年度末目標 |
|---|---|---|---|---|
| 施設入所者数 | 196 人 | 190 人 | - | 180 人以下 |

| | 令和６年度中 | 令和７年度中 | 令和８年度中 | 令和6～8年度計 | 目標 |
|---|---|---|---|---|---|
| 施設入所から地域生活へ移行した者の数 | 3 人 | 3 人 | - | - | 合計<br>12 人以上 |

(2) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

| | | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 目標 |
|---|---|---|---|---|---|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場 | 開催回数 | 1 回 | 1 回 | - | 1 回以上/年 |
| | 参加者数 | 20 人 | 19 人 | - | 10 人 |
| | 目標設定及び評価の実施回数 | 1 回 | 1 回 | - | 1 回/年 |

(3) 地域生活支援の充実を図ります。

| | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 目標 |
|---|---|---|---|---|
| コーディネーターの配置等による体制の構築 | 3 人配置 | 3 人配置 | - | 3 人配置 |
| 地域生活支援拠点等に係る運用状況の検証及び検討 | 1 回実施 | 3 回実施 | - | 年１回以上実施 |
| 強度行動障がいを有する障がい者に関して、関係機関の連携した支援体制の整備 | なし | 2 名 | - | 実施年１名以上 |

(4) 一般就労への移行を促進します。

| | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和8年度目標 |
|---|---|---|---|---|
| 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の利用者のうち一般就労へ移行した者の数(※) | 145 人 | 158 人 | - | 164 人 |
| (※の内訳) 就労移行支援の利用者のうち一般就労へ移行した者の数 | 106 人 | 116 人 | - | 127 人 |
| (※の内訳) 就労継続支援 A 型の利用者のうち一般就労へ移行した者の数 | 24 人 | 26 人 | - | 21 人 |
| (※の内訳) 就労継続支援 B 型の利用者のうち一般就労へ移行した者の数 | 10 人 | 8 人 | - | 17 人 |
| 就労移行支援事業所数 | 14 箇所 | 12 箇所 | - | |
| うち、一般就労移行者が 50%以上の事業所の数 | 4 箇所 | 5 か所 | - | |
| (割合) | 28.57% | 41.67% | - | 50%以上 |
| 就労定着支援事業所利用者数 | 214 人 | 286 人 | - | 257 人 |
| 就労定着支援事業所数 | 9 箇所 | 12 箇所 | - | |
| うち、就労定着率が 70%以上の事業所の数 | 8 箇所 | 11 箇所 | - | |
| (割合) | 88.89% | 91.67% | - | 25%以上 |

(5) 障がい児支援の提供体制を整備します。

| | 令和６年度末 | 令和７年度末 | 令和８年度末 | 令和８年度末目標 |
|---|---|---|---|---|
| 保育所等訪問支援を利用できる体制の拡充 | 155 人/月 | 195 人/月 | - | 134 人/月 |
| ライフサポートファイルの普及・活用のための講習会の開催 | 10 回/年 | 5 回/年 | - | 10 回/年 |
| ペアレントプログラム | | | | |
| 受講者数 | 6 人/年 | 8 人/年 | - | 8 人/年 |
| 実施者数 | 2 人/年 | 3 人/年 | - | 2 人/年 |

(6) 相談支援体制を充実・強化します。

| | 令和６年度末 | 令和７年度末 | 令和８年度末 | 令和８年度末目標 |
|---|---|---|---|---|
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 1 件/年 | 7 件/年 | - | 1 件/年 |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 | 1 件/年 | 15 件/年 | - | 1 件/年 |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 | 151 回/年 | 166 回/年 | - | 140 回/年 |
| 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数 | 52 回/年 | 82 回/年 | - | 55 回/年 |
| 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 | 2 人 | 5 人 | - | 3 人 |

| | 令和６年度末 | 令和７年度末 | 令和８年度末 | 令和８年度末目標 |
|---|---|---|---|---|
| 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数 | 0 回/年 | 0 回/年 | - | 1 回/年 |
| 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関数 | 0 | 0 | - | 25 |
| 協議会の専門部会の設置数 | 4 | 4 | - | 4 |
| 協議会の専門部会の実施回数 | 16 回/年 | 15 回/年 | - | 16 回/年 |

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

| | 令和６年度末 | 令和７年度末 | 令和８年度末 | 令和８年度末目標 |
|---|---|---|---|---|
| 千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数 | 7 人/年 | 5 人/年 | - | 10 人/年 |
| 障害者自立支援システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数 | 有 | 有 | - | 有 |
| | 1 回/年 | 1 回/年 | - | 1 回/年 |

## 第３章　第２節　障害福祉サービスの整備

### 第１項　訪問系サービス

| | 単位 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 令和８年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 居宅介護 | 実人/月 | 540 | 559 | 540 | 583 | 540 | - |

| | 単位 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 令和８年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| | 時間/月 | 11,287 | 10,164 | 11,400 | 10,134 | 11,514 | - |
| 重度訪問介護 | 実人/月 | 25 | 29 | 25 | 29 | 25 | - |
| | 時間/月 | 3,619 | 5,808 | 3,619 | 6,816 | 3,619 | - |
| 同行援護 | 実人/月 | 82 | 82 | 87 | 83 | 92 | - |
| | 時間/月 | 1,640 | 1,630 | 1,738 | 1,704 | 1,844 | - |
| 行動援護 | 実人/月 | 3 | 7 | 3 | 9 | 3 | - |
| | 時間/月 | 48 | 195 | 48 | 201 | 48 | - |
| 重度障害者等包括支援 | 実人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| | 時間/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |

第２項 日中活動系サービス

| | 単位 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 令和８年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 療養介護 | 実人/月 | 11 | 14 | 11 | 14 | 10 | - |
| 生活介護 | 実人/月 | 789<br>【247】 | 804<br>【121】 | 796<br>【247】 | 795<br>【131】 | 804<br>【247】 | -<br>- |
| | 延人日/月 | 16,147 | 15,105 | 16,631 | 15,106 | 17,130 | |
| 短期入所(福祉型) | 実人/月<br>実人/月 | 127<br>【35】 | 182<br>【80】 | 132<br>【34】 | 181<br>【84】 | 137<br>【32】 | -<br>- |
| | 延人日/月 | 1,315 | 1,642 | 1,368 | 1,623 | 1,423 | - |
| 短期入所(医療型) | 実人/月 | 1<br>【1】 | 4<br>【0】 | 1<br>【1】 | 5<br>【0】 | 1<br>【1】 | -<br>- |
| | 延人日/月 | 3 | 19 | 3 | 19 | 3 | - |
| 自立訓練(機能訓練) | 実人/月 | 5 | 1 | 5 | 2 | 5 | - |
| | 延人日/月 | 89 | 27 | 89 | 36 | 89 | - |
| 自立訓練 | 実人/月 | 55 | 68 | 55 | 62 | 55 | - |

| | 単位 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 令和８年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| (生活訓練) | | (42) | (55) | (42) | (48) | (41) | - |
| | 延人日/月 | 680 | 808 | 680 | 725 | 680 | - |
| 就労選択支援 | 実人/月 | 0 | 0 | 267 | 2 | 546 | - |
| 就労移行支援 | 実人/月 | 214 | 222 | 225 | 238 | 236 | - |
| | 延人日/月 | 4,220 | 3,667 | 4,684 | 3,795 | 5,199 | - |
| 就労継続支援Ａ型 | 実人/月 | 180 | 226 | 186 | 267 | 191 | - |
| | 延人日/月 | 3,693 | 4,110 | 3,878 | 4,862 | 4,072 | - |
| 就労継続支援Ｂ型 | 実人/月 | 524 | 662 | 535 | 771 | 546 | - |
| | 延人日/月 | 9,052 | 10,316 | 9,414 | 11,640 | 9,791 | - |
| 就労定着支援 | 実人/月 | 167 | 150 | 197 | 166 | 233 | - |

【 】内の数字は、重度障がい者の人数

( ) 内の数字は、精神障がい者の人数

第３項 居住系サービス

| | 単位 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 令和８年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 自立生活援助 | 実人/月 | 5 | 3 | 5 | 3 | 4 | - |
| | | (5) | (0) | (4) | (2) | (3) | - |
| 共同生活援助 | 実人/月 | 480 | 534 | 547 | 612 | 623 | - |
| | | (169) | (209) | (201) | (261) | (239) | - |
| | | 【48】 | 【59】 | 【55】 | 【70】 | 【62】 | |
| 施設入所支援 | 実人/月 | 200 | 190 | 202 | 191 | 204 | - |

【 】内の数字は、重度障がい者の人数

( ) 内の数字は、精神障がい者の人数

## 第３節 相談支援の整備

| | 単位 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 令和８年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 計画相談支援 | 実人/月 | 761 | 781 | 799 | 848 | 839 | - |
| 地域移行支援 | 実人/月 | 5 | 4 | 5 | 4 | 7 | - |
| | | (5) | (4) | (5) | (4) | (7) | - |
| 地域定着支援 | 実人/月 | 4 | 1 | 5 | 1 | 5 | - |
| | | (4) | (1) | (5) | (1) | (5) | - |

（ ）内の数字は、精神障がい者の人数

## 第４節 地域生活支援事業の整備

### 第１項 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

| | 単位 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 令和８年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | - |

### 第２項 自発的活動支援事業（必須事業）

| | 単位 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 令和８年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | - |

### 第３項 相談支援事業（必須事業）

| | 単位 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 令和８年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 障害者相談支援事業 | 箇所 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | - |

| | 単位 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 令和８年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 基幹相談支援センター | 箇所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | - |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | - |
| 住宅入居等支援事業(居住サポート事業) | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | - |

第４項 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

| | 単位 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 令和８年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 実利用見込者数 | 50 | 54 | 51 | 55 | 52 | - |

第５項 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

| | 単位 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 令和８年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | - |

第６項 意思疎通支援事業（必須事業）

| | 単位 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 令和８年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業 | 延利用人/年 | 1,200 | 814 | 1,200 | 853 | 1,200 | - |
| | 実利用人/年 | 150 | 147 | 150 | 114 | 150 | - |
| 手話通訳者等設置事業 | 設置人数 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | - |
| 失語症会話パートナー派遣事業 | 延利用人/年 | 120 | 106 | 120 | 138 | 120 | - |

第７項　日常生活用具給付等事業　（必須事業）

| | 単位 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 令和８年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 介護訓練支援用具 | 延給付件数/年 | 25 | 23 | 25 | 10 | 25 | - |
| 自立生活支援用具 | 延給付件数/年 | 45 | 56 | 45 | 43 | 45 | - |
| 在宅療養等支援用具 | 延給付件数/年 | 45 | 49 | 45 | 35 | 45 | - |
| 情報・意思疎通支援用具 | 延給付件数/年 | 100 | 80 | 100 | 66 | 100 | - |
| 排泄（せつ）管理支援用具 | 延給付件数/年 | 8,000 | 9,291 | 8,000 | 7,959 | 8,000 | - |
| 居宅生活動作補助用具 | 延給付件数/年 | 5 | 5 | 5 | 4 | 5 | - |

第８項 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

| | 単位 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 令和８年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 実養成講習修了見込者数 | 15 | 16 | 15 | 14 | 15 | - |

第９項 移動支援事業（必須事業）

| | 単位 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 令和８年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 移動支援事業 | 箇所 | 73 | 82 | 75 | 91 | 77 | - |
| | 実人/年 | 529 | 410 | 540 | 532 | 551 | - |
| | 延利用時間/年 | 45,494 | 44,772 | 46,440 | 42,670 | 47,386 | - |

第 10 項 地域活動支援センター（必須事業）

| | 単位 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 令和８年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 地域活動支援センターⅠ型 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| | 平均実利用人/日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 地域活動支援センターⅡ型 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | - |
| | 平均実利用人/日 | 6 | 4 | 6 | 4 | 6 | - |
| 地域活動支援センターⅢ型 | 箇所 | 9 | 8 | 9 | 9 | 9 | - |
| | 平均実利用人/日 | 50 | 47 | 50 | 56 | 50 | - |

| | 単位 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 令和８年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 障害児相談支援 | 実人/月 | 67 | 101 | 72 | 121 | 77 | - |
| 児童発達支援※ | 実人/月 | 650 | 830 | 734 | 886 | 830 | - |
| | 延人日/月 | 6,910 | 7,800 | 7,740 | 9,127 | 8,669 | |
| 放課後等デイサービス | 実人/月 | 1,011 | 1,276 | 1,052 | 1,427 | 1,094 | |
| | 延人日/月 | 13,187 | 14,253 | 14,374 | 15,881 | 15,667 | - |
| 保育所等訪問支援 | 実人/月 | 92 | 107 | 113 | 136 | 134 | - |
| | 延人日/月 | 138 | 155 | 170 | 195 | 201 | - |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 実人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| | 延人日/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |

※ 福祉型児童発達支援及び医療型児童発達支援の一元化に伴い、福祉型児童発達支援及び医療型児童発達支援をまとめて算出

## ⑷　障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見

第 6 次いちかわハートフルプランの策定に当たり、令和 8 年 6 月に市内の障がい者団体に文書と対面にてヒアリングを行いました。

また、令和 8 年 7 月から 8 月にかけ、市川市自立支援協議会及び各部会（相談支援部会、生活支援部会、就労支援部会、こども部会）に対してもヒアリングを行いました。

どちらも、「現在の障がい者施策について課題と思うこと」をお尋ねし、いただいた回答について次の 12 項目で整理しました。

| | |
|---|---|
| ① | **子育て・教育** |
| ② | **就労・社会参加** |
| ③ | **地域生活支援** |
| ④ | **意思疎通支援・情報アクセシビリティ** |
| ⑤ | **保健・医療** |
| ⑥ | **相談支援** |
| ⑦ | **権利擁護** |
| ⑧ | **災害対策** |
| ⑨ | **まちづくり・居住環境整備** |
| ⑩ | **理解促進・合理的配慮** |
| ⑪ | **人材確保** |
| ⑫ | **サービスの質の確保** |

## 子育て・教育

- ➢　子育て教育について、前提として、「児童の権利に関する条約」を重んじ、4つの柱、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を考えながら、「こども基本法」に基づく、「こども大綱」の中の、こどもまんなか社会の実現の為、声にならない声も聴いていくのが最善だと思う。
- ➢　障がい児、病気の子供を持つと、離婚率が跳ねあがると聞いていますが、母子や父子家庭には、手厚い福祉サービスと資金面の支援をしていただきたい。
- ➢　障がい児等を育てるうえで核家族化や母子家族など、家庭崩壊が起こっている事例もあり関係機関の連携を強くし、児童相談所や里親に預ける親もいるので障がい児等がより良い育つ環境を考えて頂きたい。
- ➢　障がい児等を育てるうえで、自分の子供が障がい児等とは知らずに虐待してしまうケースもあるが子供の障がいを正しく考え、もしかしたら親にも障がいがあるかもしれないので慎重に対応することが重要だが、子供の命にかかわると判断したら、すぐに保護していただきたい。
- ➢　統合教育もいいが、専門教育が必要な時期もあり、市川市も大変だとは思うが障がい児一人ひとりのスマイルプランを推奨し、子供の発達時期に専門で覚えることが大事なことも忘れないでいただきたい。重度の知的障がい者でも一番大事なのは食事とトイレと楽しめる文化やスポーツや娯楽だと思います。
- ➢　教育委員会の教師には多様性を求められ大変だと思いますが、いじめもそうだが、無関心にしない教育をしてほしい。クラスで、障がい児がいても、個性を認め合い、人の輪を一番に教育してほしい。
- ➢　学童クラブにおいても、法令に定められたように、非常勤でもいいが、心理をつかさどる職員の配置を考えていただきたい。
- ➢　過度な福祉サービスは止めて頂きたい。
- ➢　ライフサポートファイルの活用だが大いに活用してもらいその障がい児等の記録が一目でわかり、情報伝達においては大事ではないかと思う。
- ➢　生活困窮やヤングケアラーの家庭もあった事例も聞いているが関係機関と早急に連携を取り対応ができるように常日頃から各機関とのパイプを作っていただき対応していただきたい。
- ➢　学校卒業の障がい者だけでなく、多くのその他の聴覚障がい者への生涯学習の機会を増やす事も必要な事業と思います。
- ➢　子供の障がいにおいては保護者がどのようにサポートに取り組むかによっ

てその後に大きく影響すると思います。保護者に向けた「支援教育の重要性」への理解をより深めてもらえるような取組をお願いしたい。

- ➢　学校教育の中で障がいやサポートする仕事について学ぶ授業や体験を通し「当事者とその家族だけの問題」ではなく身近な事として捉えてもらえるような、個々の意識改革につながる取組を増やして頂きたいです。
- ➢　難聴指導の新たな教室の設置はなかなか難しいとは思いますので、巡回指導などの実現をお願いしたいです。
- ➢　ライフサポートファイルを周知し、有効的な活用方法について学ぶ機会が欲しい。
- ➢　市川スマイルプランは少しずつ浸透してきている実感がある。より活用の幅が広がっていくとよい。
- ➢　トライアングルプロジェクトについて、家庭・教育（学校）・福祉の三者が連携を深める取組の強化。
- ➢　保育所等訪問支援について、実際に保育園に通う保護者が知らない実態を耳にした。必要な情報はなるべく早期にいただきたい。
- ➢　放課後等デイサービスの受け入れが障がい特性によって難しい場合がある。手厚い支援が必要な児童・生徒を受け入れた場合、事業所側にもメリットが感じられるとよい。
- ➢　医療的ケア児の一時預かり、保育、通所の施設の増設を希望。
- ➢　学校への通学について、支援が必要な家庭が少なくありません。市川市では、令和 7 年 4 月より、通学支援の対象となる方が、特別支援学校等への通学に移動支援を利用できるようになりました。一方で、サービスを提供する事業所数や利用できる人数の面から、十分に利用しやすい状況には至っていないと感じることがあります。また、支援対象となる方も限られている印象を受けます。制度がより利用しやすいものとなるように、さらなる充実を期待しています。
- ➢　特別支援学校の現状として、少子化にも関わらず児童生徒数が増加しています。本校においても過去最高の在籍数となっています。伴って障がいの重度・重複化、外国籍、不登校、家庭支援の必要なケース等児童生徒の実態や状況も多岐に渡っています。そのため、行政や支援機関をはじめとした様々な関係機関と日ごろから連携し、対応するケースが増えています。
- ➢　高等部卒業に向けての進路指導においても、以前は日中活動の場を決定し送り出すシンプルなものでしたが、本人や家庭への支援体制を整える必要のある

ケースも増加しています。

➢　放課後等デイサービスについて高校生や重度の障がいのある方が利用できる所が少ない。

## 就労・社会参加

➢　一般就労だが、物価高による、障がい者雇用の新規採用や雇止めや解雇なども考えられるが、大手企業だけではなく中小企業にも障がい者雇用を促し、就労継続も考えて頂けるよう、相談事業も大切にしながらやっていただきたい。

➢　福祉事業所から一般就労に移行した人たちに対しての就労定着支援は、その障がい者や家庭にとって大きな変化であり、老後までを変えてしまうので長い支援を考えて頂きたい。

➢　就労支援 B 型では今まで通り、軽作業などの共同受注や勉強会を行って頂きたい。

➢　就労支援事業所では、15 時 30 分までの就労時間が多く、それでは親が普通に働けなく、夕方まで障がい者を面倒見てくれる場所があってもいいのではないかと思う。

➢　障がい者の文化、スポーツまた娯楽などが健常者と同じく、必要かつ常用と考えて頂きたい。

➢　障がい者雇用率が上がることに伴い、就労支援センターアクセスと障害者就業・生活支援センターいちされんの体制強化が必須です。

➢　就労選択支援事業を行う事業所が増えるような取組を盛り込んで欲しい。

➢　生涯学習（文化やスポーツ等）として定期的に（毎月・毎週等）参加できる場がない。作って欲しい。

➢　企業が障がい者を雇用しやすくなるよう企業に対する取組を充実させてほしい。

➢　就労継続支援 B 型を利用しながら短時間のアルバイトを始められるなど、より柔軟な就労のステップアップが可能なように福祉サービス利用の条件を緩和してほしい。

➢　一般就労への移行が進む一方で、長期的に働き続けるための支援の重要性が高まっています。現在は、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター、市川市障がい者就労支援センターが定着支援の中心を担っていますが、就職者数の増加に伴い、支援対象者も比例して増加しています。職場での課題対

応に加え、生活面やメンタルヘルスへの重層的な支援も求められることから、支援者一人当たりの負担が増大しており、継続的なフォロー体制の維持が大きな課題となっています。

- ➢ 精神障がいや発達障がいのある方からの就労相談は増加傾向にあり、医療機関との円滑な連携、就労準備支援、職場における合理的配慮の推進など、より専門性の高い支援が一層求められています。
- ➢ 障がい者雇用は着実に進展していますが、中小企業においては障がい特性への理解や、受け入れ後の対応に不安を抱える事業所も少なくありません。雇用率が上昇していく中で、企業が安心して雇用を継続できるよう、支援機関との連携や相談体制のさらなる充実が必要です。
- ➢ 就労継続支援 B 型事業所等では、工賃向上や安定した受注確保が引き続き課題となっています。販路拡大や共同受注の推進、官公需・民間企業との連携をさらに強化していく必要があります。
- ➢ 就労選択支援が令和 7 年 10 月から始まり、令和９年４月からは就労継続支援 A 型の利用にも原則、就労選択支援でのアセスメントが必要となります。一方で、市川市内の就労選択支援の事業所が少なく受け入れ体制が十分では言えないと感じています。特別支援学校においても、今後就労選択支援の利用が見込まれる生徒は多いため、事業所の受け入れ体制のさらなる充実を期待しています。
- ➢ 就労継続支援 B 型事業所などを利用する障がい者は高齢化しており、事業所内で介護的な支援が行われている状況がある。定年近くに就労継続支援 B 型事業所に来るような方も増えている。障がいのある方の場合は、就労というよりも日中の居場所を探して就労系事業所を利用しようとしている方も多い。
- ➢ 障がい者の高齢化は大きな課題の一つであり、介護保険分野など、高齢者施策との垣根を越えた連携が重要となる。障害福祉サービスと介護保険サービスの併用などについて、柔軟な制度運用を図っていくことを計画に記載してほしい。また障がいを持った市民や事業者への制度に関する説明会・研修などを実施してほしい。
- ➢ 特別支援学校では、生徒一人ひとりの適性や将来の可能性を踏まえた進路指導を行っています。卒業時点で一般就労が最適とは限らず、障害福祉サービスを利用しながら職業準備性を高め、将来的な一般就労を目指すことも重要な進路選択であると考えています。そのため、本人の適性や希望を十分に評価し、

適切な進路につなげることができる就労選択支援事業所の充実が課題と考えます。また、就労継続支援 A 型・B 型や就労移行支援などの障害福祉サービスを利用した後に、一般就労へ円滑にステップアップできる仕組みや支援体制をさらに充実するよう取り組んでいます。福祉サービスを「一般就労が難しい人の受け皿」としてではなく、「一般就労を目指すための成長の場」として活用できる地域づくりが進むことで、生徒一人ひとりが自分に合った働き方を選択することで、将来的な就労の可能性を広げられると考えます。

- ➢　障がい者雇用率の引き上げに伴い、雇用の機会は増えています。より重度な障がいの生徒にも企業就労のチャンスが生まれています。一方で、学校生活から企業での就労生活とのギャップに苦労する方が目立っています。
- ➢　就労選択支援について、実際の運営、利用が始まり、地域の障がい福祉にどのよう内影響、変化をもたらしたのか、本当に必要なサービスなのか（特に特別支援学校在校生が利用する必要があるのか）を、ぜひ市として検証してほしいと考えます。

## 地域生活支援

- ➢　精神障がい者当事者も家族も高齢化していることから、家族から自立できる支援が家族の差し迫った願いになっています。
- ➢　地域生活支援拠点等に期待することは、体験入所ができる施設があること、緊急時受け入れができること、安定した人材確保で支援関連機関との連携が出来ること等です。拠点に登録したものの、　その先何が期待できるのか、わかるようにしていただきたい。
- ➢　域生活支援拠点等事業は、当事者と支援者の日常的な信頼関係作りも大きな役割になっていると思います。当事者への訪問や様々な体験を共有する機会を増やして、いざというときの拠点になれるよう、事業予算も拡充していただきたい。
- ➢　精神障がい者に対応できるグループホームが定着するよう、運営に携わる人材確保、質の向上、　関係機関との連携の充実、運営側、利用者側双方の費用負担軽減など、お願いします。
- ➢　自立生活援助はサービス内容に掲載されていることをさらに充実できるよう、お願いします。
- ➢　8050 問題で、知的障がい者のグループホームが足りない状況でグループホ

ームの設立を促していただきたい。

➢　グループホームでも、軽度の障がい者を受け入れる傾向にあり、重度の障がい者との割合をおおよそ決めて受け入れをすれば事業所の不公平感もなくなると思うので考えて頂きたい。

➢　強度行動障害を有する方を受け入れるグループホームは少なく、千葉県が行っている。暮らしの場を考え、予算をもっとつけて、推奨し増やしていただきたい。

➢　地域生活支援拠点等の地域生活支援拠点等コーディネーターの専属業務と人件費の確保を図っていただきたい。

➢　オストメイトにとってストーマ装具は日常生活を営む上で欠かすことのできない生活必需品であり、地域で安心して生活を送るためには、ストーマ装具に係る日常生活用具給付等事業の充実が不可欠です。日本オストミー協会の調査では、オストメイトの 83.8%が給付基準額に不足を感じ、全国平均で月額 3,920 円の自己負担が生じているとの調査結果が示されています。現在のところ、給付基準額は県内市町村間で差異が生じています。居住する自治体によって必要な支援に格差が生じないよう取り組むことが重要だと思います。

➢　移動支援を通所サービスの送迎に使えるように柔軟な取組を構築してください。移動支援送迎を行なっている事業所が少ないので、なぜ増えないのか、どこに問題があるのかを市として調べて、その上で何か解決策を講じて欲しいです。

➢　18 歳以降の日中通所先は何とかあっても、16 時以降預かってくれる施設は無いに等しいです。医療的ケアのある人の日中一時預かり場所を作ってください。

➢　日中一時支援を利用したいのですが、実施している事業所が少ないためか、実際には利用できていない状況です。実際にどのくらいの人がどの程度利用できているのか、実態を調査していただきたいです。平日は通所サービスを利用できているため、土日や祝日に対応してくれる事業所を増やしてほしいと願います。

➢　地域生活支援拠点等の緊急時受け入れ事業者での、医療的ケアを必要とする方や小児の短期入所の早期実現をお願いします。

➢　特別支援学校卒業生の増加を把握し、そのニーズに応じた通所の場（生活介護や就労継続支援Ｂ型等）が拡充するように取り組んで欲しい。

➢　重度障がい者が社会参加するために必須である移動支援事業が増えません。取組の強化を切望します。

➢　高等部卒業後、保護者が就労時間を短縮しないで済む「居場所」は必要であるが、本人にとって望む場所であって欲しい。単に「預ける場所」にしてはいけない。

➢　重度・高齢・強度行動障がいのある方が地域で暮らし続けるために必要な事業とそこに係わる支援者が増えるよう、画期的な施策をお願いする。まずは、真のニーズの把握（当事者だけでなく、支援者・関係者からの情報が必要）を丁寧に行うことが必要ではないでしょうか。

➢　障がい福祉と介護保険や医療等との多職種連携の充実をお願いしたい。

➢　本当に地域に必要とされるグループホームとして、重度知的障がい、強度行動障がい、重度心身障がい、医療的ケアを必要とする人が入居できるホームが強く求められています。しかし、このような人々の暮らしを支えるためには、日中の通所先がカギになりますが、きちんと支援できる日中通所先（生活介護など）の圧倒的な不足を感じています。特に強度行動障がいの人を受け入れ、きちんと支援できる事業所が必要です。

➢　重度知的障がい、強度行動障がい、重度心身障がい、医療的ケア、高次脳機能障がい、身体障がいといった専門性の高いグループホームは、当然必要ですが、現実的には比較的障がいの軽い知的・精神・発達障がいなどの人を受け入れている事業者がほとんどです。しかし、障がいが軽いが故に、支援の難しさがあり、それぞれの特性に合わせた専門知識・スキルが必要です。

➢　市川市は、他の市町村と比べ、精神障がいの人が多いと言われています。精神の人は身辺自立している人も多く、本当はグループホームを望んでいない人がほとんどと言っても過言ではありません。退院あるいは何らかの事情で、仕方なくグループホームに入居しても「グループホームから、例えば一人暮らしといった地域移行が、なかなか進まない」のが現状だと思います。その原因は精神の人を支える日中の通所先、日中活動に課題があると思います。精神の専門的知識・スキルを身に着けた支援者がいる精神に特化したグループホーム、通所先が必要です。

➢　日中事業所もグループホームも、強度行動障がいのある方の受け入れ体制が整っていない状況があり、行き場のない方がおられます。市内事業所における強度行動障がいの方に対する支援者養成に、もっと力を注いでいく必要がある

と思われます。

- ➢　地域生活拠点等事業として求められている機能については、まだ整っていない部分（専門的人材の確保・養成）がありますが、それについての検証と検討が進んでいないように思われます。拠点の機能強化には、市川市としての構想と人的配置予算がもっと必要と思われます。
- ➢　施設入所者および通所利用者の「高齢化」と「重度化」が生じています。これに伴い、住環境の整備の必要性が高まっています。また特定の処方薬を服用している利用者は遠方の医療機関を紹介されるケースが散見されます。医療機関との、地域一体となった連携・バックアップ体制のネットワーク構築を市が主導していただけると助かります。また、個室部屋の増設や、福祉機器の導入、障がい特性に配慮した住環境の整備にかかる費用の助成などもあると助かります。
- ➢　移動支援の事業所が少なく、利用したくても利用できない方がいる。また、精神障がいのある方で公共交通機関の利用は困難でも車での移動であれば可能という方もいるため、車での外出を支援できる事業所が増えてほしい。
- ➢　卒業後の日中の活動の場として、就労継続支援 A 型や B 型事業所は増加しており、進路の選択肢も広がっています。一方で、生活介護事業所については居住地や送迎範囲、事業所の規模などを踏まえると、実際には選択肢が限られていると感じることがあります。一人ひとりのニーズに応じた進路選択ができるよう、生活介護事業所の選択肢もさらに充実することを期待しています。
- ➢　特別支援学校在学中は、放課後等デイサービスを利用している児童生徒が多くいます。一方で、卒業後は通所施設を利用した後の時間に利用できるサービスが少なく、夕方の時間（保護者が家に帰るまで）の過ごし方に悩まれるケースから、日中一時支援サービスのさらなる充実を望む声も多く聞かれます。
- ➢　地域によってサービ事業所の偏りがあり、南部地域に短期入所や共同生活援助、生活介護事業所が少ない。独居や高齢の両親と暮らしている利用者様にとって送迎がないと利用ができず、数少ない送迎可能の事業所に頼むこととなり、サービス利用の幅がさらに狭まる。
- ➢　医療ケアのある方の利用できるサービスが少ない。短期入所に限っては市内に利用可能な事業所が殆どなく、市外の事業所だと送迎がないので家族等で送迎ができないと利用ができない。日中事業所も受け入れ事業所が少ないうえに、送迎等の関係で利用が制限される。

- ➢ 病院受診について、重めの知的障がい等がある場合に、公共交通機関での移動は厳しい。また慣れた人でないと対応が難しい場合にお願いできる事業所が限られてしまい、思うようにお願いすることができない。グループホームに入居中の方の受診も協力が得られず、相談支援専門員、日中事業所で対応しているがいつまでも続けていく事は厳しい。
- ➢ 移動支援について、利用したい希望はあるのだが受け入れ先がなく利用ができない、または利用回数が制限されてしまうことがある。支給量があって利用したいが、使えない。
- ➢ 強度行動障がいの方のグループホームの受け入れ先が少なく、市外･県外まで受け入れ範囲を広げなければならない。また障がいの状況によって介助量(排泄、入浴、食事介助)が多く、見守り(外に出てしまう等)が常に必要、食事の用意ができない等の利用者の受け入れ先も少ない。
- ➢ 障がい児から障がい者への移行時に夕方に利用できるサービスがなくなる事で家族のライフスタイルを変更せざる得ない状況がある。日中一時や移動支援、グループホームを提供する事業所が増え、利用者さんや家族の生活の選択肢が増えていくと良いと考える。
- ➢ 強度行動障がいの方や重度知的障がいの方が生活できる場が市内に空きがなく、市外のグループホームを選ばないといけない状況がある。

## 意思疎通支援・情報アクセシビリティ

- ➢ 失語症会話パートナーの養成講座に関しては、千葉県言語聴覚士会と千葉県が連携し支援者養成を推進され、各自治体に落とし込む施策だとは思いますが、各自治体でその利用促進に温度差があるように見受けられます。また、何人の方が養成者として認定され、どれほどの方が利用しているのか実態が不明です。
- ➢ 「手話に関する施策の推進に関する法律」第 11 条に、手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等とあります。中途失聴者・難聴者向けの要約筆記のある日本語対応手話講習会が必要です。
- ➢ 中途失聴者・難聴者が必要とする要約筆記者が減少しています。ノートテイクでは１名から２名の派遣ですが、広い会場での全体投影では要約筆記者が３名から４名必要です。同日に派遣依頼が重なった場合は、派遣できる要約筆記者が不足する可能性があります。市川市内で要約筆記者養成講座を開催して、

市川市の登録者を増やす必要があると思います。

➢　現在、中途失聴者・難聴者への合理的配慮を学ぶ「聞こえのサポーター講座」を開催されています。今後も継続開催を希望します。

➢　意思疎通支援者による失語症者の外出支援及び　家族に代わっての同行支援が実現されることを期待しています。

➢　手話通訳者設置事業は、現在のハートフルプランでは設置人数 3 人となっているが、事実上１.２人／日／週となっているため、設置通訳者の安定化及び安心して専念できる就労環境を図るため、正規職員の採用を導入してください。

➢　手話通訳単価が１時間あたり 1,500 円台で、千葉県はじめ、千葉市、船橋市、松戸市の 1,800 円／時間に及びません。通訳単価については、手話通訳者の生活保障、モチベーションの保持などのためにも、上位、もしくは近隣自治体レベルに改善されるようにお願いします。

## 保健・医療

➢　障がい者は、障がいがあるがゆえに、病院に通わないようにする人も多いと聞いていますので病院に行った時には、もはや手遅れという事例も聞いているので、年に一回の健康診断の普及や周知を図って頂きたい。

➢　市川医師会に、病気やけがなどで将来、障がい者の可能性がある人には、初診日を診断書で明らかにして患者さんに渡してほしい。受診日の初診がわからずに年金をもらえない人がいるので市川医師会に周知していただきたい。また、最近では、病気やけが、大体の傷病の他己証明ができれば、年金をもらえることもあるが、知らない人が多いので周知していただきたい。

➢　脳疾患や神経系統の病気でも、粘り強くすることでリハビリやマッサージにより、回復や病気の進行を遅らせることがあるので重要視し、患者様の心の癒しも考慮し、慰安的要素もあってもいいと思うので、ご理解していただきたい

➢　精神障がい者には、福祉従事者だけではなく、精神障がい者のステップアップのために、医学的見地から、訪問看護の充実を図っていただきたい。

➢　医療のほうからの福祉や教育や地域に対し適切なアドバイスや相談が促されるようにしていただきたいです。

➢　身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業については、巡回による実施、個別支援にとどまっていますが、リハビリテーション施設の設立も視野に

入れてほしいです。子供から大人になっても継続して利用できる施設が望ましいです。障がい者だけでなく、高齢者など広く利用可能にすることで設立意義も高まるのではないでしょうか。千葉県千葉リハビリテーションセンターが地域でのリハビリテーション体制を推進する方向であることから、市内にリハビリテーション施設があることが望ましいです。

- ➢ 健康診断を受けやすくなる工夫。
- ➢ 保健、医療、障がい福祉との連携強化を図って欲しい。

## 相談支援

- ➢ 精神障がい者の多くは感受性が強く、特異な個性を持つため社会生活への不安（孤立化・金銭の不安等）がおびただしいが、不安を相談できる人が少ない状況にあると思われます。安心・安全な環境の提供が病気の再発防止に役立つものと考えられ、相談できる信頼できる人・機関との長期のつながりが重要と思われます。
- ➢ アウトリーチ活動による潜在相談者（当事者・親・兄弟等）の認識・支援。
- ➢ クライシス状況の防止に向けたショートステイ施設の増設や気軽に立ち寄れる居場所機能のある支援センターの常設。
- ➢ 障害福祉サービスでは解決できないニーズを持つ相談者も多く（福祉サービスは使いたくないけど、地域で活動はしたい。つながりを持ちたい、居場所が欲しい等）、その方たちへの支援も検討していく必要。また、本人だけではなく、家族の相談をしっかり受ける相談機関も必要。
- ➢ 基幹相談支援センターの相談の約７割が精神障がい関連とのことです。精神障がいは完治はむずかしく、継続した相談が年度を超えて必要な方がほとんど、また新規の相談者が累積するという構造です。いわば「相談の拠り所」となっているともいえる基幹相談支援センターのさらなる予算・機能の拡充をお願いしたい。
- ➢ 「居場所」的役割のある常設相談支援拠点の設置（アポなし、匿名可）をご検討ください。
- ➢ 去年自殺者数も多くいるが自殺原因は障がいを苦にするものが上位に上がっているが保健センターで主催しているゲートキーパーの講習を推進し、行政だけではなく民間法人や民間事業所や自治会役員や民生委員などに広げていただきたい。

- 自殺の背景には孤立感が絶対にあり、地域による相談機関の周知や保健センターが配布している相談一覧ガイドなどの配布を積極的にしていただきたい。なおかつパンフレット等は、行政機関だけに置くのではなく、民間の場所でも人目に付く色んな所にはおいていただきたい、今は薬局においてあるのは承知している。
- 障がい者支援課が配布している障がい福祉ハンドブックは、障害者手帳配布の時や初めて相談に来た当事者や家族には渡していただきたい。当事者の団体や家族の団体などの記載がある為、受け取って、連絡すればピアカウンセリングや情報の提供につながり、安心につながる。
- 基幹相談支援センターには、ピアスタッフを一名雇用していただき、利用者でも多い精神障がい者の仕事に従事させていただきたい。
- 基幹相談支援センターでは引きこもりの相談件数も多く、なっており、緊急に、引きこもりに対しての対策を講じなくてはいけないと判断し、引きこもり対策の専属の人件費を出すとともに受け皿となるコミュニケーションの場を設定してほしい。また、メンタルの１型の復活も視野にいれてほしい。
- 談支援専門員のガイドライン研修などを市川市でも行っているが、生活支援員や職業支援員などの障がい福祉従事者に対しても行ってほしい。障がい福祉従事者の質の向上を図っていただきたい。また、横のつながりをもっと強くしていただきたい。
- 相談支援専門員の数は足りず、育成や養成に力を入れ、利用者にも、利用する感謝が必要だと考える。
- まだまだ、どこにも相談できず、相談してもうまく対応できていない方々親子がたくさんいます。相談支援専門員の増員、支援、育成に、もっともっとお金を使って頂きたいです。また、発達障がいは子供のころから、お年寄りまで、ずっと続く障がいです。切れ目のない支援が必要で、それぞれ、困難ケースになってしまうことも多々あります。柔軟に迅速に問題解決に向け、支援の構造も厚く、広く体制を作っていただけると助かります。
- 基幹相談や相談支援専門員やよりそい支援事業等の相談支援から得たニーズをデータ化することで、不足している事業が見えてくると思う。是非ともお願いした
- 福祉サービスを利用するにあたり、セルフプランではなく相談支援専門員に担当してほしいが、希望してもすぐに相談支援専門員につながらないという声

を聞くことがあります。相談支援専門員が一人で多くのケースを担当していることからと思われますが、計画相談を必要とする方が円滑に利用できる体制の充実を期待しています。

- ➢　就労系の障害福祉サービスを利用する方は、相談支援専門員がついていないことが多く、事業所利用中に生活不安になる事がある為、就労系従業者がアセスメントを行ったり、他の福祉サービスや医療へのコーディネートの難しさを感じている。
- ➢　様々なサービスが充実していく一方で制度が複雑化し、実際に利用する方々がサービスの種類や意味を理解することや手続きを進めることが難しいケースが散見されます。慢性的に不足している相談員の充足を期待します。
- ➢　相談支援事業所、相談支援専門員の数が少なくセルフプラン率が高い。それによりサービス利用のモニタリングが行われない為、ご本人が適切なサービスを受けれていなかったり、サービス提供事業所の質の担保が出来ていない。

## 権利擁護

- ➢　成年後見センターは職員が不足して後見人を利用できる人は 30 人程度となっています。「民法」改正による制度改正により利用者増加が見込まれます。適正な職員の増員を検討していただきたい。
- ➢　市民後見人の育成は緊急を要していると判断し、広く公募し育成を図っていただきたい。また、一番に障がい者が人生を謳歌して楽しめるように考えて頂きたい
- ➢　生活自立支援の支援内容充実を図り、育成の拡充を考えて頂きたい。また、障がい者が人生を謳歌して楽しめるように図っていただきたい。
- ➢　成年後見制度の法令も変わったが、後見人と利用者の相性が、合わない場合は速やかに交代していただきたい。
- ➢　成年後見の制度改正と「社会福祉法」の制度改正が決定したが、その運用についてと地域づくりについて、市川としてどうしていくのか、現状を踏まえて、関係者・当事者でしっかりと話し合う場を設けて欲しい。
- ➢　多様な事業者の参入と福祉事業の増加が影響しているのか、各地で、虐待事案が増えている。虐待防止の観点から、市による定期的な運営指導ができないものか。是非とも検討をお願いする。

## 災害対策

- ➢　阪神淡路大震災、東日本大地震、熊本大地震、能登大震災等の経験を踏まえ、市川市として災害時の障がい者支援の課題の洗い出し等知見の整理・収集をしていただきたい。過去２年防災の研修を受けたものの、障がい者に配慮した防災研修となっていないことを確認しました。
- ➢　障がい者であっても保護される立場だけではなく、自分で自分の命を守ることを考え、周知して頂きたい。私は目が見えないがエコノミー症候群の予防として避難している人に予防マッサージもできます。
- ➢　精神科薬、ストーマ装具、ストーマトイレなどを備蓄していただきたい。
- ➢　地域の防災拠点会議にモデル例でもいいが一か所参加させていただきたい。
- ➢　福祉避難所は、だれがどの時点で開き、対応するかを明らかにしていただきたい。
- ➢　福祉事業所に対しても、防災対策や避難訓練をして頂きたい。
- ➢　医療的ケアを必要とする障がい者の洗い出しと、災害時の対応策を施行していただきたい。
- ➢　避難所におけるストーマ装具の交換場所の確保の検討をお願いいたします。又、避難所となった学校体育館において、バリアフリー未対応のトイレが障がい者等に大きな負担を与えたことが、各地で課題とされております。現状を確認し、対応の検討をお願いします。校舎内のトイレを使用するのであれば途中経路のバリアフリーをお願いします。
- ➢　ここ数年、福祉避難所訓練への取組が進んでいますが、確保できる情報のバリアがあるため、wifi 設備、遠隔手話通訳が可能なモニター、「目で聴くテレビ」の臨時設置のほか、聴覚障がいを有する市民が安心して、コミュニケーションができる避難所を確立してください。
- ➢　避難行動要支援者名簿の整備とその活用や個別避難計画について、「市川市避難行動要支援者支援プラン」が出来ているが、その広報が、当事者にも一般市民にも、どのように行われているのか、みえてこない。是非とも、力を入れて欲しい。
- ➢　災害時における福祉避難所として登録しております。実際に大規模災害が発生したときの対応に少々不安を感じております。また、備蓄品（福祉用具や特殊食を含む）や保管場所の設置には費用がかかります。災害時の必要物品などの購入にかかる経費について助成していただけると助かります。また、具体的

な受け入れ方法や定員数、障がい種別、ボランティア受け入れについて事前協議の場があると良いと思います。

## まちづくり・居住環境整備

- ➢ 道路の段差解消（せめて駅の周辺だけでも）をお願いしたいです。
- ➢ バリアフリートイレには、乳幼児用のオムツ交換台ではなく、ベッドの設置を標準としてほしいです。また小回りの効く車椅子でなら動ける広さでも、バギーには狭くて利用しづらいこともあるため、バリアフリートイレには十分な広さを確保してほしいです。

## 理解促進・合理的配慮

- ➢ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、地域のなかに支援拠点があり、災害対策などでは、地域の方々との相互支援も必要になってきます。市民への啓発、学校教育でも精神疾患を早い段階から理解し早い段階から適切な支援をしていただくようお願いします。
- ➢ 失語症とはどういう障がいなのか、医学的、社会的な見地からも明確にした上で、周知、普及、理解の促進を加速していただきたいと思います。
- ➢ サービスの項目、内容が周知されておらず相談窓口が不明な場合が多いと感じます。
- ➢ 共生社会の実現を図るうえで、市民の皆さんにさまざまな障がいを持っている人がいる事を知ってほしい。
- ➢ いろいろなピクトグラム(オストメイトマークなど)があることの周知を図ること。例えばバリアフリートイレの存在などについてなど。バリアフリートイレの前だけでなく、例えば公園の入り口などに設置してほしい。
- ➢ 小・中学校の福祉授業の中に、当事者参加による授業が必須になるよう、教育委員会と連携して進めて欲しい。
- ➢ 障がいに対する認知度はここ数年で高まってきているが、障がいの特性や当事者が日常生活で抱える困難については、まだ十分に理解されているとは言えません。そのため、市には「知識を伝える」だけではなく、「体験を通して理解を深める」取組を積極的に進めていただきたい。市内には、障がい理解や福祉体験学習を実施しているボランティア団体や当事者団体があります。こうし

た団体を積極的に活用し、市が主体となって、市職員、学校教職員、福祉・医療・教育関係者だけでなく、一般市民を対象とした体験型研修や学習会を継続的に開催することを提案します。将来的には、市川市で学んだ子どもたちが市内で就職し、障がいへの理解を持った人材として地域や企業で活躍することも期待できます。

➢　市や社協や自治会等が行うボランティア活動に、当事者がボランティアとして参加できるような仕組みづくりをお願いしたい。福祉事業所の地域での活動にすることも可能と思う。当事者も地域貢献することが、理解促進となり、共生社会につながる。

## 人材確保

➢　相談支援専門員は専門的な知見・経験を持つ人員が必要な中、人員確保が容易ではない現状に鑑み、人材の発掘・広報等の増員支援が必要です。また、相談支援専門員の報酬も重要であり、補助金の増額等により人材を安定的に確保することも必要と考えます。

➢　精神障がい者を支援する事業所のスタッフの定着が厳しいことが残念です。精神障がい者支援の専門的な知識や資格を持った専門職のかたが長く続けられないのは、率直に言って、苦労し甲斐がないということでしょうか。人材の確保と定着のために、予算も含めて検討をしていただきたい。

➢　市川市でも障がいの福祉従事者だけでなく、総合的にみても、福祉従事者のマンパワー不足はこれからもっと厳しくなっていくと思われます。

➢　相談支援専門員の数も市川市はセルフプランが多く足りていませんが、単価が低く、人数が大きくは伸びていません。相談支援専門員が、単独で仕事をできるように助成を図っていただきたいです。

➢　看護師の雇用難の解決に向けて、現行の市川市指定生活介護事業所特別支援事業補助金の更なる増額を希望します。また、看護師雇用人数が多い施設へ一律加算だけではなく、医療的ケア児者の受け入れ比率に基づいた増額の検討をお願いします。

➢　相談支援に係る人材不足を解消出来る施策を切望する。

➢　市川の福祉で働く人ことが「やりがいを感じる」ために、どんなことができるのか、関係者皆で考えたいです。

➢　障がい福祉に携わる人材不足は深刻な状況にあります。入職してから定着す

るか否かは事業所の課題ではありますが、そもそも応募がこない状況にあるという話を聞きます。今後市川市の障がい福祉を支えるためには、一事業者のチカラではどうにもなりません。市が中心となった人材確保を検討する必要があります。保育士のように障がい福祉に係る人の家賃補助など、処遇を改善する取組が必要です。近隣地域（大学・専門学校など）への働きかけはもちろん、県外への働きかけをお願いしたい。

➢　どこの事業所も人材確保が厳しい状況の為、必要なサービス提供ができていない状況が発生しています。特に移動支援や相談支援等、個別に対応している採算が取れ難い事業にしわ寄せがあるように思われます。保育士に対する「保育士宿舎借り上げ支援事業」や「いちかわ手当」のように、障害福祉サービス従事者にも、市川市独自の施策が必要な時代になっていると思われます。

➢　他業界との人材獲得競争が激化する中、福祉人材の深刻な不足と高齢化が進行しており、質の高い支援を継続するための人員確保が課題です。人材の確保・定着につながる強力な支援策を盛り込んでいただきたいです。

➢　支援員やジョブコーチなど専門人材の確保・育成は、今後の就労支援を支える重要な基盤です。しかし、市川市自立支援協議会でも指摘されているとおり、東京都との賃金水準等の差を背景とした近隣自治体への人材流出は継続的な課題となっています。また、現場では日常業務の対応に追われることが多く、工賃向上や企業開拓、マーケティングなど、支援力向上に向けた取組に十分な時間を確保しにくい状況も見受けられます。

## サービスの質の確保

➢　これまでは地域資源充足のため、来るものは拒まず新規障害福祉事業者を受け入れる状態だったと思いますが、障害福祉サービスで様々な問題が起きている現状から総量規制の話がで始めています。現実的には、各サービスの事業所は増えていますが、本当に地域に必要とされる資源が増えているのでしょうか。本当に地域に求められている障害福祉サービス・提供するサービス内容は何か、それらを必要とする人々、サービスに繋がっていない人々は何人いるのかを数値・データとしてできる限り明らかにし、その数値・データを元に、事業者に「○○だから、▲▲といったサービスの提供が必要です」と求めなければ、障がいのある人の豊かな生活に繋がりません。

グループホームについて言えば、指定権者は千葉県であるとは言え、令和７

年より「市町村意見申出制度」が始まり、「他人事」ではなく「私事」として考えることが求められています。グループホームに限らず、本当に地域に求められるサービス（サービス提供の内容を含む）を必要数確保するためには、実態調査が必須と考えます。

➢　施設からグループホーム等への地域移行を進めるにあたり、グループホームのサービスの質にばらつきがあり、移行後が心配で保護者にも勧め難いことがあります。市によるグループホームの指導を強化しサービスの質向上に努めていただきたく思います。ただし、優良グループホームも多数ありますのでの業務負担にならないよう配慮していただきたく思います。

➢　市内の障害福祉サービスの事業所数が伸びていますが、質の低下や過剰供給を防止するため、総量規制についてご検討いただきたいと思います。

➢　障害福祉サービスの種別によっては、事業所数の伸びに伴って、利用者の囲い込みのようなことが起こることも懸念されます。これらの理由から、市川市における障害福祉サービスの適正な量を定めていただき、それを上回るようであれば総量規制についてご検討いただきたいと思います。

➢　障害児通所支援について児童発達支援管理責任者や専門職が定着せず、質にばらつきがある。

## その他

➢　地域包括支援センターの今後の役割の先駆けに、総合福祉教育センター（ピアセンター）の設立。現在、地域包括支援センターが市川市に点在しておりますが、今後の方向性として高齢者、障がい者、子供の地域総合福祉を担うと聞いていますが、先駆けとして障がい、高齢、子供、地域、医療、当事者の専門家を従事させて、問題の把握や行政でも色んな課とのパイプづくりや福祉従事者や医療関係者の問題解決の糸口をモデルとして、市内一か所でもいいので先駆けとしてセンターを設立して頂きたい。

➢　現在、13 人に 1 人は障がい者といわれていますが、障がい者だからと言って、すぐに生活保護にするのではなく、働ける人は、働いて、働く喜び、労働の対価での余暇を楽しく過ごしてほしい。働くことにより、老後までの安心を手に入れられると思う。

➢　グループホーム開設、運営への支援を引き続きお願いしたいです。

➢　様々な場面、啓発・福祉教育・会議等に、当事者参画が当たり前のこととな

るよう、お願いする。

- ➢　障がいのある人（児・者含む）の暮らしを豊かにするため、もう一度、必要なサービス、必要な支援内容を見つめなおす必要がある。例えば、一言で移動支援と言っても、様々なニーズがあると思います。どのようなニーズがあり、どのようなニーズに応えられていないのか、どこに課題があるか、を丁寧に議論・問題共有する必要がある。すぐには解決できないが、問題意識の共有は大切。自身が展開する事業とは直接的に関係なくても「暮らしを豊かにする」のは、障害福祉サービス事業者の共通テーマであるはず。
- ➢　障がい者を支援する事業所のスタッフの定着が厳しい。障がい者支援の専門的な知識や資格を持った専門職の方が長く仕事を続けられる様に人材確保と定着の為に予算も含めて検討していただきたい。
- ➢　介護保険移行について、相談支援事業所から高齢者サポートセンターや居宅介護支援事業所への引継ぎがスムーズにできない状況がある。障がいのある方は手続きなどご自身で出来ない場合が多いので優先的に受けてもらえるようにしてほしい。
- ➢　「高次脳機能障害者支援法」の施行を踏まえ、市内の支援体制を整えてほしいと思っています。その中で特に、市内の「相談支援体制の整備」、「広報・普及啓発」、「人材確保」「人材育成」、「家族支援・家族交流」については、整備を進めていくべき点だと感じています。
- ➢　高次脳機能障がいは、病気や事故である日から突然、高次脳機能になるケースが多いです。直前まで働いていた方も多く、その方が、社会復帰や生活支援のために障害福祉サービスを使おうとする際には、前年度の収入がある為、利用者負担が発生します。利用者負担が発生することで、サービス利用ができない（しない）方もみられます。一定期間だけでも、障害福祉サービス利用料の減免等、経済的負担を軽減する制度の整備を望みます。

## ⑸　障がい児福祉に対する市民の意識

第 6 次いちかわハートフルプランの策定に当たり、６～７月に市内の児童発達支援センター及び主として重症心身障がい児を対象とする事業所を利用中の保護者と支援者に「現在の障がい児支援について課題と思うこと」について文書にて伺い、いただいたご意見について次のとおり整理しました。

調査期間：令和８年６～７月

調査対象：市内の指定障害児通所支援事業所（児童発達支援センター及び主として重症心身障がい児を対象とする事業所等）の利用者と職員

調査方法：質問紙法（自由記述方式）

### 障害児通所支援

- ➢　利用できる時間が短いので仕事をしたくても希望する仕事に就くことが難しい。働く保護者も利用しやすいように、時間や利用日などを拡充してほしい。
- ➢　児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所の数は増加傾向だが、利用者のニーズに合った事業所を見つけるのが難しい。送迎の有無や範囲で利用が難しくなることがある。
- ➢　発達の程度により、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所から利用を断られる。通常級や特別支援学級に所属する子どもが利用できる事業所は増えているが、障害が重い場合、利用のための施設見学さえ断られる。
- ➢　医療的ケア児（以下、医ケア児とする。）・重症心身障がい児や中高生の受け入れ施設が少なく、療育内容や利用時間が少ないなど希望に合う所が限られている。特に、市内北部に医ケア児が利用可能な放課後等デイサービスの事業所が少ないと感じる。
- ➢　事業所のサービスや職員の質に差があるため、質の確保や専門性の向上が必要性を感じる。専門職（看護師）の人材を増やしてほしい。
- ➢　事業所の職員が不足している。待遇の改善をし、人材が集まる環境にしてほしい。
- ➢　身近な地域に事業所がない場合、送迎範囲外になり事業所へ通えない。送迎可能な地域を拡大してほしい。

## 障害福祉サービスについて

- ➢　市内に短期入所施設がなく遠方の施設を利用せざるを得ない状況があり、また必要な時に利用したくても空きがないため事業所を増やしてほしい。
- ➢　サービスを知らない、親の病気などに備えて情報を知りたい。
- ➢　居宅介護は慣れたヘルパーによる継続的な支援を希望したいが、人材が不足している。

## 障害児相談支援について

- ➢　相談支援事業は普及していないと感じる。人材確保の難しさもあり、相談支援専門員が不足している。利用できるまでの待機が長く、利用が難しい。
- ➢　相談支援事業を利用していないセルフプランの場合、相談窓口が不明で、相談しがたいと感じる。
- ➢　相談支援事業を利用しても、児童発達支援、放課後等デイサービスなどを利用するための書類作成についての相談に留まっている。家族に寄り添う事を大切にしてほしい。また、利用可能なサービスについて、説明が欲しい。
- ➢　相談支援事業所によって、相談支援専門員のサービス内容等、サービスの質に差がある。
- ➢　相談支援事業の存在を知らなかった。相談支援事業の制度や、サービス内容について、案内や啓発をしてほしい。

## 障害児通所支援と、その他の関係機関との連携について

- ➢　相談支援事業を利用しておらず、かつ、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所を複数利用している場合は、利用している事業所間での連携が必要であると感じる。
- ➢　児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所と教育機関、医療機関との連携体制が整っていない。
- ➢　児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所と他機関において、連携して支援できると良い。支援情報や統一した支援方針が共有されていないと感じる。
- ➢　他機関との連携のための人手や時間が不足している。

## ライフサポートファイルについて

- ➢　ライフサポートファイルを知らなかった。使い方がわからない。周知や理解が不足していて、認知度が低い。
- ➢　使いづらく、使いこなせない。活用の機会が少ない。
- ➢　記入欄が多く負担がある。コンパクト化、電子版が普及しデータ保存ができるとよい。

## ⑹　まとめ

ここまでの内容を踏まえ、第 6 次いちかわハートフルプランの策定に当たっての課題を、次のとおり整理しました。

以下の 7 項目は、「第 2 章　市川市障害者計画」の中で、市が今回の計画年度において特に重点的に取り組むべき施策（重点施策）とします。

| | |
|---|---|
| ① | **障がい児支援** |
| ② | **就労支援・雇用促進** |
| ③ | **地域生活の支援** |
| ④ | **相談** |
| ⑤ | **災害対策** |
| ⑥ | **障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供** |
| ⑦ | **支援人材の確保と質の向上** |

### ①　障がい児支援

➢　少子化が進む一方で、特別支援学校などに在籍するこどもの数は増加しており、また、障がいの重複、重度化、医療的ケア児、外国籍、不登校など、こどもと家族の状況が多様化する中で、個々のニーズに合った支援が求められています。しかし、市内の児童発達支援や放課後等デイサービスでは、強度行動障がいのあるこどもや医療的ケアを必要とするこどもの受け入れ先が少なく、また事業所の送迎範囲や、利用可能時間がこどもや保護者のニーズと合わないため、事業所の利用をあきらめざるを得ないケースも生じています。さらに、ライフステージに応じて支援者や支援内容が変化していく児童期においては、こどもと家庭を中心に関係機関が連携していくことが求められますが、連携不足が課題となっています。また、連携ツールのひとつである「ライフサポートファイル」の活用の促進も求められています。

➢　今後は、医療的ケアを必要とするこどもや重症心身がい児、強度行動障がいのあるこどもを受け入れる事業所の拡充（特に北部地域等における資源整備）を図る必要があります。また、関係機関の連携強化、特に学齢期においては、こどもと家庭を中心に、教育、福祉の連携を深め、学校卒業後に向けたシームレスな移行支援体制の構築に向けた取組が求められています。

### ② 就労支援・雇用促進

➢　障がいのある方が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むためには、自らの能力を最大限に活用し、可能な範囲で就労しながら生活していくことが重要です。

就労系の障害福祉サービスの一つである「就労選択支援」については、令和7年10月から制度が開始されたものの、市内に所在する事業所は2か所にとどまっています。特別支援学校においても利用が見込まれる生徒は多く、今後のニーズの増加が見込まれていることから、更なる整備が必要となっています。

本市ではこれまで、独自の施策として「市川市障がい者就労支援センター アクセス」を設置するとともに、「市川市自立支援協議会 就労支援部会」を通じて課題の共有や事業所間の連携を図ってきました。こうした取組を踏まえ、今後も、「市川市障がい者就労支援センター アクセス」を中心に、就労支援部会等も活用しながら、就労支援のさらなる充実を図る必要があります。

### ③ 地域生活の支援

➢　障がい者が地域で安心して生活を送るためには、地域生活支援拠点等の整備の推進が不可欠です。また、本市においては、精神障がいのある方が比較的多いという特性を踏まえ、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進や、長期入院者の地域移行支援が課題となっています。

さらに、強度行動障がい、重度知的障がい、重症心身障がい 、あるいは医療的ケアを必要とする方々が地域で生活するためには、専門性の高いグループホームや日中活動の場、短期入所といったサービスが必要となりますが、市内に不足していることからその計画的な確保が求められています。

加えて、移動支援や日中一時支援については、今後さらにニーズが高まる可能性があり、一部のサービスについては内容の見直しも必要となっています。

### ④ 相談

➢　障がい児・者の増加に伴い、地域における相談支援の中核を担う基幹相談支援センターへの相談件数が増加し、その内容も複雑化しています。

そのため、基幹相談支援センターと関連機関との役割分担の整理を進め、よ

り効果的な連携体制を構築します。また、地域での自立した生活を支える相談支援専門員の員数不足が続いていることから、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の確保・定着のための支援策を検討する必要があります。

### ⑤ 災害対策

➢ 近年、大地震のリスクに加え、台風等の水害も大きくなっており、非常時には障がい者などの脆弱な立場にある方々がより深刻な影響を受ける状況にあります。また、地域の交流や見守りの場の減少等による孤独・孤立の問題も顕在化していることから、障がい者やその家族に対する支援が求められています。

各種施策の推進にあたっては、地震や台風等の災害発生時に障がい者が受ける影響や、その多様なニーズの違いに十分に留意します。そのうえで、行政、福祉関係者、地域住民が一体となり、平時からの見守りや支援体制の強化を図るとともに、災害時における個別の避難支援や環境整備を総合的に進めていく必要があります。

### ⑥ 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供

➢ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。」の施行以降、共生社会の実現に向け、障がいに対する理解の促進や、社会的障壁の除去に向けた「合理的配慮の提供」の重要性がますます高まっています。

また、障がい者がその能力を十分に発揮して就労するためには、事業主や従業員が障がい特性への理解を深め、適切な合理的配慮を提供することが不可欠であり、これらは障がい者の権利擁護にも直結します。

こうした背景を踏まえ、市民や事業者における障がい特性への理解を深め、合理的配慮の提供を促進できるよう、啓発活動や相談対応などの必要な取組を継続的かつ効果的に進めていく必要があります。

### ⑦ 支援人材の確保と質の向上

➢ 人口減少や少子高齢化に伴う生産年齢人口（15～64 歳）の減少により、障

がい児・者を支援する人材不足が年々顕在化してきており、その確保は課題となっています。また、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められる中、サービス提供の根幹である支援人材の養成、確保、定着は極めて重要です。

人材不足はあらゆる分野に共通する課題ですが、本市においては、支援人材の養成及び定着を図るため、市川市自立支援協議会との協働による研修を実施するなど、引き続き、持続可能な支援体制の基盤づくりを進めていく必要があります。さらに、相談支援専門員や看護職員をはじめ、特に確保が急務である専門職について、各サービス提供事業所における人材確保及び定着を推進するための効果的な施策を検討していきます。

第２章

# 市川市障害者計画

# 1　基本理念等

## ⑴　基本理念

**「このまちで共に生きる」**

**－多様性を認め合う、自ら選択・決定する－**

私たちは、障がい、年齢、性別、文化などの多様性を互いに尊重し、共に支え合う社会を目指します。

誰もが住み慣れた地域で、自らの意思に基づき尊厳を持って暮らす権利を持っています。そのためには、あらゆる場面で障がいのある人の参加を保障し、地域社会の一員として役割を担える環境づくりが必要です。

全員が包容され、個性を認め合う「多様性（ダイバーシティ）」を備えた、誰にとっても居心地のよい「地域共生社会」を実現しなければなりません。そのために、都市、制度、情報、意識などあらゆる面での障壁を取り除き、合理的配慮によって一人ひとりが選択と自己決定を行える環境を充実させていきます。

本計画では、基本理念を「このまちで共に生きる」と定め、すべての人が支え合いながら暮らせるまちづくりへの取組を総合的に推進します。

## ⑵　将来像

「市川市総合計画」では、基本目標の一つとして、「誰もが自分らしく豊かに暮らせるまちづくり」を掲げ、「一人ひとりが尊重され、どのライフステージにおいても、健やかに自分らしく豊かに暮らしていけるまちづくりを進めます。」としています。これを踏まえ、本計画の理念である「このまちで共に生きる」を実現できる地域共生社会を作る上で、次のとおり将来像を定めます。

**「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、**

**安心して暮らせるまち」**

**－全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して－**

## ⑶　基本目標

現状と諸課題を踏まえ、将来像の実現に向けた基本目標を次のように定めます。

### ① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現

障がいのある人がその人らしい暮らしを実現できるよう、制度間の連携を強化します。障がいの特性やライフスタイルに加え、本人や家族の高齢化も見据え、ライフステージに応じた切れ目のないきめ細かなサービスを展開します。

また、教育や就労の機会を積極的に確保・活用し、社会参加を促進します。

### ② 誰にとっても安心なまちの実現

道路や建物、交通機関のバリアフリー化をさらに進め、災害時の支援体制を整備します。これにより、誰にとっても安全で快適な「ユニバーサルなまちづくり」を実現します。また、誰もがいつまでも安心して暮らし続けられるよう、住まいの公的セーフティネットの整備や、身近な医療機能の充実、相談体制の強化に努めます。あわせて、分かりやすい情報発信を徹底します。

### ③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

地域や職場における障がいへの理解を深め、人々のつながりを育みます。全ての人々が障がいの有無によって分け隔てられることなく、社会の一員として互いの個性を認め合い、支え合う地域共生社会の実現を目指します。

## ⑷　施策推進の方向

基本目標の実現に向け、次の分野別の方向に沿って施策を推進します。

| | |
|---|---|
| ① | **子育て・教育の充実　～のびのびと育つ～** |
| ② | **就労・社会参加の促進　～地域で活動する～** |
| ③ | **生活支援の充実　～地域で暮らす～** |
| ④ | **相談・権利擁護体制の確立　～自分で決める～** |
| ⑤ | **誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進　～安心して暮らす～** |
| ⑥ | **地域の理解・支援の促進　～地域で支え合う～** |

## ⑸　各施策に共通する横断的視点

前ページに定める各施策を推進する上で、各施策に共通する横断的視点を次のように定めます。

### ①　障がいのある人等の意見の尊重と障がいのある人自らの意思決定の支援

障がいのある人は、自らの決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、障がい者施策の策定・実施に当たっては、障がいのある人及びその家族等の関係者の意見を聞き、尊重します。

また、障がいのある人が合理的配慮により自らの意思を選択・決定し、その意思を表明できるように、相談支援・権利擁護体制の充実による意思決定の支援と、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

### ②　障がいのある人を中心とした総合的な支援

障がいのある人が各ライフステージを通じて、適切な支援が受けられるよう、保健・医療、教育、福祉、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。支援に当たっては、その人らしい暮らしの実現の観点に立って行うよう留意します。

### ③　障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策の実施に当たっては、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態に応じ、きめ細かく対応します。

また、様々な障がいの特性等について、より一層の理解が進むよう周知・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

### ④ アクセシビリティの向上

障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、様々な情報やサービス等に関する利用しやすさを示すアクセシビリティの向上を図ります。

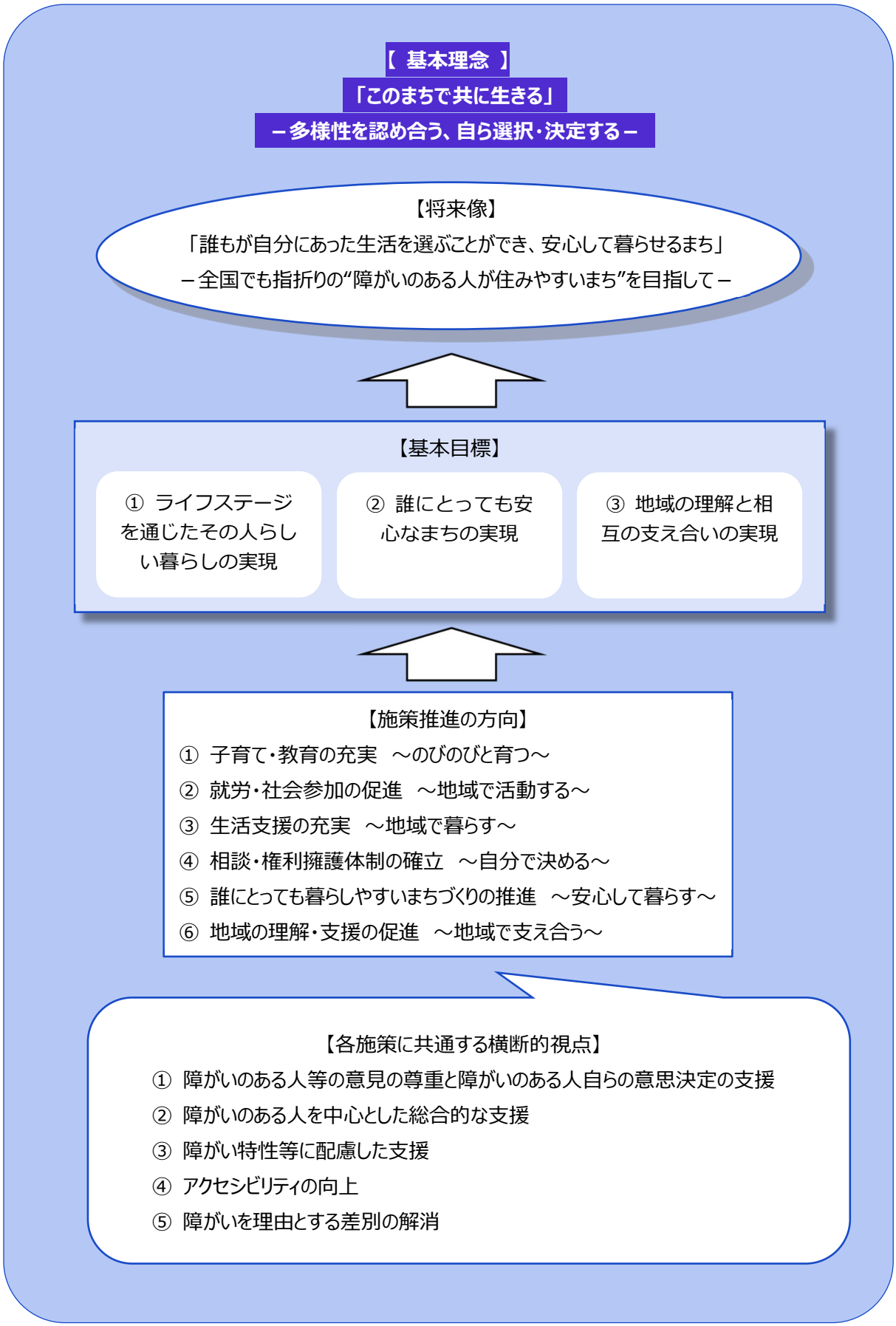
あわせて、社会全体のユニバーサル化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の民間団体の取組を積極的に支援します。

また、本計画は、令和４年に制定された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の規定の趣旨を踏まえて策定するものです。

### ⑤ 障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別は、障がいのある人のその人らしい暮らしの実現に深刻な影響を与えるものであるため、「障害者差別解消法」や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障がい者団体を始めとする様々な団体との連携を図りながら、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

## ⑹　基本理念等の構造


【 基本理念 】
「このまちで共に生きる」
－多様性を認め合う、自ら選択・決定する－
【将来像】
「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」
－全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して－
【基本目標】
① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現
② 誰にとっても安心なまちの実現
③ 地域の理解と相互の支え合いの実現
【施策推進の方向】
① 子育て・教育の充実　～のびのびと育つ～
② 就労・社会参加の促進　～地域で活動する～
③ 生活支援の充実　～地域で暮らす～
④ 相談・権利擁護体制の確立　～自分で決める～
⑤ 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進　～安心して暮らす～
⑥ 地域の理解・支援の促進　～地域で支え合う～
【各施策に共通する横断的視点】
① 障がいのある人等の意見の尊重と障がいのある人自らの意思決定の支援
② 障がいのある人を中心とした総合的な支援
③ 障がい特性等に配慮した支援
④ アクセシビリティの向上
⑤ 障がいを理由とする差別の解消

# 2　具体的な施策

**【将来像】**「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」
－全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して－

**【基本目標】** ① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現
② 誰にとっても安心なまちの実現
③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

★＝重点施策

- (1) 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～
  - 第１項　障がい児支援（★）
  - 第２項　学校教育
- (2) 就労・社会参加の促進 ～地域で活動する～
  - 第１項　就労支援・雇用促進（★）
  - 第２項　生涯学習・文化・スポーツ
- (3) 生活支援の充実 ～地域で暮らす～
  - 第１項　地域生活の支援（★）
  - 第２項　情報アクセシビリティ・意思疎通支援
  - 第３項　保健・医療
- (4) 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～
  - 第１節　相談（★）
  - 第２節　権利擁護
- (5) 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～
  - 第１項　災害や感染症の対策（★）
  - 第２項　まちづくり・居住環境整備
- (6) 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～
  - 第１項　障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供（★）
  - 第２項　支援人材の確保と質の向上（★）
  - 第３項　連携強化、支援体制整備

## ⑴ 子育て・教育の充実　～のびのびと育つ～

### 障がい児支援

**現状と課題**

➢ 発達に様々な課題のあるこどもたちは、それぞれの特性に応じた適切な支援を受け、障がい児本人の意見の尊重、及び最善の利益を考慮されることが必要です。こども達の健やかな育成を支援するためには、乳幼児期から学校卒業まで、ライフステージを通じて切れ目なく、一貫した支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等、関係機関が連携し、地域の社会資源を活用した重層的な支援体制の構築が求められます。

➢ 保護者がこどもの発達に不安や心配を感じた際に、こども発達相談室や児童発達支援センター、こども家庭センター、教育センター等を身近な相談窓口となることを周知し、「気づき」の段階で容易に相談に繋がることができるよう体制を整備していきます。

➢ また、発達に課題のあるこどもへの支援の充実は、すべてのこどもが安心して生活できる環境づくりにつながります。障がいの有無にかかわらず、地域のこどもが共に遊び、学び、育つことができる環境づくりを推進するために、児童発達支援センターを中核として、保育所等訪問支援などを活用し、相談の入り口から、専門的支援、インクルージョンの推進までを一体的に整備する必要があります。このような体制整備に向けて、市川市自立支援協議会等、協議の場を活用し、課題の共有や、関係機関の連携強化を図ります。

➢ 児童発達支援センターについては、専門的な発達支援・家族支援、地域の障害児通所支援事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション、インクルージョン推進、地域の相談支援の入口としての機能という４つの中核機能を十分に発揮できる体制の確保を目指します。

➢ 身近な地域で支援を行う、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、保護者がこどもの特性をどのように理解しているのかをふまえ、保護者の気持ちに寄り添いながら、必要な知識や支援方法を身に着け、家庭においても適切な対応ができるように支援することが大切です。そのため、地域の障害児通所支援に対しては、児童発達支援センターやこども発達センターが中心となって、研修や、事例検討会における個別ケースへの助言などを通して、支援の質の向上を図る必要があります。

➢　医療的ケア児に対しては、医療的ケア児等コーディネーターが、入院中より家族への情報の提供を行い、病院や、保健、福祉等との関連機関と連携し、退院後の生活を見据えた支援を行っております。児童発達支援や、放課後等デイサービス事業所の利用に際しては、療育の内容や利用回数などについて、利用者の希望に応じた選択が難しいことが課題となっています。また看護師配置が必要な医療的ケア児に対応できる事業所が少ないことも課題です。これらの状況をふまえ、近隣市の取り組みを調査、研究し社会資源の開発に取り組む必要があります。

➢　共働き家庭の増加に伴い、児童発達支援事業所と保育所を併用するケースが増えています。重症心身障害児や医療的ケア児が安心して集団生活を送ることができるよう、家族と支援者が、こどもの障がいについての理解や、必要な医療的ケアや、医療、福祉機器等などの情報についても共有しながら、インクルージョン推進の体制を構築していくことが重要です。

## 施策の基本方針

地域における障がい児や発達に特性のあるこどもと、家族の状況やニーズは多様化しています。支援を必要とするこどもや、家族の意向を尊重し、課題を共有しながら、障害児相談支援の利用の有無にかかわらず、継続的な相談支援を受けられるよう、こどもとその家族への伴奏的な支援体制を整備していきます。

## 施策の内容

**« 重点事業 »**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **事業名** | 保育園巡回相談事業 | | |
| **事業概要** | 障がいのあるお子さんや発達が気になるお子さん、またそのお子さんを含む集団が、安心して日常を過ごせるよう、各教育・保育施設職員への助言アドバイスにより保育の質の向上を支援します。 | | |
| **指　標** | 教育・保育施設巡回件数 | | |
| **目　標** | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | 200 回 | 200 回 | 200 回 |
| **担当部署** | こども家庭部　幼保施設管理課 | | |

**« その他の事業 »**

| | |
|---|---|
| **事業名** | 母子健康診査事業 |
| **概　要** | 聴覚障がいを含む難聴児の早期発見、早期支援につなげる新生児聴覚スクリーニング検査のほか、乳幼児期において適切な時期に健診を行い、疾病及び精神的、身体的発育発達の遅延等を早期に発見し適切な支援につなげることで、乳幼児の健全な発育・発達を促します。 |
| **担当部署** | こども家庭部　こども家庭相談課 |

| | |
|---|---|
| **事業名** | 地域職員への研修事業 |
| **概　要** | 保育園、幼稚園、学校、放課後保育クラブ、児童発達支援、放課後等デイサービス等の事業所職員に向けて、支援の質の向上を図るため、聴覚障がいを含む障がい児の特性理解について研修を行います。 |
| **担当部署** | こども家庭部　発達支援課 |

| | |
|---|---|
| **事業名** | ライフサポートファイル活用事業 |
| **概　要** | ライフステージを通じた一貫した支援ができるよう、本人に関する情報や支援内容を記録するとともに、関係機関の支援の経過等が一冊にまとめられた情報を伝達するツールとして、ライフサポートファイルを活用していきます。 |
| **担当部署** | こども家庭部　発達支援課 |

| | |
|---|---|
| **事業名** | ペアレントプログラム |
| **概　要** | 発達に課題のあるこどもへの関わり方などについて、保護者と支援者が一緒に考えることを目的とした研修を行います。 |
| **担当部署** | こども家庭部　発達支援課 |

## 学校教育

### 現状と課題

- ➢ これまで本市では、様々な人々が個性を認め合い、生き生きと活躍できる共生社会の実現に向けて、福祉教育や障がい理解教育の推進、一人ひとりの個性を伸ばし、可能性を広げる学びを進められるよう、教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るなど、様々な施策を進めてきました。
- ➢ 本市の特別支援教育では、教育的ニーズに応じて、通級指導教室や特別支援学級を新設し、連続性のある「多様な学びの場」を整えるとともに、一人ひとりの課題や教育的ニーズを把握し、発達の段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を推進しています。また、通常学級においても、特別支援教育の視点を生かした適切な指導や支援がより充実したものになるよう、教職員への研修等を実施し、指導力向上を図っています。
- ➢ 各園・学校では、全てのこどもにとって「わかる授業」を目指すため、「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れた環境づくり、授業づくりを進めています。また、支援が必要なこども一人ひとりの実態に応じて適切な指導・支援が行えるよう、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）及び個別の指導計画の活用を推進し、学校と保護者が情報を共有し、必要に応じて関係機関と連携しながら支援していくよう努めます。
- ➢ 本市では、こども発達センターと教育センターにおいて、児童発達支援システムを導入し、両機関が相談内容等を共有することで、「切れ目のない支援」の実施に向けて取り組んでいます。
- ➢ 今後は長期的な視点にたって、就学相談から就学後のフォローアップを含めて、学校とのスムーズな連携が図れるよう、就学支援体制の充実に努めていきます。
- ➢ 知的障がいや肢体不自由、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症スペクトラムなど、多様な教育的ニーズに対応できるよう、障がい特性に応じた教育を行うことのできる教職員の育成が喫緊の課題です。今後も教職員の専門性向上に向けた研修の充実に努めます。

### 施策の基本方針

- ➢ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムを構築するため、特別支援教育を推進するとともに、障がい者理解教育を積極的に推進していきます。

**施策の内容**

**« 重点事業 »**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **事業名** | 特別支援教育推進事業 | | |
| **事業概要** | 市川市特別支援教育推進計画（第４期）に則り、全ての幼稚園・学校において、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒の市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成し、家庭、教育、福祉等の関係機関との連携を図りながら、一貫した支援を目指します。 | | |
| **指　標** | 通常学級に在籍し通級指導教室に入級していない幼児・児童・生徒であって市川スマイルプランの作成が必要と認めるものの市川スマイルプラン作成率 | | |
| **目　標** | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | 90% | 90% | 90% |
| **担当部署** | 学校教育部　指導課 | | |

**« その他の事業 »**

| | |
|---|---|
| **事業名** | 市川市特別支援連携協議会 |
| **概　要** | 教育、医療、保健、福祉、労働、親の会等の関係者で構成する会議を設置し、関係機関との連携を図りながら、特別支援教育を推進し、障がいのある幼児・児童・生徒に対する指導の充実と支援体制の整備を促進します。 |
| **担当部署** | 学校教育部　指導課 |

## ⑵ 就労・社会参加の促進　～地域で活動する～

### 就労支援・雇用促進

**現状と課題**

➢ 就労は、障がい者が地域で自立した生活を営むために重要ですが、それは単に経済的な自立だけでなく、働くこと自体や、地域や社会の中における役割を実感できるという面においても重要です。

➢ これまで、本市では、市内の企業や障害福祉サービス事業者等への働きかけにより障がい者の就労の場の確保に努めてきました。また、相談、職場実習、就労後のアフターケア等により、障がい者の就労に向けた総合的な支援を進めてきました。

➢ 本市では、平成 12 年に「市川市障がい者就労支援センター アクセス」を開設し、障がい者の就労支援に積極的に取り組んできたものの、職場への定着支援や生活面の支援においては、なお多くの課題があります。また、雇用する側の障がい特性に対する理解不足から、本人に過度な負担がかかったり、就労先で対人関係に悩んだりするケースも見られます。

➢ 一般就労を希望する方には、できる限り一般就労の機会を確保し、一般就労が困難な方には、就労継続支援事業所等における工賃水準の向上に向けた支援が必要です。千葉県の「千葉県工賃（賃金）向上計画」や各事業所の目標値設定を踏まえつつ、市としても、全国平均（令和 6 年度は 24,141 円）などを参考にしながら事業所の自主的な取組に対する情報提供や伴走支援を行い、地域全体の工賃向上を後押ししていく必要があります。

➢ 令和 7 年 10 月から新たなサービスとして開始された「就労選択支援」では、就労アセスメント手法を活用し、本人の希望や能力・適性等に合った働き方の選択を支援しています。しかし、市内に所在する事業所は 2 か所にとどまっており、特別支援学校等からの今後のニーズ増加を見据えると、事業所の確保・整備が必要となっています。

➢ 平成 25 年の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」の施行に伴い、本市でも調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品等の優先調達に努めています。

➢　「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率の段階的な引き上げにより、就労する障がい者の増加が見込まれる一方で、就職後の支援の担い手不足が懸念されています。そのため、就労定着支援だけでは対応しきれない生活面の支援も含め、就労系サービス利用者の高齢化を見据えた「障がい福祉と高齢者福祉の連携」や「生活支援サービスとの連動」がますます重要となっています。

**施策の基本方針**

➢　市内のニーズに対応するため、関係機関と連携しながら就労選択支援事業所の質・量の充実に向けた整備に努めます。

➢　「市川市障がい者就労支援センター　アクセス」を中心に、県の障害者就業・生活支援センター事業や「市川市自立支援協議会　就労支援部会」との連携を一層強化し、切れ目のない就労支援を推進します。

➢　「障害者優先調達推進法」に基づき、引き続き障害者就労施設等からの物品等の優先調達に努めます。

➢　就労定着支援の期間終了後も継続した支援が必要な障がい者に対しては、「市川市障がい者就労支援センター　アクセス」が生活面・就労面の両面から伴走型の支援を行います。さらに、就労系サービス利用者の高齢化といった新たな課題に対しても、障がい福祉と高齢者福祉の円滑な連携強化に取り組みます。

**施策の内容**

**« 重点事業 »**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **事業名** | 障がい者就労支援事業 | | |
| **事業概要** | 「市川市障がい者就労支援センター　アクセス」を設置し、同センターにおいて、障がい者からの就労に関する各種相談に応じるとともに、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行います。また、一般企業への就労に向けた支援や、就労系障害福祉サービスの利用に向けた支援等を実施するほか、就労定着支援の期間が終了した障がい者に対しても、必要に応じた継続的な支援を行っていきます。 | | |
| **指　標** | 相談件数 | | |
| **目　標** | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | 4,300 件 | 4,300 件 | 4,300 件 |
| **担当部署** | 福祉部　障がい者支援課 | | |

**« その他の事業 »**

| | |
|---|---|
| **事業名** | 優先調達推進事業 |
| **概　要** | 「障害者優先調達推進法」に基づき、毎年度「市川市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、障がい者の経済的自立を支援するため、物品や役務の優先的な調達を積極的に推進します。 |
| **担当部署** | 福祉部　障がい者支援課 |

| | |
|---|---|
| **事業名** | 障がい者雇用事業 |
| **概　要** | 働く意欲はあるものの就労に結びつきにくい障がい者を、一定期間、「チャレンジド オフィス いちかわ」において会計年度任用職員として雇用します。そこで得た実務経験を活かし、一般企業等への就労につなげることを目指します。 |
| **担当部署** | 総務部　人事課、教育振興部　教育総務課 |

| | |
|---|---|
| **事業名** | 雇用促進事業（障がい者就労支援） |
| **概　要** | 【雇用促進奨励金】<br>市内に居住する障がい者、重度障がい者を雇用する事業主に対し、奨励金を交付することにより、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。<br>【職場実習奨励金】<br>市内に居住する障がい者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付することによって、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。<br>【その他】<br>障がい者の雇用を拡大し、法定雇用率の達成を図るため、ハローワーク市川と本市との共催により、企業と障がい者の個別面接による「障がい者就職面接会」を開催します。 |
| **担当部署** | 経済観光部　商工課 |

## 生涯学習・文化・スポーツ

### 現状と課題

- 障がい者が生涯を通じて教育、文化、スポーツ等の多様な機会に親しむことができるよう、福祉、教育、スポーツ、労働等の関連施策を有機的に連動させた総合的な支援が求められています。
- 「障害者の権利に関する条約」において、「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習の確保」が明記されており、誰もが共に学び、生きる共生社会の実現に向けた取組が重要となっています。
- 文部科学省の「障害者の生涯学習の推進方策について（報告）」では、①本人の主体的な学びの重視、②学校教育から卒業後の学びへの円滑な接続、③福祉・労働・医療等の分野の取組と学びの連携の強化、④障がいに関する社会全体の理解の向上、の４つの視点の重要性が挙げられています。
- 令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書による文化の恵沢を享受できる社会を目指す必要があります。
- 平成 30 年に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」等を背景に、障がい福祉分野と文化芸術分野の双方向から機運が高まり、現在は障がい者による主体的な文化芸術活動のさらなる促進が図られています。

### 施策の基本方針

- 障がい者が、地域社会で自立した生活を送るために必要な力を生涯にわたり維持・開発・伸長できるよう、各ライフステージに応じた継続的な学びを総合的に支援します。
- また、「障害者の権利に関する条約」の理念に基づき、誰もが共に学び、生きる共生社会の実現に向け、本人の主体的な学びや学校教育から社会への円滑な接続を推進します。
- さらに、障がいの有無や種類に関わらず、誰もが気軽に文化芸術活動やスポーツ、読書等の多様な機会に親しむことができる環境を充実させるとともに、社会全体の理解を深めることで、心身の健康の維持・向上及び生きがいづくりを促進し、一人ひとりの豊かな社会参加につなげます。

**施策の内容**

**« 重点事業 »**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **事業名** | 障がい者スポーツ事業 | | |
| **事業概要** | 障がいのある方にスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康・体力の保持と増進を図ります。 | | |
| **指　標** | 障がい者軽スポーツ教室への参加人数 | | |
| **目　標** | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | 50 人 | 50 人 | 50 人 |
| **担当部署** | スポーツ部　スポーツ推進課 | | |

**« その他の事業 »**

| | |
|---|---|
| **事業名** | 読書バリアフリー推進事業 |
| **概　要** | 誰もが等しく読書を行うことができる環境を整備するために、障がいの種類・程度に応じた図書サービスを実施するとともに、デイジー図書や大活字本等のアクセシブルな資料の利用機会の拡充を目指します。あわせて教育センターや学校と連携し、図書館の障がい者サービスに関する周知を図ります。 |
| **担当部署** | 教育振興部　図書館課 |

| | |
|---|---|
| **事業名** | 障がい者文化講座 |
| **概　要** | 障がい者に文化活動の場を提供する講座（合唱・俳句）を実施します。 |
| **担当部署** | 福祉部　障がい者支援課 |

| | |
|---|---|
| **事業名** | パラスポーツ普及促進事業 |
| **概　要** | 車いすバスケットボール等の体験会や試合観戦機会の創出により、パラスポーツ普及の促進を図ります。 |
| **担当部署** | スポーツ部　スポーツ推進課 |

## ⑶　生活支援の充実　～地域で暮らす～

### 地域生活の支援

**現状と課題**

地域生活支援拠点等について

➢　令和４年の「障害者総合支援法」改正により、地域生活支援拠点等を整備した上で行うものとされている事業の実施は、市町村の努力義務となりました。本市では、新たな施設を整備するような拠点整備型ではなく、地域の複数の機関が連携して事業を実施する「面的整備型」をとり、令和２年より身体・知的・精神の障がい別に地域生活支援拠点等コーディネーターを配置しています。

➢　障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に備え、あらかじめご自身の状況などをお教えいただき、市及び地域生活支援拠点等コーディネーターが持つ台帳に登録させていただく「事前登録」をお勧めしており、事前登録者数は年々増加している（令和４年度末 144 人、令和７年度末 231 人）ものの、今後の制度や機能の周知・可視化も必要です。

➢　緊急時に受け入れ可能な短期入所事業所（特に医療的ケアを必要とする方等向け）が不足しています。

強度行動障がい等のある方への支援について

➢　強度行動障がいのある方、医療的ケアを必要とする方等が地域で暮らすために必要な生活介護や短期入所が市内に少ない状況です。

➢　強度行動障がいのある方については、令和８年３月末時点で、行動関連項目の合計点が 10 点以上の方が 445 人（約 15.3%）、20 点以上の方が 31 人（1.1%）となっており、国と同水準です。しかし、対応可能なグループホームや日中活動の場が不足していることから、サービス事業所の確保が課題となっています。また、事業所における支援者の専門的知識・スキル、人材確保・養成体制の不足が受入れを阻む要因の一つと考えられます。

➢　市内におけるサービス事業所の地域的な偏り（特に南部地域における短期入所、グループホーム、生活介護の不足）があり、それに伴う送迎負担が生じています。

➢　本市は精神障がいのある方が比較的多い傾向となっていますが、グループホームや日中活動の場において専門的知識・技術を持った支援者が不足しているとの声があります。

多様な日中活動の場の確保と安定運営の支援について

➢　地域活動支援センターは障害福祉サービスではありませんが、生活介護や就労継続支援 B 型などの通所系サービスになじめない方にとって、外出、創作的活動、社会との交流といった日中の居場所づくりに極めて重要な施設です。

➢　市内では令和 8 年度当初時点で 9 施設（前年度から 1 施設増）が運営されており、市が運営費の補助を行っています。

外出支援及びレスパイトケア（家族支援）について

➢　移動支援や日中一時支援については、利用者の希望どおりの利用ができない場合があることで、家族の就労継続やライフスタイルに影響を与えています。特に医療的ケアを要する場合、対応できる事業所が極めて少なく、実質的に利用制限や利用不可となっているケースが見られます。

**施策の基本方針**

地域生活支援拠点等について

➢　医療的ケアを必要とする方や重症心身障がい児・者の受け入れが可能な短期入所事業所等の拡大に向けた支援策を検討します。

強度行動障がい等のある方への支援について

➢　障がいの特性に関わらず住み慣れた地域で生活ができるよう、南部地域を含めた市内全域での短期入所、グループホーム、生活介護事業所の開設・誘致を後押しし、サービスの地域偏在の解消を図れるよう取り組みます。また、重度障がい者や医療的ケア等を要する方が市内で質の高いサービスを受けられるよう提供体制の確保を検討するとともに、千葉県の「重度の強度行動障害のある方への支援システム」をさらに活用し、支援体制の整備を進めます。

多様な日中活動の場の確保と安定運営の支援について

➢　地域の重要な居場所としての機能を持つ地域活動支援センターに対する運営費補助制度を継続し、誰もが安心して過ごせる安定した運営を支援します。

外出支援及びレスパイトケア（家族支援）について

➢　増加する移動支援や日中一時支援のニーズに対応するため、サービス内容の拡充を含めた見直しを検討し、自立生活及び社会参加の促進を図るとともに、家族の就労継続と休息を支える体制を強化します。

**施策の内容**

**« 重点事業 »**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **事業名** | 専門的人材の確保・養成等 | | |
| **事業概要** | 強度行動障がいのある方や医療的ケアを必要とする方等への対応など、専門性の向上を図るための人材研修ニーズを把握し、研修等を実施します。 | | |
| **指　標** | 研修等の実施回数 | | |
| **目　標** | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | 1 | 1 | 1 |
| **担当部署** | 福祉部　障がい者支援課 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| **事業名** | 地域活動支援センター運営費補助金事業 | | |
| **事業概要** | 福祉部　障がい者支援課 | | |
| **指　標** | 地域活動支援センターを経営する事業を行う者の経営の支援を図るため、市川市地域活動支援センター運営費補助金を交付します。 | | |
| **目　標** | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | 9 | 9 | 9 |
| **担当部署** | 福祉部　障がい者支援課 | | |

## 情報アクセシビリティ・意思疎通支援

### 現状と課題

- 情報アクセシビリティとは、「障がい者が必要に情報に円滑にアクセスし、情報を取得・利用できる環境」をいいます（第 5 次障害者基本計画）。情報アクセシビリティの向上は、本計画全体を通じた横断的視点として位置付けられるものであり、各施策を推進する上で重要な視点となります。
- 「障害者基本法」第 22 条では、基本的施策の一つとして、「情報の利用におけるバリアフリー化」が定められており、障がい者が円滑に情報取得・利用し、意思が表示できるよう、必要な施策を講ずることが国及び地方公共団体の責務として定められています。また、災害時等においても、障がい特性に応じて必要な情報を迅速かつ的確に伝えるための取組が定められています。
- 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」では、障がい者が必要な情報を円滑に取得。利用し、意思疎通を図ることができるよう、情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援に関する施策を総合的に推進することが定められています。
- 情報アクセシビリティの確保・維持に向け、字幕や音声等を活用したわかりやすい情報発信や、市公式 Web サイトの利用しやすさの向上に取り組んでいます。また、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話奉仕員の養成、失語症のある方への意思疎通支援など、障がい特性に応じた情報保障と意思疎通支援事業を行っています。
- 令和 7 年 6 月に「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務として、手話の取得や使用に必要な環境の整備、手話に関する理解と関心の増進等、手話に関する施策を総合的に推進することが定められました。
- 意思疎通支援を担う人材の確保に向けて、手話奉仕員養成講座を実施するとともに、県が地域生活支援事業として実施している要約筆記養成講座などを通じ、人材の養成・確保に取り組んでいます。引き続き、手話通訳者や要約筆記者の担い手の確保・養成を推進するとともに、手話や要約筆記などの意思疎通手段について、周知・啓発を行い、市民の理解促進に取り組んでいきます。

**施策の基本方針**

- ➢ 各種法令等の規定の趣旨を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、円滑な情報の取得・利用、意思表示・意思疎通を行うことができる環境づくりを推進します。
- ➢ 手話通訳者、要約筆記者、失語症会話パートナー等の多様な意思疎通支援者を計画的に確保・養成するとともに、支援者の処遇改善や就労環境の整備、質の維持・向上を図ります。

**施策の内容**

**« 重点事業 »**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **事業名** | 手話奉仕員養成講座及び市民手話教室運営業務委託 | | |
| **事業概要** | 聴覚障がい者及び言語機能障がい者が健聴者等との円滑な意思の疎通を図る上で必要な手話通訳者等の人材を育成します。また、市民向けに手話を知っていただくための講習会を開催します。 | | |
| **指　標** | 養成講座修了者数 | | |
| **目　標** | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | 16 名 | 16 名 | 16 名 |
| **担当部署** | 福祉部　障がい者支援課 | | |

**« その他の事業 »**

| | |
|---|---|
| **事業名** | 手話通訳者・要約筆記者の設置・派遣 |
| **概　要** | 手話通訳者・要約筆記者を設置するとともに、手話通訳や要約筆記を必要とする方を対象に、手話通訳者・要約筆記者を無償で派遣します。 |
| **担当部署** | 福祉部　障がい者支援課 |

| | |
|---|---|
| **事業名** | 市公式 Web サイトのアクセシビリティの確保・維持 |
| **概　要** | JIS X 8341-3 や総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき、画像に代替テキストを提供する、キーボードだけでも操作できるようにする等、Web アクセシビリティの確保・維持に努めます。 |
| **担当部署** | 全ての課・室等 |

## 保健・医療

### 現状と課題

- 障がいの原因となる生活習慣病の早期発見・治療や健康的な日常生活の維持はすべての基本ですが、そのアプローチはライフステージや障がいの特性によって多様です。
- 障がい者等の健康管理については、一部の通所事業所においては健康管理が、入所施設においては健康診断の実施が義務付けられているほか、その他、障がいのない方と同様に 40 歳から 74 歳の国民健康保健被保険者を対象とした特定健康診査などがあります。
- 精神保健分野においては、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、医療提供体制の充実が必要です。また、「障害者総合支援法」等の改正を踏まえ、社会的入院の解消に向けた地域移行と、地域生活の定着に向けた切れ目のない退院後支援（医療・福祉・住まいの連携）が必要となっています。
- 身体機能の維持や低下の防止には、専門職による支援に加え、障害福祉サービス事業所等の職員が、日々の支援の中でリハビリテーションの視点をもち、適切に実践できる環境づくりが重要です。このため、本市の理学療法士や作業療法士が地域の障害福祉サービス事業所等を巡回し、職員からの相談に応じるとともに、必要な助言を行っています。
- 児童期から成人期への移行に伴い、利用できる制度や支援機関が変わることで、必要なリハビリテーションを継続して受けることが難しくなる場合があります。千葉県療育支援等事業を受託し、制度の狭間にある方に対しても支援を実施しています。

### 施策の基本方針

- 障がい者等の健康の保持・増進に資する取組や、心の健康づくりに関する取組を引き続き推進します。
- 身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを途切れることなく受けられるよう、障害福祉サービス事業者等と保健・医療関係者との連携を強化するとともに、医療費助成などの事業を推進します。

**施策の内容**

**« 重点事業 »**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **事業名** | 身体障がい者地域リハビリテーション体制整備事業 | | |
| **事業概要** | 障がい者の身体及び生活機能の維持・向上を図るため、理学療法士や作業療法士が、障害福祉サービス事業所等を巡回し、リハビリテーションに関する相談や助言を行うことで、地域における支援体制の充実を図ります。 | | |
| **指　標** | 個別支援件数 | | |
| **目　標** | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | 685 件 | 690 件 | 695 件 |
| **担当部署** | 福祉部　障がい者支援課 | | |

**« その他の事業 »**

| | |
|---|---|
| **事業名** | 重度心身障害者医療費助成 |
| **概　要** | 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳Ⓐ・A の 1、精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している方等に対し、医療費の保険適用における通院、入院の自己負担を助成します。 |
| **担当部署** | 福祉部　障がい者支援課 |

## ⑷　相談・権利擁護体制の確立　～自分で決める～

### 相談

**現状と課題**

➢　本市では、一般相談支援事業所（基本相談支援＋地域相談支援）と特定相談支援事業所（基本相談支援＋計画相談支援）、障害児相談支援事業所、「基幹相談支援センターえくる（障害者相談支援事業）」が連携しながら、相談支援体制を構成しています。さらに、中核地域生活支援センター事業、重層的支援体制整備事業、地域生活支援拠点等コーディネーター、市川市就労支援センターアクセス、生活サポートセンターそらなど、多様な関係機関が関わっています。

➢　令和５年から開始した本市の「重層的支援体制整備事業」において、「包括的相談支援事業」には、「基幹相談支援センターえくる」の実施する障害者相談支援事業も位置付けられています。相談者の属性に関わらず包括的に受け止め、えくる単独での解決が難しい事例には各種関係機関と連携して対応しています。

➢　計画相談支援等を担う指定特定・障害児相談支援事業所の数は増加傾向にあるものの（令和 7 年度末時点で 42 事業所）、障害福祉サービス等を利用する方の増加や複雑化する制度に対し、依然として相談支援専門員の数が不足しています。そのため、セルフプラン率は高止まりし、相談支援専門員による定期的なモニタリングやサービスの見直しが受けられない等が課題となっています。

➢　基幹相談支援センターには精神障がいに関する相談が数多く寄せられており、新規相談者の累積や複合的な課題など、高度な調整や継続的な支援体制の維持が大きな課題となっています。

➢　「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正により、令和６年４月から市町村が実施する精神保健に関する相談支援の対象が、精神障がい者に加え「精神保健に課題を抱える者」にも拡大されました。複合的な課題への支援ニーズや「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進に向け、関係機関との協働・連携及び支援の担い手の確保が求められています。

## 施策の基本方針

➢ 「基幹相談支援センターえくる」の運営により地域の相談支援体制の強化を図ります。

➢ 相談支援専門員の確保など、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の受け皿を拡充するための方策を引き続き検討・推進します。

➢ 重層的支援体制整備事業やアウトリーチ活動、関係機関（医療・福祉・地域）との協働を一層密にし、精神障がいや発達障がい、ひきこもり等の複合的・継続的な支援ニーズに対して、当事者及び家族に寄り添った「切れ目のない支援」を総合的に展開します。

➢ なお、いわゆる〝委託の相談支援事業所〟の設置は目指さないことや、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等コーディネーターとの役割の違い（本来の立ち位置は「障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処・備える」役割が地域生活支援拠点等コーディネーターであり、基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として障がい特性に関わらず総合的に相談支援を行うのが役割である）の整理については、前計画から変わりはありません。

## 施策の内容

**« 重点事業 »**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **事業名** | 相談支援体制の推進 | | |
| **事業概要** | 関係各課と連携し、市川市自立支援協議会を活用しながら、市川市全体における相談支援体制の整備を推進します。<br>具体的には、障害者相談支援事業、「身体障害者福祉法」等に基づく各種相談業務、基幹相談支援センター機能強化事業や住宅入居等支援事業（居住サポート事業）等を「基幹相談支援センターえくる」に委託することで、専門職による質の高い相談支援を実施します。 | | |
| **指　標** | 障害者相談支援事業等の実施。 | | |
| **目　標** | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | 実施 | 実施 | 実施 |
| **担当部署** | 福祉部　障がい者支援課 | | |

## 権利擁護

### 現状と課題

障がい者の虐待防止及び障がいを理由とする差別の解消の取組

- 平成 24 年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、市川市では障がい者支援課内に「市川市障害者虐待防止センター」を設置し、平成 29 年からは「基幹相談支援センターえくる」内に設置して運営を行っています。
- また、平成 28 年の「障害者差別解消法」の施行に伴い、関係機関や地域の関係者を交えて必要な協議を行い、虐待防止や障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進しています。
- 24 時間の通報・相談体制の維持に加え、初期調査や対応をスムーズに行うため関係機関との連携強化が求められています。また、障害福祉サービス事業所の増加等を踏まえ、従業者等による虐待防止に向けた取組を推進する必要があります。

成年後見制度の取組

- 平成 28 年の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行を受け、本市では令和 5 年度に「市川市成年後見制度利用促進基本計画」を定め、令和 6 年度からは「市川市地域福祉計画」に統合しました。同年には「市川市後見支援センター」を設置し、関係機関との連携を強化しています。今後は、利用者増加に対応するための適正な職員の増員など支援体制の確保が求められています。
- 後見人等への報酬に対する助成や、市川市社会福祉協議会と連携した「福祉サービス利用援助事業」等により、日常生活や財産管理、福祉サービスの手続を多角的にサポートしています。
- 成年後見制度を必要とする方の増加や相談内容の多様化に対応するため、後見人等の担い手を確保していく必要があります。このため、市川市後見支援センターと連携を図り、市民後見人の育成や活動を支える仕組みづくりを進めています。
- 令和 8 年 6 月に公布された「民法等の一部を改正する法律」により、本人の自己決定権を重視した支援が、これまで以上に重視されます。新制度の円滑な施行に向け、国や他自治体の動向を注視しながら、必要な支援体制を整備するとともに、制度の周知・啓発に努める必要があります。

**施策の基本方針**

- ➢ 障がい者の権利や利益を守るため、関係機関との連携を一層強化するとともに、「市川市障害者虐待防止センター」を中心に、虐待に関する通報や相談を随時受け付け、迅速かつ適切に対応できる体制を維持します。
- ➢ 判断能力に不安のある方が、安心して適切に制度を活用できるよう、「市川市後見支援センター」等と連携し、相談支援体制のさらなる充実を図ります。
- ➢ 令和８年６月の「民法」改正を踏まえ、必要な方が適切に対応できる支援体制の整備を進めるとともに、制度の理解と利用促進に向けた広報・周知に努めます。

**施策の内容**

**« 重点事業 »**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **事業名** | 成年後見制度利用支援事業 | | |
| **事業概要** | 知的障がい、精神障がい、認知症等の理由で判断能力が十分でない方が成年後見制度を活用するための啓発活動や相談等の業務を市川市社会福祉協議会に委託して行います。 | | |
| **指　標** | 実施の有無 | | |
| **目　標** | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | 実施 | 実施 | 実施 |
| **担当部署** | 福祉部　地域包括支援課、障がい者支援課 | | |

**« その他の事業 »**

| | |
|---|---|
| **事業名** | 市川市障害者虐待防止センター |
| **概　要** | 被害者や家族等が必要な支援を受けられるよう、「障害者虐待防止法」第 32 条に基づく市町村障害者虐待防止センターの窓口として、通報・相談の受理や初期調査を基幹相談支援センターにて行うとともに、関係機関と連携します。 |
| **担当部署** | 福祉部　障がい者支援課 |

| | |
|---|---|
| **事業名** | 障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議 |
| **概　要** | 福祉部　障がい者支援課 |
| **担当部署** | 障害者虐待の防止及び障がいを理由とする差別の解消を図るために関係機関及び地域の関係者を交えて必要な協議を行います。 |

## ⑸　誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進～安心して暮らす～

### 災害や感染症の対策

**現状と課題**

➢　東日本大震災や近年の激甚化する風水害、能登半島地震などの教訓を踏まえ、大規模地震への備えの必要性は一層高まっており、災害時における障がい者の避難支援や環境整備は喫緊の課題となっています。

➢　災害時における避難所においては、スロープやバリアフリートイレ等のハード面での整備に加え、内部障がい者（ストーマ使用者等）への配慮、医療的ケア児者への対応が求められます。また、聴覚・視覚等に障がいのある人への適切な情報伝達手段の確保や、避難生活が長期化した場合の多様なニーズへのきめ細かな支援が必要となっています。

➢　策定が進められている「個別避難計画」や「避難行動要支援者名簿」について、当事者及び一般市民への周知・広報をさらに徹底し、地域全体での実効性を高めていく必要があります。

➢　防犯対策の面では、障がい者の消費者トラブルの防止や、地域における防犯体制の強化に加え、社会福祉施設等における日頃からの安全確保、職員研修、関係機関との連携体制の構築が求められています。

**施策の基本方針**

➢　感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障がい者を含め脆弱な立場にある方々がより深刻な影響を受けることから、この計画に掲げる各種施策についても、非常時に障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めていきます。

➢　市川市避難行動要支援者対策プランに基づいて、「個別避難計画」の作成と実効性のある避難支援体制の構築を推進し、関係部署や地域住民、福祉事業所等との連携を強化します。

➢　避難所及び福祉避難所におけるハード・ソフト両面のバリアフリー化（情報保障、トイレ環境、医療的ケア・専門的物資への対応等）を推進し、誰もが安心して過ごせる避難環境の確立を目指します。

**施策の内容**

**« 重点事業 »**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **事業名** | 避難行動要支援者対策事業 | | |
| **事業概要** | 災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。<br>また、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制を整備します。さらに、平常時における地域のつながりを促進します。 | | |
| **指　標** | 個別避難計画の作成数 | | |
| **目　標** | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | 1,900 件 | 1,930 件 | 1,960 件 |
| **担当部署** | 福祉部　地域共生課 | | |

**« その他の事業 »**

| | |
|---|---|
| **事業名** | 福祉避難所 |
| **概　要** | 福祉部　地域共生課 |
| **担当部署** | 災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、平時から協定事業者と協力する等、防災訓練を実施します。 |

| | |
|---|---|
| **事業名** | 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定 |
| **概　要** | 災害時に、避難所等で必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等が速やかに供給されるよう、一般社団法人日本福祉用具供給協会と協定を結び、平時から防災啓発事業や防災訓練を実施します。 |
| **担当部署** | 危機管理室　地域防災課、福祉部　地域共生課 |

| | |
|---|---|
| **事業名** | 避難所開設・運営訓練の実施 |
| **概　要** | 市内公立小学校で実施する避難所開設・運営訓練において、市内の障がい者団体等に避難者役として参加を呼びかけ、当事者の目線から直接意見を得ることで、障がい者に配慮した避難所環境整備を目指します。 |
| **担当部署** | 危機管理室　地域防災課 |

| | |
|---|---|
| **事業名** | NET119 |
| **概　要** | 聴覚や言語に障がいのある方を対象として、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して 119 番通報ができる「NET119 緊急通報システム」の利用登録を行います。 |
| **担当部署** | 福祉部　障がい者支援課、消防局　指令課 |

## まちづくり・居住環境整備

### 現状と課題

➢ 国では、高齢者や障がい者等の移動や施設の利用における利便性及び安全性の向上を図るため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」を平成 18 年に施行しました。本市では、「バリアフリー法」に基づき「市川市移動等円滑化に必要な道路の構造に関する基準を定める条例」を制定し、歩道の有効幅員や勾配などの基準を設けて身体の負担軽減と安全性向上を図っています。また、平成 15 年に策定した「市川市交通バリアフリー基本構想」をもとに、「人にやさしい道づくり事業」や「公園のバリアフリー化事業」を推進しています。

➢ 本市では、障がい者等の居宅における移動の円滑化を図るため、日常生活用具の給付（住宅改修を伴うもの）等の支援を行っているほか、障害者手帳所持者等を対象とした市営住宅の空家入居希望者登録制度を実施しています。

➢ 平成 29 年の「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の一部改正に加え、令和 7 年の改正により、入居中の見守り等を行う「居住サポート住宅」の認定制度や、大家側が安心して貸し出せる市場環境の整備などが図られました。また、市区町村における居住支援協議会の設置が努力義務化されるなど、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化が進められています。

➢ 障がい者等の地域における住まいの一つであるグループホームについては、平成 30 年度に新たな類型として「日中サービス支援型」が創設されるなど、重要性が増しています。一方で、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入も見られ、障がい特性や障がい程度を踏まえた適切な支援の提供及び支援の質の維持・向上を図ることが重要な課題となっています。

### 施策の基本方針

➢ 道路や公共施設等のバリアフリー化を計画的に進めるとともに、住宅改修費の助成等の継続により、障がい者等が地域で安心して生活できる環境の整備を図ります。

➢ また、グループホームの新規開設や運営への補助、入居者の家賃負担に対する助成を引き続き実施していくとともに、制度の運用状況等を見据えつつ、持続可能な支援のあり方について検討を行います。

**施策の内容**

**« 重点事業 »**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **事業名** | 人にやさしい道づくり重点地区整備事業 | | |
| **事業概要** | 「市川市交通バリアフリー基本構想」に基づき、主要駅周辺の半径 500m 以内を重点整備地区とし、歩道の段差解消、平坦性の確保等のバリアフリー化を進めます。 | | |
| **指　標** | 歩道のバリアフリー化箇所数 | | |
| **目　標** | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | 1 箇所 | 1 箇所 | 1 箇所 |
| **担当部署** | 道路交通部　道路建設課 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| **事業名** | グループホームの開設・運営、入居者の家賃負担に対する支援 | | |
| **事業概要** | 障害者グループホームの新規開設や運営をする事業者に対し、その経費について補助を行います。また、入居する障がい者に対して、家賃負担の一部を助成します。 | | |
| **指　標** | 開設時の補助の実施<br>運営費の補助の件数（事業所数）<br>被助成者数 | | |
| **目　標** | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | 実施<br>67 件<br>410 人 | 実施<br>69 件<br>430 人 | 実施<br>71 件<br>450 人 |
| **担当部署** | 福祉部　障がい者支援課 | | |

**« その他の事業 »**

| | |
|---|---|
| **事業名** | 公園施設のバリアフリー等 |
| **概　要** | 街づくり部　公園緑地課 |
| **担当部署** | 出入口のスロープ化等により段差解消を図るほか、インクルーシブ遊具の整備を進め、誰もが安心して利用できる公園を目指します。 |

| | |
|---|---|
| **事業名** | （仮称）断熱あんしん住宅助成事業 |
| **概　要** | 街づくり部　街づくり整備課 |
| **担当部署** | 住宅ストックの良質化に資するため、自身が所有・居住する住宅において、断熱化、防災性向上、バリアフリー化の改修工事費用の一部を補助します。また、分譲マンション共用部分等のバリアフリー化又は浸水対策工事費用の一部についても補助を行います。 |

## ⑹　地域の理解・支援の促進　～地域で支え合う～

### 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供

**現状と課題**

➢　平成 17 年の「発達障害者支援法」の施行や、令和 8 年 4 月の「高次脳機能障害者支援法」の施行により、外見からは分かりにくい障がいに対する支援体制の構築と理解が進みつつあります。発達障がいや高次脳機能障がいなどは周囲から気づかれにくく、特性も一人ひとり異なるため、「違い」や「個性」として正しく理解し、個々に合わせた柔軟なサポートを行うことが求められています。

➢　本市では、「障害者差別解消法」の施行（平成 28 年）に伴う相談窓口の設置や、障壁を取り除くための「合理的配慮」の提供に関する相談受付、さらに職員向けの人権研修を継続して実施しています。

➢　令和 6 年 4 月の「障害者差別解消法」の改正により、民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務化され、地域社会全体での理解深化が求められています。民間事業者への合理的配慮の提供が義務化されたものの、まだ十分に浸透しておらず、市民や事業者が一体となって配慮を「当たり前に行える社会」をつくる必要があります。

➢　小中学校等での「福祉教育」やボランティア活動のほか、「地域ケアシステム」の協議に障がい者団体が参加するなど、地域での支え合いが広がっています。差別や偏見をなくし相互理解を深めるため、障がいのある方と地域住民が日常的にふれあい、つながりを持てる機会をさらに増やすことが必要です。

**施策の基本方針**

➢　市民や事業者への啓発、市職員への研修をさらに充実させます。単なる知識の普及にとどまらず、当事者参画による学びや、多様な障がい・マークの周知、当事者の地域貢献を促進する仕組みづくりを進め、地域社会全体で差別をなくし、合理的配慮が当たり前に提供されるまちづくりを進めます。

## 施策の内容

### « 重点事業 »

| | | | |
|---|---|---|---|
| **事業名** | 障がいに関する理解啓発事業 | | |
| **事業概要** | 「障害者基本法」第９条に定める障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施し、障がいに関する理解促進を図ります。 | | |
| **指　標** | 実施の有無 | | |
| **目　標** | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | 実施 | 実施 | 実施 |
| **担当部署** | 福祉部　障がい者支援課 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| **事業名** | 福祉の店運営支援事業 | | |
| **事業概要** | 障がい者の社会参加と工賃向上を目的に、障害者施設等の障がい者が製作する物品を販売する「福祉の店」の運営を支援します。 | | |
| **指　標** | 出店回数 | | |
| **目　標** | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | 340 回 | 340 回 | 340 回 |
| **担当部署** | 福祉部　障がい者施設課 | | |

### « その他の事業 »

| | |
|---|---|
| **事業名** | 市新規採用職員に対する研修 |
| **概　要** | 福祉部　障がい者支援課 |
| **担当部署** | 市の新規採用職員に対する研修において、障がいに関する理解を深めるためのカリキュラムを設けます。 |

| | |
|---|---|
| **事業名** | 市職員に対する研修・啓発 |
| **概　要** | 福祉部　障がい者支援課 |
| **担当部署** | 市の全職員を対象とした、障がいに関する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。 |

| | |
|---|---|
| **事業名** | 福祉教育の推進 |
| **概　要** | 各小中義務教育学校において、市川市社会福祉協議会など関係機関の協力を得ながら、高齢者や障がい者の方々との交流をはじめ、体験活動やボランティア活動等に取り組み、福祉教育を推進します。 |
| **担当部署** | 学校教育部　指導課 |

| | |
|---|---|
| **事業名** | 地域ケアシステム推進事業 |
| **概　要** | 地域ケアシステムは市内 14 の「地区社会福祉協議会」が活動主体となり、地域住民や団体、市川市社会福祉協議会と行政が協働し、「支え合い・助け合いの地域づくり」のための様々な取組を実践しています。重要な取組の一つとして、地域の課題を話し合う「地域ケアシステム推進連絡会」が地区ごとに開催されており、こうした会議に障がい者団体が参加することで、障がい者と地域との交流の機会が増え、地域の理解・支援が促進されることが期待されます。 |
| **担当部署** | 福祉部　地域共生課 |

## 支援人材の確保と質の向上

### 現状と課題

- 本市の生産年齢人口（15～64 歳）は平成 27 年の 67.4%から減少を続け、令和 42 年には 60%程度まで低下すると見込まれています。また、千葉県の有効求人倍率（令和 5 年度）は「社会福祉の専門的職業」で 2.49 倍と全産業（0.99 倍）を大幅に上回っており、福祉分野の人材不足は依然として極めて深刻です。
- 市内の障がい者団体や自立支援協議会からは、相談支援専門員や精神障がい・医療的ケア児者支援等の専門人材において、「そもそも応募がない」「定着が厳しい」との声が上がっています。近隣自治体（東京都等）との賃金格差による人材流出や、他業界との獲得競争が激化する中、個別の事業者努力だけでは対応しきれない状況が生じています。
- 令和 7 年度からの新たな「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」や、令和 8 年 6 月の障害福祉サービス等報酬改定（計画相談支援等の処遇改善加算対象化）等を踏まえ、本市においても総合的な人材確保・定着策が急務となっています。

### 施策の基本方針

- 福祉人材の「確保」「育成」「定着」を一体的に推進するため、千葉県と連携しながら、市が主体性を持って支援に取り組みます。
- 他産業や近隣自治体との競争力を高めるため、人材確保や処遇改善に向けた独自の支援策の検討を進めます。
- 市川市自立支援協議会との協働を通じて、現場のニーズに即した研修を実施し、従事者のスキルアップと“顔の見える関係”の構築を図ります。
- データに基づく実態把握を行い、本当に必要とされる障害福祉サービス等（相談支援、グループホーム等）の量的・質的な確保と適正化に努めます。

**施策の内容**

**« 重点事業 »**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **事業名** | 市川市自立支援協議会との協働による研修 | | |
| **事業概要** | 市川市自立支援協議会の各部会（相談支援部会、生活支援部会、就労支援部会、こども部会）と協働して、障がい者福祉に従事する方の育成・定着や質の向上に資する研修を実施します。また、当該研修は、市が行う指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者に対する指導とも効果的に連携していきます。 | | |
| **指　標** | 研修の実施回数 | | |
| **目　標** | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | 2 回 | 2 回 | 2 回 |
| **担当部署** | 福祉部　障がい者支援課 | | |

## 連携強化、支援体制整備

### 現状と課題

➢　ここまで述べてきた様々な支援や施策については、行政や障害福祉サービス事業者などの関係機関が有機的に連携し、情報共有や地域課題の抽出・整理を行うことで、障がいのある方を支える社会資源や支援体制の整備につなげることが重要です。

➢　本市では、「障害者総合支援法」に基づく「市川市自立支援協議会」を平成 20 年 2 月に設置し、相談支援、生活支援、就労支援、こどもの各専門部会を順次設置して、関係機関相互の連携と地域課題の整理に取り組んできました。

➢　また、令和 4 年 12 月の同法改正により、基幹相談支援センターの役割に「関係機関等の連携緊密化の促進」が追加されています。「基幹相談支援センターえくる」の個別事例から整理した課題を、市川市自立支援協議会で検討するなどして、障がいのある方を支援する体制の整備を行っています。

### 施策の基本方針

➢　市川市自立支援協議会及び各専門部会を定期的に開催し、関係機関間の情報共有や「基幹相談支援センターえくる」等における個別事例を通じた課題整理、必要に応じたニーズ調査を実施します。また、各種研修の実施等を通じて事業者・関係機関・行政間の連携を強化し、“顔の見える関係づくり”を推進します。

### 施策の内容

**« 重点事業 »**

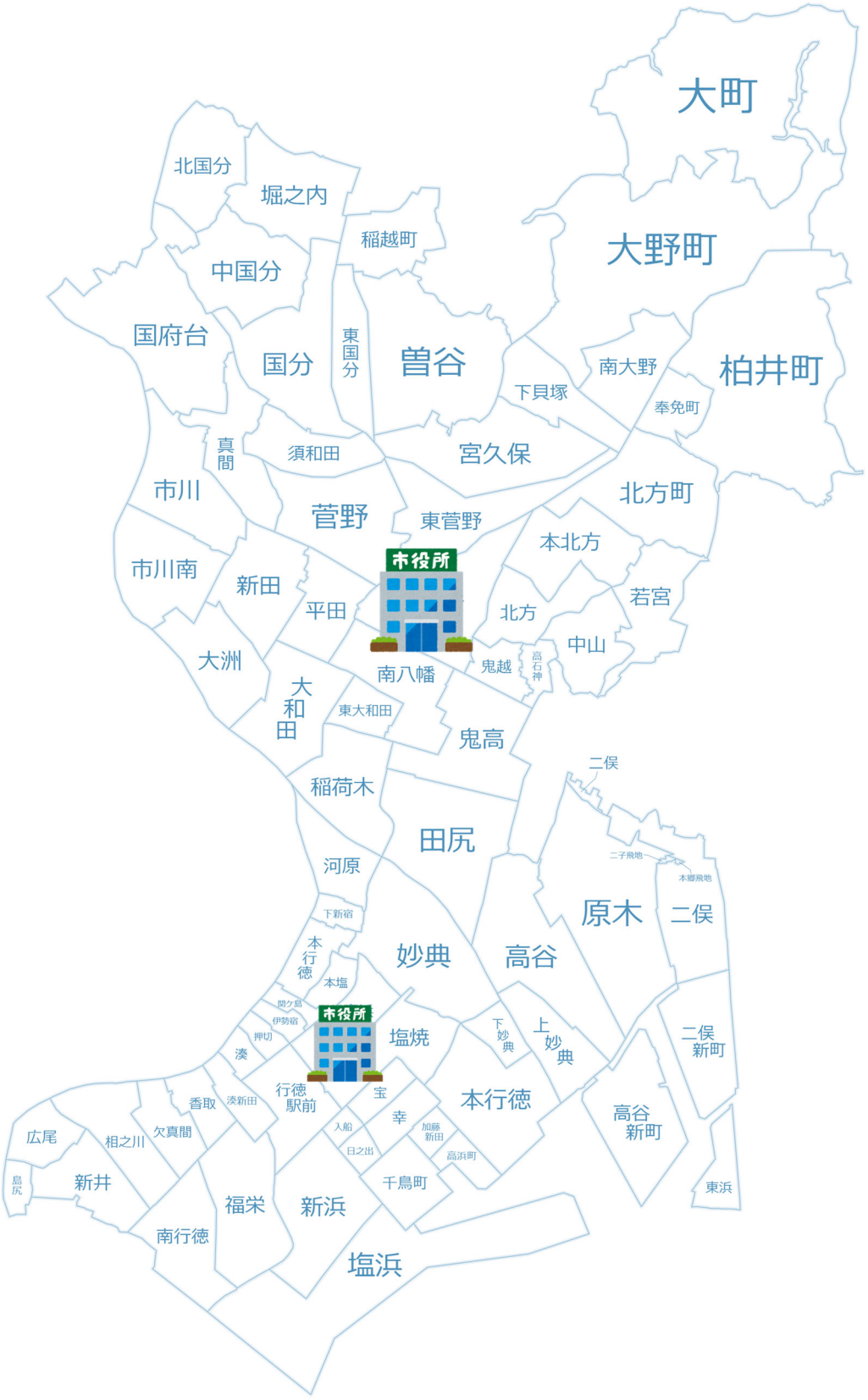
| | | | |
|---|---|---|---|
| **事業名** | 市川市自立支援協議会の開催 | | |
| **事業概要** | 市川市自立支援協議会及び各専門部会を定期的に開催することで、地域における課題を共有し、検討していきます。 | | |
| **指　標** | 市川市自立支援協議会の開催 | | |
| **目　標** | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | 開催 | 開催 | 開催 |
| **担当部署** | 福祉部　障がい者支援課 | | |

第３章

# 第８期市川市障害福祉計画

# 第４期市川市障害児福祉計画

# 1　市川市内の主な障がい者・障がい児向けサービス



## 2　計画の方向性

第８期市川市障害福祉計画は、「障害者総合支援法」に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する計画となります。

また、第４期市川市障害児福祉計画は、「児童福祉法」に基づき策定するもので、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画となります。

「障害者総合支援法」における理念や、国の策定した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、市川市障害者計画における理念である「このまちで共に生きる」等を踏まえ、本計画では、次の６つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

| | |
|---|---|
| ⑴ | **障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援** |
| ⑵ | **障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施** |
| ⑶ | **入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備** |
| ⑷ | **地域共生社会の実現に向けた取組** |
| ⑸ | **障がい児の健やかな育成のための発達支援** |
| ⑹ | **障がい者の社会参加を支える取組・定着** |

### ⑴ 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、それぞれ異なる文化、歴史、背景や経験を持つ市民同士が一人ひとりの多様性を尊重し、共に支えあい、認め合う社会をつくる」という考え方のもとに、障がいの種別や程度を問わず、障がい者等が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己選択と自己決定を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や社会経験に根差した考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

### ⑵ 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がい者等がその障がいの種別にかかわらず、地域で必要な障害福祉サービス等を利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

なお、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者等についても、「障害者総合支援法」に基づくサービスの対象となっていることから、その旨の周知を行う等、必要な障害福祉サービスの活用が促されるよう取り組んでいきます。

### ⑶ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えます。

また、障がい者等の生活を地域全体で支える体制を実現するため、地域生活支援拠点等の更なる推進、法律や制度に基づかない形で提供されるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。整備に当たっては、医療的ケアの必要な方や強度行動障がいの状態にある方など、重度の障がい者であっても、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保するよう努めます。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、千葉県と連携しながら、本市における精神保健医療福祉の一体的な取組を推進し、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を更に進めていきます。

提供体制を推進する上では、強度行動障がいの状態にある方や高次脳機能障がいのある方、医療的ケアが必要な方、重症心身障がい児者、発達障がい児者、盲重複障がい児者、ろう重複障がい児者など、様々な障がい特性に応じた支援体制となるようにします。

### ⑷ 地域共生社会の実現に向けた取組

障がい者の重度化・高齢化や親なき後の生活など家族が抱える課題が複雑化、複合化している中で、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組みます。

また、地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築の推進に取り組みます。

取組に当たっては、「市川市地域福祉計画」及び「市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）実施計画」等との整合性を図りつつ、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進めながら、より一層の体制整備を進めていきます。

### ⑸ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の意見の尊重及び、最善の利益を考慮しながら、本人とその家族が、発育、発達に対する心配や、気づきがある段階から、身近な地域で相談ができるように支援体制を整えます。そのため、障害児通所支援及び障害児相談支援において、障がいの種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を受けられるよう、サービスの提供体制を整備します。

また、障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供するた

めに、より効果的な連携体制が確保できるようにします。さらに障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが共に成長できるよう、地域社会への参加、インクルージョンを推進します。

加えて、医療的なケアを必要とするこどもに対しては、地域の中で保健、医療、保育、教育、福祉等の支援を円滑に受けることができるよう、関係機関で共通認識を図りながら支援する体制を整備します。

### ⑹ 障がい者の社会参加を支える取組・定着

障がい者等が文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者等の個性や能力の発揮、地域における社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、本市の情報アクセシビリティの向上を進めるとともに、障がい特性に配慮した意思疎通支援従事者の派遣、支援人材の持続可能なサービス提供体制の構築を見据えた支援者の養成を図っていきます。

これら６つの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して今期の計画期間（令和 9～11 年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

## 3　成果目標と活動指標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、次の項目について、令和 11 年度末を目標年度として、目標や活動指標を設定します。

| | |
|---|---|
| ⑴ | **施設入所者の地域生活への移行を進めます。** |
| ⑵ | **精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。** |
| ⑶ | **福祉施設から一般就労への移行を促進します。** |
| ⑷ | **障がい児支援の提供体制を整備します。** |
| ⑸ | **地域生活支援の充実を図ります。** |
| ⑹ | **相談支援体制を充実・強化します。** |
| ⑺ | **障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。** |

### ⑴ 施設入所者の地域生活への移行を進めます。

| 項目 | 目標値 | 備考 |
|---|---|---|
| 令和 11 年度末時点の地域生活への移行者数 | 12 人 | 令和 7 年度末時点の施設入所者 186 人の 6%以上。 |
| 令和 11 年度末時点の施設入所者数 | 176 人 | 令和 7 年度末時点の施設入所者 186 人を 5%以上削減した人数。 |

| 項目 | 活動指標 | 備考 |
|---|---|---|
| 地域生活への移行支援 | 1 回／年 | 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者による、地域生活への移行に向けた入所者全員への支援の回数。 |

### ⑵ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

| | |
|---|---|
| **令和 11 年度末の目標** | 長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）<br>123 人（千葉県による設定） |

保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について、千葉県においては障害保健福祉圏域ごとに協議の場が設置されています。

本市においても、これと同様に、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置しており、上記目標値を達成するために、次のとおり活動指標を設定します。

| 項目 | 活動指標 | 備考 |
|---|---|---|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | １回／年 | 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の１年間の開催回数。 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数 | 分野ごとに１人／年 | 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護及び家族等の関係者ごとの参加者数。 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価 | １回／年 | 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための協議の場における、目標設定、活動状況の把握、評価。 |

### ⑶ 福祉施設から一般就労への移行を促進します。

| 項目 | 目標値 | 備考 |
|---|---|---|
| 就労移行支援事業等を通じて、令和 11 年度中に一般就労へ移行する者の数 | 193 人 | 令和 6 年度中に一般就労へ移行した 147 人の 1.31 倍以上。 |
| 就労移行支援事業における、令和 11 年度中に一般就労へ移行する者の数 | 150 人 | 就労移行支援事業における、令和 6 年度中に一般就労へ移行した 106 人の 1.41 倍以上。 |
| 一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の就労移行支援事業所の割合 | 50%以上 | |
| 就労継続支援 A 型事業における、令和 11 年度中に一般就労へ移行する者の数 | 35 人 | 就労継続支援 A 型事業における、令和 6 年度中に一般就労へ移行した 23 人の 1.52 倍以上。 |
| 就労継続支援 B 型事業における、令和 11 年度中に一般就労へ移行する者の数 | 16 人 | 就労継続支援 B 型事業における、令和 6 年度中に一般就労へ移行した 9 人の 1.67 倍以上。 |
| 就労定着支援事業における、令和 11 年度中の年間利用者数 | 267 人 | 令和 6 年度中の就労定着支援事業の利用者数 181 人の 1.47 倍以上。 |
| 就労定着支援事業における、令和 11 年度の就労定着率が 70%以上の事業所数の割合 | 25%以上 | |

目標達成に向けた主な取組

➢ 市川市自立支援協議会の就労支援部会等で関係機関との情報共有、地域課題の検討を行い、一般就労への移行の促進を図ります。

### ⑷ 障がい児支援の提供体制を整備します。

| | |
|---|---|
| **令和 11 年度末の目標** | ○児童発達支援センターは、地域の障がい児の健全な発達の支援において中核的な役割を担い、４つの中核機能にあたるサービスを提供できるよう、支援体制の整備を進めます。<br>○児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所が保育所等訪問支援を活用しながら、保育所等の育ちの場において連携、協力しながら支援する体制を構築します。<br>○保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。<br>○のぞまないセルフプランの解消に向け、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保したうえで、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保します。 |

➢ 市川市内には 5 カ所の児童発達支援センターがあります（令和 8 年 8 月 1 日現在）。児童発達支援センターでは、障がいのあるこどもが、地域の中で必要な支援を受けながら共に育つことができるよう、地域社会への参加、包摂（インクルージョン）の推進を図るように求められています。また、その運営においては、以下の４つの中核機能の取り組みを進めていきます。

| | |
|---|---|
| ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 | ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 |
| ③ 地域のインクルージョン推進の中核機能 | ④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能 |

①においては、障がいや発達の特性に応じた専門的な発達支援を行うとともに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携しながら、保護者相談や、家族への支援を行います。

②においては、児童発達支援センター等連携会議を定期的に開催し、市川市

自立支援協議会の障害児支援連絡会と連携しながら、地域の障害児通所支援事業所の質の向上に向け、研修や、スーパーバイズ、コンサルテーションを実施します。

③においては、地域のインクルージョン推進の中核機関として、教育、保育等の支援者及び保護者に対して保育所等訪問支援の周知を行い、利用できる体制を拡充していきます。

④においては、発達に不安のあるこどもや保護者が、「気づき」の段階で相談につながることができるよう、身近な相談窓口として周知し、早期発見、早期支援を受けられる体制を確保します。

- ➢ 家庭と関連機関との連携を深めるツールの一つであるライフサポートファイルについては、利用者のニーズを把握して、より利用しやすいライフサポートファイルのあり方について検討を行います。
- ➢ 保育、子育て支援、教育等の関係者が連携を図るために協議を行う場として、市川市自立支援協議会こども部会を設置しております。令和 11 年度末までに、地域における特別な支援が必要なこどもの保育、教育施設等における受け入れ状況、課題について把握し、課題解決、受け入れ促進に向けて障がい児施策と、こども・子育て施策の双方から重層的に取り組みます。
- ➢ 主に重症心身障がい児や医療的ケア児を支援する児童発達支援や放課後等デイサービス事業所は、令和 8 年 8 月現在、市内に 8 か所設置されていますが、支援の内容や、利用回数など、保護者の希望に応じた事業所の利用が難しい状況です。今後は重症心身障がい児や医療的ケア児の受け入れ状況を調査し、現状や課題を整理して、地域における受け入れ体制を整備するよう努めます。
- ➢ 医療的ケア児とその家族に対しては、個々のニーズを把握したうえで、保健・医療、保育、教育、福祉等と連携した、総合的な支援体制の整備が求められています。今後は、支援の総合調整の中心となる医療的ケア児等コーディネーターの配置を拡充していきます。
- ➢ 障害児相談支援については「相談支援事業所の存在を知らなかった」、「障害児相談支援の制度や、サービスの内容について案内や啓発をしてほしい」という市民からの声があります。障害児相談支援の制度や、相談支援を利用するメリットを周知していきます。

また、障害児相談支援を利用していないこどもとその家族に対しては、3歳児健康診査や、 5歳児健康診査（令和 9 年度より実施予定）後のフォローアップ

などの機会を利用して、こどもの発達特性のアセスメントを実施し、その結果を家族や関係機関と共有する会議を行い、必要に応じて障害児通所支援や、保育所等訪問支援などの支援につなぎます。このように障がいの「気づき」の段階から、切れ目なく必要な支援を開始できる体制を整備することにより、「のぞまないセルフプラン」の解消に向けて支援していきます。

➢ 保護者支援としてはペアレントプログラムの実施を継続していきます。また千葉県発達障害者支援センターCAS より派遣されているペアレントメンターについても周知を行い、活用の推進を図ります。

| 項目 | 活動指標 | 備考 |
|---|---|---|
| 児童発達支援センター（中核機能強化加算算定のみ）の数 | 1 か所以上 | 児童発達支援センターが 4 つの中核機能にあたるサービスを提供した場合、中核機能強化加算を算定できます。 |
| インクルージョン推進のための協議の場の開催回数 | 年 2 回以上 | 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の 1 年間の開催回数の見込み。 |
| ライフサポートファイルの普及、活用のための講習会の開催 | 6 回/年 | 保護者、事業所、教育関係者等に向けた活用のための講習会の回数 |
| 障害児通所支援における、重症心身障がい児や医療的ケア児の受け入れ状況及び課題の把握と検討 | | 市民ニーズ、及び支援体制に関する調査の実施と課題の検討。 |
| 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数の拡充 | 8 人 | 令和 11 年度末時点の目標人数。 |
| 伴走的支援のための連携会議の実施 | 5 回/年 | 令和 11 年度末時点で |

| 項目 | 活動指標 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| ペアレントプログラム<br>受講者数<br>実施者数 | 8 人/年<br>4 人 | 令和 11 年度末時点での受講者数<br>令和 11 年度末時点での実施者数 |

### ⑸ 地域生活支援の充実を図ります。

| 令和 11 年度末の目標 | 地域生活支援拠点等の有する機能の充実を図る。 |
|---|---|

| 項目 | 目標値 | 備考 |
|---|---|---|
| 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置 | ３人 | 令和９年度　３人<br>令和 10 年度　３人<br>令和 11 年度　３人 |
| 地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等に担当者を配置 | 配置 | 市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者 |
| 地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況等についての検証及び検討 | 年１回以上実施 | |

障がい者の地域生活への移行や地域生活支援の充実が図れるよう、本市では令和２年度から地域生活支援拠点等コーディネーターを配置しています。地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、年１回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況（地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況）について検証することとします。

また、強度行動障がいの状態にある者の支援ニーズを把握し、ニーズに基づく支援体制の整備を図るため、令和 11 年度末までに、強度行動障がいのある者について、その状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制を整備するよう努めます。

### ⑹ 相談支援体制を充実・強化します。

| | |
|---|---|
| **令和 11 年度末の目標** | ・相談支援体制の強化を図る体制を確保する。<br>・令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにする。 |

| 項目 | 目標値 | 備考 |
|---|---|---|
| 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 | 6 人 | |
| 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の、市内の全ての相談支援事業所に占める割合 | 50% | |
| 基幹相談支援センターによる市川市自立支援協議会の運営への関与 | 有 | |
| 市川市自立支援協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組 | 協議会の実施回数<br>1 回／年 | 市川市自立支援協議会本会 |
| | 専門部会の設置数<br>4 | ①生活支援部会、②就労支援部会<br>③相談支援部会、④こども部会 |
| | 専門部会の実施回数<br>13 回／年 | ①生活支援部会　4 回／年<br>②就労支援部会　3 回／年<br>③相談支援部会　4 回／年<br>④こども部会　　2 回／年 |
| | 2 回 | 個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障がい者の支援体制の整備等について、市川市自 |

| 項目 | 目標値 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| | | 立支援協議会の議題とする数 |
| セルフプランに関する分析等 | 実施 | セルフプランを選択した方にアンケートを実施し、のぞまないセルフプランとなっている方については、その理由等を分析する。 |
| 相談支援専門員を対象とした研修等 | 研修等実施回数<br>２回／年 | ①市川市自立支援協議会相談支援部会による研修<br>１回／年<br>②相談支援事業者等に対する集団指導<br>１回／年 |

### ⑺ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

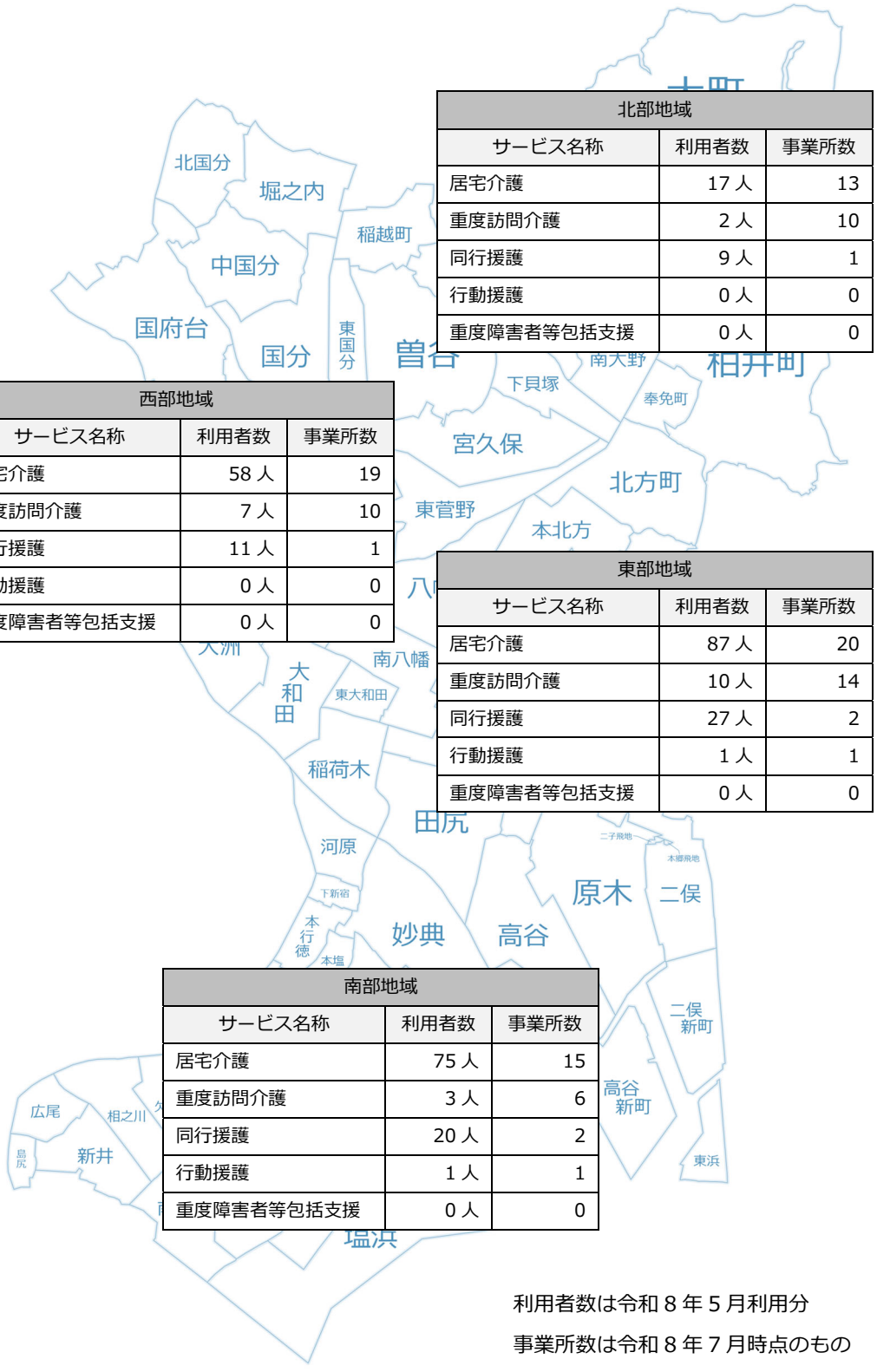
| | |
|---|---|
| **令和 11 年度末の目標** | サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。 |

| 項目 | 活動指標 | 備考 |
|---|---|---|
| 千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数 | 1 人／年 | |
| 障害者自立支援システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数 | 実施<br>1 回／年 | |

# 4　障害者総合支援法に係るサービス等

## (1)　障害福祉サービスの整備

### 訪問系サービス




| 北部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 居宅介護 | 17 人 | 13 |
| 重度訪問介護 | 2 人 | 10 |
| 同行援護 | 9 人 | 1 |
| 行動援護 | 0 人 | 0 |
| 重度障害者等包括支援 | 0 人 | 0 |

| 西部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 居宅介護 | 58 人 | 19 |
| 重度訪問介護 | 7 人 | 10 |
| 同行援護 | 11 人 | 1 |
| 行動援護 | 0 人 | 0 |
| 重度障害者等包括支援 | 0 人 | 0 |

| 東部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 居宅介護 | 87 人 | 20 |
| 重度訪問介護 | 10 人 | 14 |
| 同行援護 | 27 人 | 2 |
| 行動援護 | 1 人 | 1 |
| 重度障害者等包括支援 | 0 人 | 0 |

| 南部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 居宅介護 | 75 人 | 15 |
| 重度訪問介護 | 3 人 | 6 |
| 同行援護 | 20 人 | 2 |
| 行動援護 | 1 人 | 1 |
| 重度障害者等包括支援 | 0 人 | 0 |

利用者数は令和８年５月利用分

事業所数は令和８年７月時点のもの

## ○ 事業内容

| サービス名称 | サービスの内容 |
|---|---|
| 居宅介護 | 居宅での入浴、排せつ、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由等により常時介護が必要な方に対し、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。 |
| 行動援護 | 重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に対し、見守りや危険回避の援護を提供します。 |
| 重度障害者等包括支援 | 常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。 |

## ○ サービス実施に関する考え方、必要な量の見込

訪問系サービスの利用件数は、重度障害者等包括支援を除く各サービスにおいて増加傾向となっており、今後も地域生活への移行が進むにつれ、ニーズの増加が予測されます。訪問系サービスは、障がい者が地域で自立した生活を送る上で必要不可欠なサービスであり、一人ひとりのニーズに応じたサービス提供体制の確保が必要となります。

なお、重度障害者等包括支援については、現在県内にサービスを提供する事業所がないため、サービス等利用計画に基づき、必要となる複数の障害福祉サービスを組み合わせて利用することにより、このサービスの代替とすることを想定しています。

| | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 居宅介護 | 実人数／月 | 632 | 651 | 671 |
| | 時　間／月 | 11,681 | 12,031 | 12,392 |
| 重度訪問介護 | 実人数／月 | 29 | 29 | 29 |
| | 時　間／月 | 10,045 | 11,853 | 13,986 |

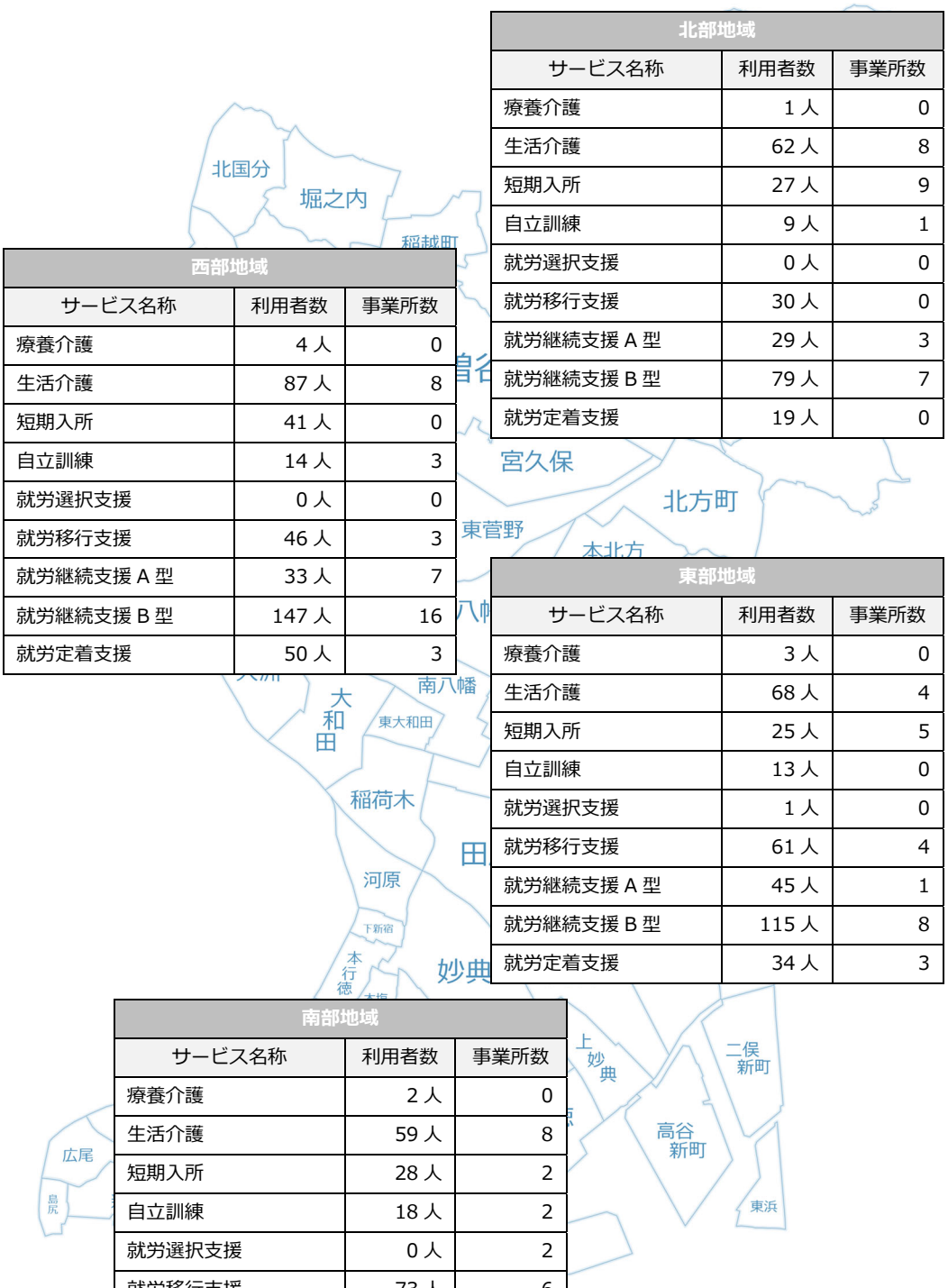
| | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 同行援護 | 実人数／月 | 84 | 86 | 88 |
| | 時　間／月 | 1,834 | 1,908 | 1,984 |
| 行動援護 | 実人数／月 | 14 | 17 | 21 |
| | 時　間／月 | 391 | 513 | 673 |
| 重度障害者等包括支援 | 実人数／月 | 0 | 0 | 0 |
| | 時　間／月 | 0 | 0 | 0 |

**○ 必要な見込量を確保するための方策**

➢　訪問系サービスに従事する者の確保や知識及び技能の向上を図るため、県が開催する居宅介護従事者等の養成に関する研修への積極的な参加を促します。

➢　市川市自立支援協議会生活支援部会などにより、事業者相互の連携を支援し、情報の共有や現場のニーズの集約に努めます。

## 日中活動系サービス




| 北部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 療養介護 | 1 人 | 0 |
| 生活介護 | 62 人 | 8 |
| 短期入所 | 27 人 | 9 |
| 自立訓練 | 9 人 | 1 |
| 就労選択支援 | 0 人 | 0 |
| 就労移行支援 | 30 人 | 0 |
| 就労継続支援 A 型 | 29 人 | 3 |
| 就労継続支援 B 型 | 79 人 | 7 |
| 就労定着支援 | 19 人 | 0 |

| 西部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 療養介護 | 4 人 | 0 |
| 生活介護 | 87 人 | 8 |
| 短期入所 | 41 人 | 0 |
| 自立訓練 | 14 人 | 3 |
| 就労選択支援 | 0 人 | 0 |
| 就労移行支援 | 46 人 | 3 |
| 就労継続支援 A 型 | 33 人 | 7 |
| 就労継続支援 B 型 | 147 人 | 16 |
| 就労定着支援 | 50 人 | 3 |

| 東部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 療養介護 | 3 人 | 0 |
| 生活介護 | 68 人 | 4 |
| 短期入所 | 25 人 | 5 |
| 自立訓練 | 13 人 | 0 |
| 就労選択支援 | 1 人 | 0 |
| 就労移行支援 | 61 人 | 4 |
| 就労継続支援 A 型 | 45 人 | 1 |
| 就労継続支援 B 型 | 115 人 | 8 |
| 就労定着支援 | 34 人 | 3 |

| 南部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 療養介護 | 2 人 | 0 |
| 生活介護 | 59 人 | 8 |
| 短期入所 | 28 人 | 2 |
| 自立訓練 | 18 人 | 2 |
| 就労選択支援 | 0 人 | 2 |
| 就労移行支援 | 73 人 | 6 |
| 就労継続支援 A 型 | 76 人 | 8 |
| 就労継続支援 B 型 | 91 人 | 18 |
| 就労定着支援 | 40 人 | 6 |

利用者数は令和８年５月利用分

事業所数は令和８年７月時点のもの

### ○ 事業内容

| サービス名称 | サービスの内容 |
|---|---|
| 療養介護 | 医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。 |
| 生活介護 | 常に介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排せつ、食事等の介護、創作的活動等の機会の提供を行います。 |
| 短期入所 | 居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、短期間、施設で必要な介護等を行います。 |
| 自立訓練（機能訓練） | 自立した日常生活又は社会生活が送れるよう、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を一定期間行います。 |
| 自立訓練（生活訓練） | 自立した日常生活又は社会生活が送れるよう、生活力の維持・向上のために必要な支援・訓練を一定期間行います。 |
| 宿泊型自立訓練 | 将来、地域生活や一人暮らしができるよう、一定期間、夜間や休日に施設に宿泊しながら、家事や身の回りの管理などの訓練を行います。 |
| 就労選択支援 | 障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。 |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する方に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労継続支援 A 型 | 一般企業での就労が困難な方に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労継続支援 B 型 | 一般企業での就労が困難な方に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労定着支援 | 一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。 |

## ○ サービス実施に関する考え方、必要な量の見込

日中活動系サービスの利用件数は全体的に増加傾向となっており、特に、就労系サービスの利用件数の増加が顕著で、今後もニーズは増加することが見込まれます。また、生活介護や短期入所については、強度行動障がいのある方や医療的ケアを必要とする方等に対してサービスを提供できる事業所が限られていることから、各地域における提供体制の確保が課題となっています。

日中活動系サービスは、障がい者の生活能力の向上や就労などを目指した訓練、地域における社会参加の場として不可欠なサービスです。特別支援学校を卒業した方や、入所施設や精神科病院等から地域生活に移行した方、また引きこもりがちな方などが社会参加をしていくための場として、引き続き、サービスの提供体制の確保を推進していきます。

| | | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 療養介護 | | 実人数／月 | 12 | 12 | 11 |
| 生活介護 | | 実人数／月 | 779 | 787 | 795 |
| | | 延人数／月 | 15,240 | 15,393 | 15,547 |
| | 強度行動障がいの状態にある方 | 実人数／月 | 421 | 421 | 421 |
| | 高次脳機能障がいを有する方 | 実人数／月 | 0 | 0 | 0 |
| | 医療的ケアを必要とする方 | 実人数／月 | 44 | 45 | 46 |
| 短期入所（福祉型） | | 実人数／月 | 220 | 242 | 267 |
| | | 延人数／月 | 2,067 | 2,273 | 2,501 |
| | 強度行動障がいの状態にある方 | 実人数／月 | 117 | 125 | 135 |
| | 高次脳機能障がいを有する方 | 実人数／月 | 0 | 0 | 0 |
| | 医療的ケアを必要とする方 | 実人数／月 | 1 | 1 | 1 |

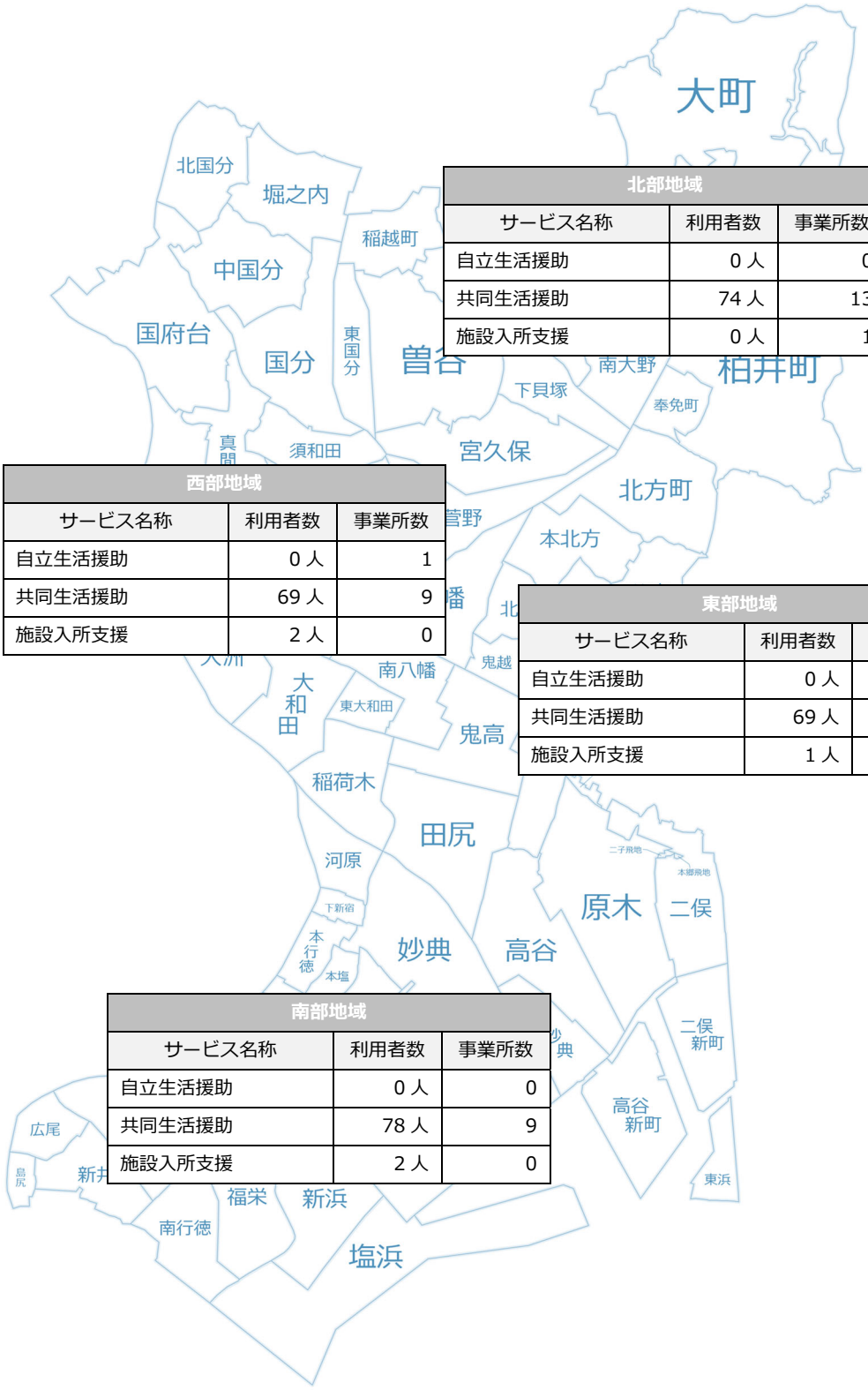
| | | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 短期入所（医療型） | | 実人数／月 | 13 | 16 | 20 |
| | | 延人数／月 | 40 | 50 | 63 |
| | 強度行動障がいの状態にある方 | 実人数／月 | 0 | 0 | 0 |
| | 高次脳機能障がいを有する方 | 実人数／月 | 0 | 0 | 0 |
| | 医療的ケアを必要とする方 | 実人数／月 | 31 | 28 | 25 |
| 自立訓練（機能訓練） | | 実人数／月 | 1 | 1 | 1 |
| | | 時　間／月 | 16 | 16 | 16 |
| 自立訓練（生活訓練） | | 実人数／月 | 55 | 55 | 55 |
| | | 延人数／月 | 701 | 701 | 701 |
| | 精神障がい者 | 実人数／月 | 31 | 28 | 25 |
| 就労選択支援 | | 実人数／月 | 88 | 121 | 166 |
| 就労移行支援 | | 実人数／月 | 180 | 184 | 187 |
| | | 時　間／月 | 4,232 | 4,317 | 4,403 |
| 就労継続支援 A 型 | | 実人数／月 | 386 | 452 | 528 |
| | | 時　間／月 | 7,500 | 8,849 | 10,442 |
| 就労継続支援 B 型 | | 実人数／月 | 1,063 | 1,212 | 1,382 |
| | | 時　間／月 | 16,760 | 19,274 | 22,165 |
| 就労定着支援 | | 実人数／月 | 12 | 12 | 11 |

**○ 必要な見込量を確保するための方策**

➢　特にニーズが見込まれ、サービス提供体制の確保を推進する必要があるサービスについては、事業者の新規参入促進や安定した事業運営を確保するため、引き続き、家賃補助などの運営支援を行うとともに、その他の運営支援についても施策を検討していきます。

- 医療的ケアを必要とする方や、重症心身障がい者に対してサービス提供が可能な生活介護事業所を確保するため、福栄にある市有地を活用した整備事業を実施しています。令和 10 年度の開設に向け、千葉県、運営事業者と連携しながら進めていきます。
- ニーズの高い、強度行動障がいのある方や医療的ケアを必要とする方へのサービス提供が可能な短期入所事業所について、既存事業所での受け入れや新規事業者の参入を促進するため、千葉県及び運営事業者と連携しながら提供体制の確保に努めます。
- 日中活動系サービスに従事する者の知識及び技能の向上を図るため、県が開催する研修への積極的な参加を促します。

## 居住系サービス




| 北部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 自立生活援助 | 0 人 | 0 |
| 共同生活援助 | 74 人 | 13 |
| 施設入所支援 | 0 人 | 1 |

| 西部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 自立生活援助 | 0 人 | 1 |
| 共同生活援助 | 69 人 | 9 |
| 施設入所支援 | 2 人 | 0 |

| 東部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 自立生活援助 | 0 人 | 1 |
| 共同生活援助 | 69 人 | 12 |
| 施設入所支援 | 1 人 | 0 |

| 南部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 自立生活援助 | 0 人 | 0 |
| 共同生活援助 | 78 人 | 9 |
| 施設入所支援 | 2 人 | 0 |

利用者数は令和８年５月利用分

事業所数は令和８年７月時点のもの

## ○ 事業内容

| サービス名称 | サービスの内容 |
|---|---|
| 自立生活援助 | 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。 |
| 共同生活援助 | 主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、入浴や排せつ等の介護などを行います。また、居宅における自立した日常生活への移行を希望する方に対しては、日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談や援助を行います。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。 |

## ○ サービス実施に関する考え方、必要な量の見込

障がい者の増加や家族の高齢化、地域生活への移行推進などを背景に、グループホーム（共同生活援助）の利用件数は急増しており、今後もさらなるニーズの増加が見込まれています。サービス提供事業所は増えているものの、全国的に実績や経験の少ない事業者も目立ち、サービスの質をいかに担保するかが課題となっています。また、強度行動障がいのある方、医療的ケアを必要とする方、精神障がいのある方、様々な重度の障がいのある方向けの事業所が不足していることから、専門性の高い事業所の整備が必要となっています。

施設入所支援については、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められています。その一方で、現在施設に入所している方に加え、新たに施設入所を希望する待機者も存在するため、適切なケアマネジメントに基づいた待機状態の解消を図ることが求められます。

| | | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 自立生活援助 | | 実人数／月 | 1 | 1 | 1 |
| 共同生活援助 | | 実人数／月 | 828 | 944 | 1,076 |
| | 強度行動障がい | 実人数／月 | 183 | 209 | 238 |

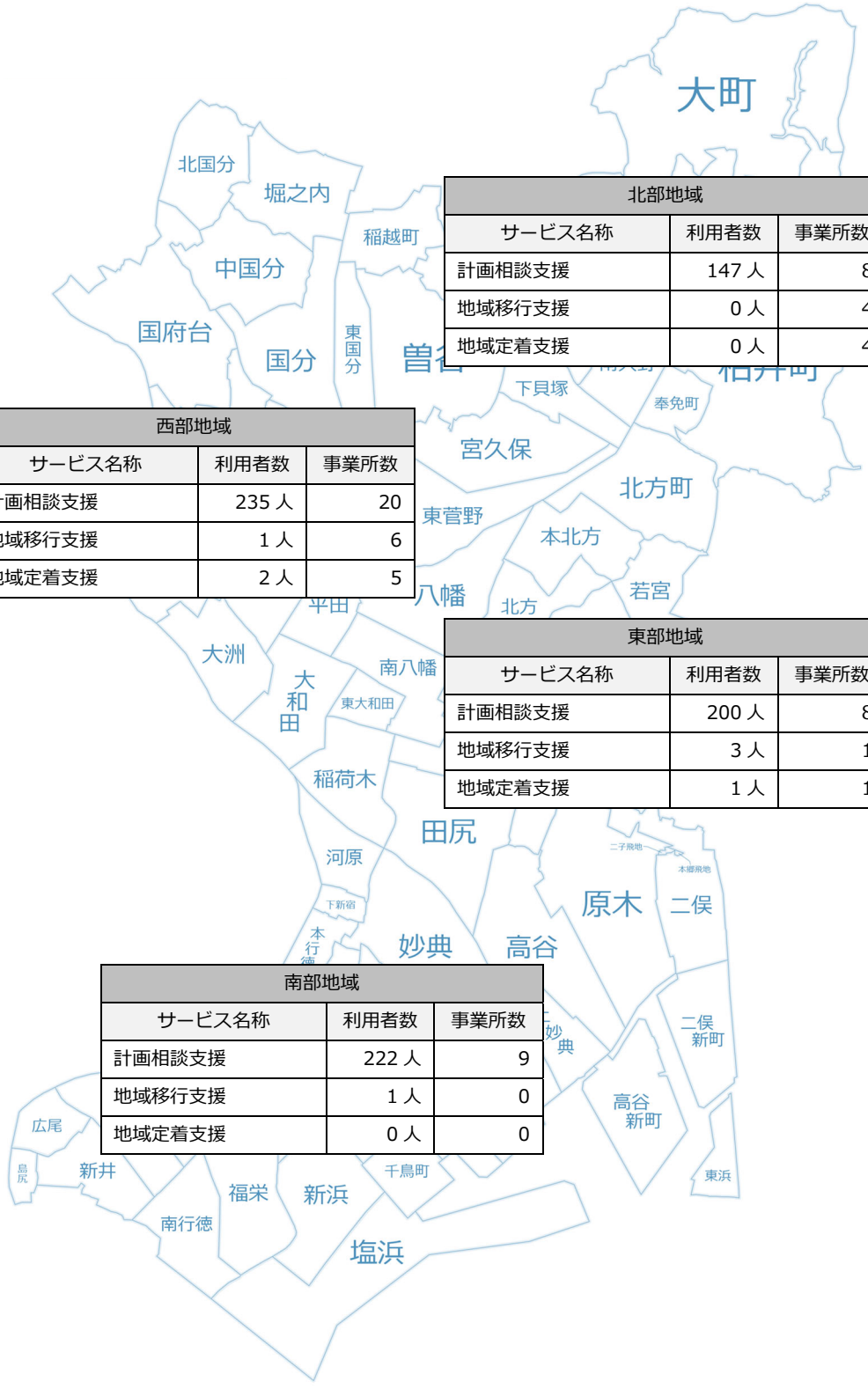
| | | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | の状態にある方 | | | | |
| | 高次脳機能障がいを有する方 | 実人数／月 | 0 | 0 | 0 |
| | 医療的ケアを必要とする方 | 実人数／月 | 15 | 15 | 15 |
| 施設入所支援 | | 実人数／月 | 189 | 189 | 189 |

**○ 必要な見込量を確保するための方策**

- ➢ グループホームについては、入所施設や病院等からの地域生活への移行や家族からの自立において重要なサービスであることを踏まえ、引き続き、「市川市生活ホーム運営費等助成金」による設備費の補助や、「障害者グループホーム運営費補助金」による運営費の補助を実施し、安定した運営ができるよう支援していきます。
- ➢ グループホームにおけるサービスの質を担保するため、見込量を超過する等、市内のサービス供給が過剰となる場合には、千葉県と連携しながら総量規制を検討します。なお、検討に当たっては、強度行動障がいのある方や医療的ケアを必要とする方等の個別ニーズを勘案した上で行います。
- ➢ 強度行動障がいのある方や医療的ケアを必要とする方等向けのグループホームの整備が進むよう、千葉県が行う事業者の指定に対し、「市町村意見申出制度」を活用し、事業者職員の研修参加や専門性の高い人材の確保等の条件を付すよう意見の申し出を行います。
- ➢ 施設入所支援については、適切なケアマネジメントにより、居住の場として施設入所支援を真に必要とする方の待機状態の解消に努めます。
- ➢ 居住系サービスに従事する者の知識及び技能の向上を図るため、県が開催する研修への積極的な参加を促します。

## ⑵　相談支援の整備

### 相談系サービス




| 北部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 計画相談支援 | 147 人 | 8 |
| 地域移行支援 | 0 人 | 4 |
| 地域定着支援 | 0 人 | 4 |

| 西部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 計画相談支援 | 235 人 | 20 |
| 地域移行支援 | 1 人 | 6 |
| 地域定着支援 | 2 人 | 5 |

| 東部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 計画相談支援 | 200 人 | 8 |
| 地域移行支援 | 3 人 | 1 |
| 地域定着支援 | 1 人 | 1 |

| 南部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 計画相談支援 | 222 人 | 9 |
| 地域移行支援 | 1 人 | 0 |
| 地域定着支援 | 0 人 | 0 |

## ○ 事業内容

| サービス名称 | サービスの内容 |
|---|---|
| 計画相談支援 | 障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。 |
| 地域移行支援 | 入所施設や精神病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神病院等における地域移行の取組と連携しながら、地域移行に向けた支援を行います。 |
| 地域定着支援 | 入所施設や精神病院等からの退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。 |

## ○ サービス実施に関する考え方、必要な量の見込

計画相談支援等を担う指定特定相談支援事業所の数は増加傾向にあるものの、障害福祉サービスを利用する方の増加により、依然として相談支援専門員の数が不足しています。そのため、近隣市と比較してセルフプラン率が高い傾向にあることの一要因となっています。

サービス等利用計画案は指定特定相談支援事業所が作成するのが基本ですが、身近な地域に事業所がない場合や、セルフプランの提出を希望する場合には、障がい者本人が作成したセルフプランを市町村に提出することができることとなっています。セルフプランは、障がい者本人のエンパワメントの観点からは望ましいものとされる一方、相談支援専門員によるケアマネジメントを希望する方も一定数いることから、計画相談支援の体制整備は引き続き進めていく必要があります。

| | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 計画相談支援 | 実人数／月 | 971 | 1,039 | 1,112 |
| 地域移行支援 | 実人数／月 | 3 | 3 | 3 |
| 地域定着支援 | 実人数／月 | 1 | 1 | 1 |

### ○ 必要な見込量を確保するための方策

➢　障害福祉サービスを利用する方は今後も増加が見込まれることから、計画相談支援の利用希望者も増加が予測されます。このため、特定相談支援事業の運営及び相談支援専門員の確保に対する補助制度等の検討を進めるとともに、介護保険事業者を含む事業者に対してこの事業への参入を促すための方策を検討していきます。

➢　相談支援に従事する者の確保や、知識及び技能の向上を図るため、県が開催する研修への積極的な参加を促します。

## ⑶　地域生活支援事業の整備

### 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

**○ 事業内容**

| 具体的な事業 | 事業の内容 |
|---|---|
| 理解促進研修･啓発事業 | 障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めることのできる研修・啓発を行います。 |

**○ サービス実施に関する考え方、必要な量の見込**

➢　「社会的障壁」とは、物理的な障壁（段差など）にとどまらず、心理的な障壁（差別感情など）や視覚・聴覚障がい者などに対する情報の障壁、これらの障壁となる制度や慣習などを含む概念です。

➢　地域社会の住民に対する理解促進や意識啓発は、即時的な効果が認められにくいものではありますが、社会的障壁を除去し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るためには、大変重要な取組といえます。

| | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 理解促進研修･啓発事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 |

**○ 必要な見込量を確保するための方策**

➢　障害者週間等の機会を活用し、障がい者等の個性や能力を発揮する発表等の場を提供するとともに、地域住民に対する理解促進及び意識啓発を図るため、これらを踏まえたイベントを企画・運営します。

### 自発的活動支援事業（必須事業）

**○ 事業内容**

| 具体的な事業 | 事業の内容 |
|---|---|
| 自発的活動支援事業 | 障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援し「心のバリアフリー」の推進及び地域共生社会の実現を図ります。 |

**○ サービス実施に関する考え方、必要な量の見込**

➢ 本市では、20 以上の障がい者団体（当事者・家族会）が活動していますが、これらの団体の横断的な連絡組織として「市川市障害者団体連絡会」が、平成 24 年度から活動を始め、市川市自立支援協議会への委員派遣、バリアフリーハンドブックの作成及び防災対策を柱とした市民への意識啓発などを行っています。

➢ 「市川市障害者団体連絡会」は事務局も含めて、自主的な運営がなされていますが、本市の担当職員等が全体会議や役員会に参加することで、運営の支援をしています。

| | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 |

**○ 必要な見込量を確保するための方策**

➢ 市川市障害者団体連絡会の全体会議や役員会に参加することで、運営の支援をしていきます。

## 相談支援事業（必須事業）

### ○ 事業内容

| 具体的な事業 | 事業の内容 |
|---|---|
| 障害者相談支援事業 | 障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。 |
| 基幹相談支援センター | 総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。また、相談支援又は障害児相談支援の従事者からの相談に対応し、必要な助言・指導を行います。 |
| 基幹相談支援センター機能強化事業 | 相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師等）を配置するものです。 |
| 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） | 公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。 |

### ○ サービス実施に関する考え方、必要な量の見込

➢ 基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な役割を担っており、総合的・専門的な相談支援の窓口となっているほか、地域の相談支援の質の向上や住宅入居等支援事業を推進しています。関係機関とのネットワークを活用しながら、多様化・複雑化する相談支援のニーズに対応していきます。

| | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 障害者相談支援事業 | 箇所 | 1 | 1 | 1 |
| 基幹相談支援センター | 箇所 | 2 | 2 | 2 |
| 基幹相談支援センター機能強化事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

| | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 住宅入居等支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

**○ 必要な見込量を確保するための方策**

➢ 引き続き基幹相談支援センターと連携しながら、機能強化事業、住宅入居等支援事業の実施に努めていく。

### 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

**○ 事業内容**

| 具体的な事業 | 事業の内容 |
|---|---|
| 成年後見制度利用支援事業 | 判断能力が不十分な知的障がい者及び精神障がい者を守るため、本人や親族に代わって、家庭裁判所に後見開始の審判の請求等を行います。また、成年後見人等に対し報酬を支払うことが困難である方等について、経済的負担を軽減するため助成金を支給します。 |

**○ サービス実施に関する考え方、必要な量の見込**

➢ 成年後見制度の認知不足により、必要な方の利用につながっていない場合があるほか、成年後見人等の担い手不足が課題となっています。また、障がい者だけでなく高齢者においても制度に対するニーズが高いことから、高齢者分野と連携し、担い手の確保や支援体制の強化など、一体的な仕組みづくりを進めます。

➢ 「市川市後見支援センター」と連携し、成年後見に関する相談や制度に関する周知・啓発を図り、体制を充実させていきます。

| | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 実利用見込み者数 | 55 | 55 | 55 |

**○ 必要な見込量を確保するための方策**

➢ 成年後見制度の更なる周知を行うとともに、指定特定相談支援事業所や「基幹相談支援センターえくる」、市川市社会福祉協議会の「市川市後見支援センター」と連携しながら、制度の対象となる方への適切な利用につなげていきます。

### 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

**○ 事業内容**

| 具体的な事業 | 事業の内容 |
|---|---|
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における法人後見等の業務を適正に行うことができるよう体制を整備するとともに、市民後見人の育成及びその活用が円滑に行われるような支援を行います。 |

**○ サービス実施に関する考え方、必要な量の見込**

➢ 法人後見については、本市では、市川市社会福祉協議会において実施されています。また、本市からの業務委託により、市川市社会福祉協議会において、成年後見制度の周知・啓発や、市民後見人の養成及び育成、親族後見人の相談支援を実施しています。

| | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 |

**○ 必要な見込量を確保するための方策**

➢ 市川市社会福祉協議会に「市川市後見支援センター」を委託し、更なる制度の周知・啓発や市民後見人の養成及び修了者の支援、親族後見人の相談支援を、高齢者福祉の関係部署と連携しながら実施します。

## 意思疎通支援事業（必須事業）

### ○ 事業内容

| 具体的な事業 | 事業の内容 |
|---|---|
| 手話通訳者派遣事業 | 聴覚障がい者等がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。 |
| 要約筆記者派遣事業 | 聴覚障がい者等に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。 |
| 手話通訳者設置事業 | 手話通訳者を市役所に設置して、市役所内での通訳支援、通訳相談、派遣コーディネートなどを行うことにより、事務手続等の利便を図ります。 |
| 要約筆記者設置事業 | 要約筆記者を市役所に設置して、市役所内での要約支援などを行うことにより、事務手続等の利便を図ります。 |
| 失語症会話パートナー派遣事業 | 失語症の方の社会参加の促進を図るため、交流の場に失語症会話パートナーを派遣します。 |

### ○ サービス実施に関する考え方、必要な量の見込

- ➢ 手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、市役所に手話通訳者や要約筆記者を設置する事業を実施します。なお、県外等の遠方に手話通訳者・要約筆記者の派遣が必要となる場合には、「千葉聴覚障害者センター」等に派遣を依頼します。
- ➢ 失語症の方の意思疎通や外出、社会参加を支援するため、失語症会話パートナーを派遣し、円滑なコミュニケーションの確保を図ります。
- ➢ 点訳、音声訳については、現在ボランティア等による支援が行われており、当面はこれらのボランティア等の活用により、障がい者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。

| | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 手話通訳者派遣事業 | 実利用人数/年 | 250 | 250 | 250 |
| 要約筆記者派遣事業 | 延利用人数/年 | 1,100 | 1,100 | 1,100 |

| | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 手話通訳者設置事業<br>要約筆記者設置事業 | 設置人数 | 2 | 2 | 2 |
| 失語症会話パートナー派遣事業 | 実利用人数／年 | 15 | 15 | 15 |
| | 延利用人数／年 | 140 | 140 | 140 |

**○ 必要な見込量を確保するための方策**

➢ 障がい福祉ハンドブック等に制度を掲載し、手話通訳者、要約筆記者及び失語症会話パートナー派遣事業に関する普及啓発を行います。

➢ 関係団体との情報共有を密に行い、専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保を行うとともに、適切な処遇の維持に努め、必要な設置通訳者等の人員の配置を行います。

➢ 失語症の方が失語症会話パートナーと会話を楽しみながら、交流できる集いを開催します。

## 日常生活用具給付等事業（必須事業）

### ○ 事業内容

| 用具の用途 | 主な具体例 |
|---|---|
| 介護・訓練支援用具 | 障がい者等の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるいす等の用具。 |
| 自立生活支援用具 | 障がい者等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具。 |
| 在宅療養等支援用具 | 電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がい者等の在宅療養等を支援する用具。 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 点字器や人工喉頭等の障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。 |
| 排せつ管理支援用具 | ストーマ用装具等の障がい者等の排せつ管理を支援する用具及び衛生用品。 |
| 居宅生活動作補助用具 | 手すりの取付け、床段差の解消といった、障がい者等の居宅生活動作等を円滑にするための用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 |

### ○ サービス実施に関する考え方、必要な量の見込

➢ 給付に当たっては、必要性や価格、家庭環境等を調査し、必要な方に適正な用具を給付します。

| | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 介護・訓練支援用具 | 延給付件数／年 | 25 | 25 | 25 |
| 自立生活支援用具 | 延給付件数／年 | 45 | 45 | 45 |
| 在宅療養等支援用具 | 延給付件数／年 | 45 | 45 | 45 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 延給付件数／年 | 100 | 100 | 100 |
| 排せつ管理支援用具 | 延給付件数／年 | 80,000 | 80,000 | 80,000 |
| | 実人数／年 | 750 | 750 | 750 |
| 居宅生活動作補助用具 | 延給付件数／年 | 5 | 5 | 5 |

### ○ 必要な見込量を確保するための方策

➢ 利用者のニーズや、用具の機能や性能の向上に合わせ、必要に応じて給付品目及び基準額の見直しを行うなど事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

## 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

### ○ 事業内容

| 具体的な事業 | 事業の内容 |
|---|---|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 手話で日常生活を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。 |

### ○ サービス実施に関する考え方、必要な量の見込

➢ 聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するものです。

➢ また、本研修と県で実施している手話通訳者養成講座を受講することにより、手話通訳者全国統一試験の受験資格が得られます。手話通訳者全国統一試験後に一定の試験等に合格することにより、手話通訳者として活動することができます。

| | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 養成講習修了見込み者数 | 15 | 15 | 15 |

### ○ 必要な見込量を確保するための方策

➢ 幅広い方から応募いただけるよう、手話奉仕員養成研修（前期課程、後期課程）の開催場所、日時等を工夫し実施します。

➢ 手話に関する普及啓発として、市民手話教室を開催します。

## 移動支援事業（必須事業）

### ○ 事業内容

| 具体的な事業 | 事業の内容 |
|---|---|
| 移動支援事業 | 一人で外出することが困難な障がい者等の社会参加のため、外出の支援を行います。 |

### ○ サービス実施に関する考え方、必要な量の見込

➢ 屋外での移動に支援が必要な障がいのある方に対し、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。支援は、移動支援事業を行う者として市の登録を受けた事業者が行います。

➢ 令和７年４月から、自身の力で居宅から特別支援学校等まで通学することが困難な方を対象に、移動支援事業を通学に利用できるように事業を拡充しました。

| | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 移動支援事業 | 事業所数 | 110 | 121 | 133 |
| | 実利用人数/年 | 530 | 530 | 530 |
| | 延利用人数/年 | 4,433 | 4,256 | 4,085 |

### ○ 必要な見込量を確保するための方策

➢ 移動支援事業を行おうとする事業者からの登録申請に対し、基準を満たしているかを精査したうえで事業所登録を行います。また、適正な運営とサービスの質の向上を図るため、運営指導の実施についても検討を進めていきます。

## 地域活動支援センター機能強化事業（必須事業）

### ○ 事業内容

| 具体的な事業 | 事業の内容 |
|---|---|
| 地域活動支援センターⅠ型 | 基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件としています。 |
| 地域活動支援センターⅡ型 | 基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 |
| 地域活動支援センターⅢ型 | 基礎的事業を行います。従前の小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね５年以上有し、安定的な経営が図られていることが要件となります。 |

### ○ サービス実施に関する考え方、必要な量の見込

➢ Ⅰ型・Ⅱ型については、旧体系の精神障害者地域生活支援センターや障害者デイサービス等からの移行により、独自の機能を持っていますが、Ⅲ型については指定障害福祉サービス事業者への移行のステップとしての位置づけにとどまらず、日中活動系事業の体系の中で積極的な役割を求められています。例えば、「憩いの場」や「集いの場」、「ピアサポート（障がい者同士の支え合い）の場」などがあります。

➢ 本市としては、地域活動支援センターの積極的な役割を活かしていけるよう、事業者への支援を行います。

| | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 地域活動支援センターⅠ型 | 設置個所 | 0 | 0 | 0 |
| | 平均実利用人数/年 | 0 | 0 | 0 |
| 地域活動支援センターⅡ型 | 設置個所 | 1 | 1 | 1 |

| | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和９年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| | 平均実利用人数/年 | 4 | 4 | 4 |
| 地域活動支援センターⅢ型 | 設置個所 | 9 | 9 | 9 |
| | 平均実利用人数/年 | 54 | 54 | 54 |

**○ 必要な見込量を確保するための方策**

➢ 安定した事業運営を図るため、地域活動支援センターに運営費の補助を行います。

### 市が自主的に取り組む事業（任意事業）

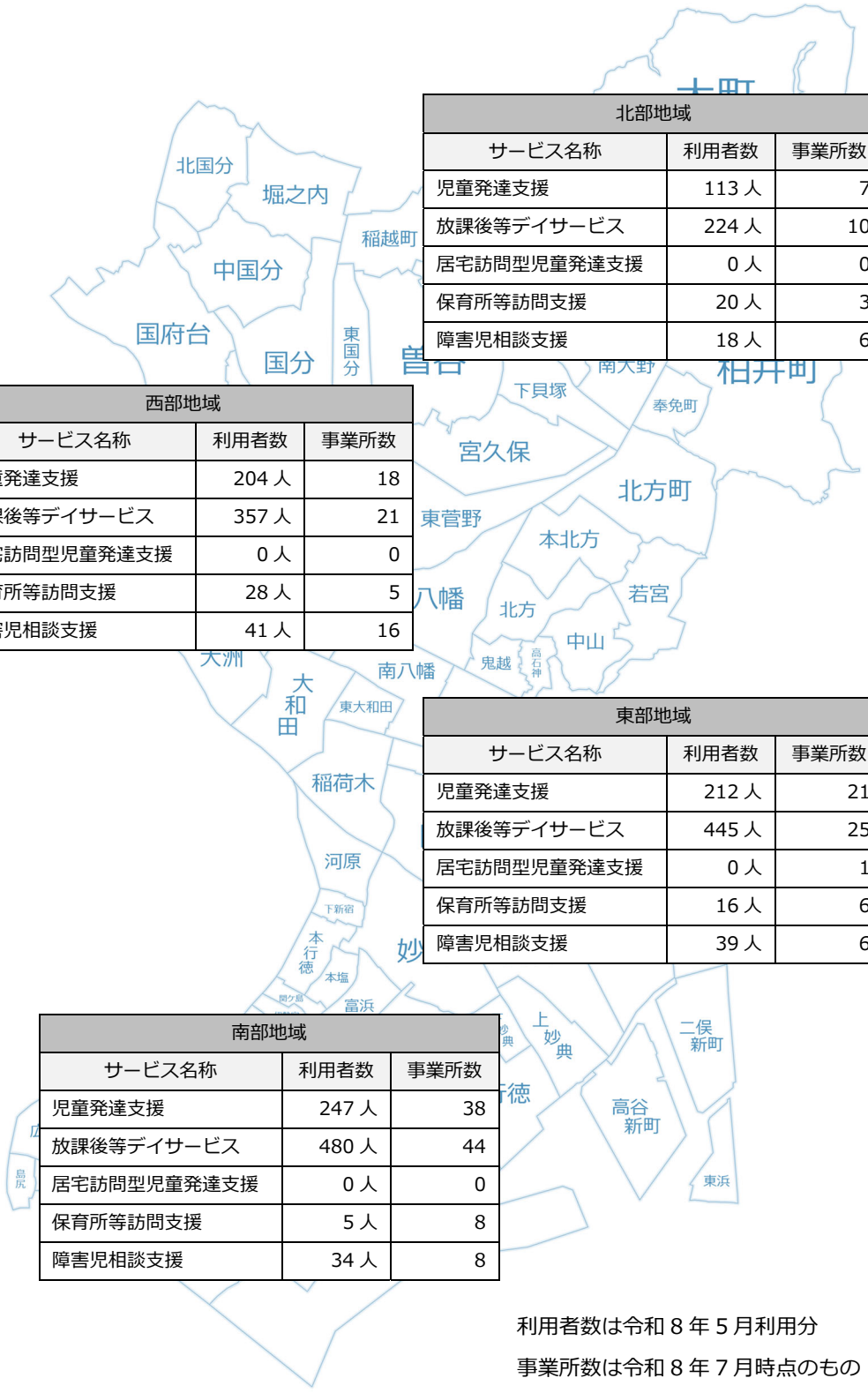
| 事業名 | | 事業の内容 |
|---|---|---|
| 訪問入浴サービス事業 | | 居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等により、福祉の増進を図ります。 |
| 日中一時支援事業 | | 日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や介護している家族の一時的な休息を図ります。 |
| 知的障がい者職親委託制度 | | 知的障がい者を職親として登録された事業者等に一定期間委託し、生活指導や技能習得のための訓練を行うことで就労の促進及び社会的自立の促進を図ります。 |
| 生活支援事業 | | 視覚障がい者に対して専門の歩行訓練士が自宅等へ訪問し、日常生活に必要な相談、訓練・指導等を行うことにより、視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。 |
| 福祉ホーム | | 現に住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスの提供を行います。 |
| 社会参加促進事業 | 失語症会話パートナー派遣事業 | 失語症の方の社会参加の促進を図るため、交流の場に失語症会話パートナーを派遣します。 |
| | スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 | 障がい者等を対象としたスポーツ・レクリエーション教室等を開催し、体力の向上や健康づくりを図るとともに社会参加や交流の機会づくりの支援を行います。 |
| | 芸術・文化講座開催等事業 | 障がい者等の作品展、音楽会などを開催し、芸術文化活動の機会を提供するとともに、障がい者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。 |
| | 点字・声の広報等発行事業 | 文字による情報入手が困難な障がい者等に、点訳や音声訳による広報紙を発行します。 |
| | 自動車運転免許取得助成事業 | 障がい者等が自動車運転免許を取得する際、取得に要する費用の一部を助成します。 |
| | 自動車改造助成事業 | 上肢、下肢又は体幹に重度の障がいを有する身体障がい者が、就労に伴い自らが所有し運転する自動車を改造する場合、改造に要する費用の一部を助成します。 |

| 事業名 | 事業の内容 |
| --- | --- |
| 重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業 | 重度障がい者が大学等で修業する際に必要な通学や学校内での介助を行い、修学を支援します。 |
| 重度障害者等就労支援特別事業 | 重度障がい者が働く際に必要な通勤や職場での介助を行い、就労の継続を支援します。 |

# 5　児童福祉法に係るサービス

## (1)　障害児通所支援等の整備

### 障害児通所支援・障害児相談支援




| 北部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 児童発達支援 | 113 人 | 7 |
| 放課後等デイサービス | 224 人 | 10 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 0 人 | 0 |
| 保育所等訪問支援 | 20 人 | 3 |
| 障害児相談支援 | 18 人 | 6 |

| 西部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 児童発達支援 | 204 人 | 18 |
| 放課後等デイサービス | 357 人 | 21 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 0 人 | 0 |
| 保育所等訪問支援 | 28 人 | 5 |
| 障害児相談支援 | 41 人 | 16 |

| 東部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 児童発達支援 | 212 人 | 21 |
| 放課後等デイサービス | 445 人 | 25 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 0 人 | 1 |
| 保育所等訪問支援 | 16 人 | 6 |
| 障害児相談支援 | 39 人 | 6 |

| 南部地域 | | |
|---|---|---|
| サービス名称 | 利用者数 | 事業所数 |
| 児童発達支援 | 247 人 | 38 |
| 放課後等デイサービス | 480 人 | 44 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 0 人 | 0 |
| 保育所等訪問支援 | 5 人 | 8 |
| 障害児相談支援 | 34 人 | 8 |

利用者数は令和８年５月利用分

事業所数は令和８年７月時点のもの

### ○ 事業内容

➢ 障害児通所支援等は、「児童福祉法」に位置づけられており、市町村が給付の実施主体となる「障害児通所支援」と「障害児相談支援」、都道府県が給付の実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

➢ この項目では、本市における「障害児通所支援」と「障害児相談支援」の整備について扱います。さらに、「障害児通所支援」は、４つのサービスの種類（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）に区分されます。

| サービス名称 | サービスの内容 |
|---|---|
| 児童発達支援 | 就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。 |
| 放課後等デイサービス | 就学中の障がい児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら自立を促進するとともに放課後の居場所づくりを推進します。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がいで外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を利用の障がい児に対して、保育所等を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。 |
| 障害児相談支援 | 障害児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成、障害児通所支援の利用状況を検証（モニタリング）、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。 |

### ○ サービス実施に関する考え方、必要な量の見込

➢ 児童発達支援センターが、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担い、地域の支援体制整備に取り組みます。市川市では、児童発達支援センターの連携により、４つの中核的な支援機能（①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・

家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能）を確保します。

➢　児童発達支援や放課後等デイサービスについては、保健医療、子育て・家庭支援部門、教育部門等との連携体制を強化し、相互理解の促進や情報共有が不可欠です。

➢　保育所等訪問支援事業については、地域での育ちを支援する重要な事業であることから、保育園、幼稚園、小学校、放課後保育クラブ等の関係機関との連携を図り、子どもたちが在籍する集団において、障がい特性に合わせた一貫した支援を受けられるようにしていくことが大切です。

➢　主として重症心身障がい児を支援する事業所又は重症心身障がい児を受け入れる体制を整備した事業所の支援状況を把握し、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、現在の支援体制を確保し続ける必要性があります。

➢　医療的ケア児等については、個々のニーズを把握し、その上で総合的な支援体制を整備する必要があります。

➢　本人や家族が障害児相談支援の利用を希望した場合、円滑にサービスを利用できる体制を整備する必要があります。

| | 単位 | 見込量 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 児童発達支援 | 実人数／月 | 1,124 | 1,252 | 1,396 |
| | 延人数／月 | 12,051 | 13,538 | 15,209 |
| 放課後等デイサービス | 実人数／月 | 1,931 | 2,206 | 2,519 |
| | 延人数／月 | 21,463 | 24,097 | 27,055 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 実人数／月 | 0 | 0 | 0 |
| | 延人数／月 | 0 | 0 | 0 |
| 保育所等訪問支援 | 実人数／月 | 270 | 369 | 505 |
| | 延人数／月 | 414 | 571 | 788 |
| 障害児相談支援 | 実人数／月 | 193 | 237 | 290 |

**○ 必要な見込量を確保するための方策**

➢　児童発達支援センター等連携会議を定期的に開催し、市川市自立支援協議会の場

も活用して市内の障がい児支援体制を構築します。

- ➢　市川市自立支援協議会を通じて、保健医療、子育て・家庭支援部門、教育部門等との連携体制を強化します。
- ➢　重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、またそのサービス内容が利用しやすいものとなるよう、市川市自立支援協議会を活用して、支援体制の見直しを図ります。
- ➢　医療的ケア児等の支援のため、市川市自立支援協議会の場を活用し、また、医療的ケア児等コーディネーターの配置を拡充することで、支援体制の整備を図ります。
- ➢　障害児通所支援における通所受給者証の申請にあたり、セルフプランを希望する利用者を把握することにより、サービス提供状況を把握します。児童発達支援センターにおける、入り口としての相談機能を活用して、家族全体を支援し、適宜、相談支援に繋げます。また、セルフプランを希望される方には、事業所間における連携会議を行うことで、お子さんとその家族のニーズ等に応じた包括的な支援の提供に繋がる、事業所間連携の申請を提案していきます。

# 医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）概要

**【定義】**

**＜医療的ケア児等＞**

① 医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。））

② ①であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である者

③ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

**＜重症心身障害者＞**

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（そのうち児童である者は重症心身障害児）

**【基本理念】**

1 基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を社会全体で支援

2 医療的ケア児等及び重症心身障害者ではない者と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援、個々の状況に応じ、医療・保健・福祉・教育・労働・防災等の関係機関等の相互緊密な連携の下、切れ目なく支援

3 18歳以降も切れ目なく保健医療・福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活・社会生活を営むことができるよう支援

4 本人と保護者の意思を最大限に尊重した施策

5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

**【支援施策等】**

**＜国・地方公共団体による措置＞**：講じた施策に関する資料の作成及び公表、保育を行う体制の拡充、社会的養護に係る体制の拡充、教育を行う体制の拡充、日常生活における支援、切れ目ない医療の提供、就労の支援、住居の確保、相談体制の整備等、情報共有の促進、広報啓発、人材の確保、医療的ケアの提供の在り方についての見直し、研究開発等の推進、地域格差の是正のための検証等

**＜保育所・学校の設置者等による措置＞**：保育所等における看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士・介護従事者等の配置、学校等における看護師等又は介護従事者の配置

**＜医療的ケア児等支援センター（都道府県、指定都市、特別区等が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）＞**：医療的ケア児等及び重症心身害者並びにそれらの家族の相談に応じ、情報の提供、助言その他の支援、関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整並びに個別避難計画の作成についての協力及び災害時における市町村と連携した情報の提供等を行う

**＜医療的ケア児等支援地域協議会（都道府県、指定都市、特別区等が設置可能）＞**：医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援の体制の整備を図るため、関係者等により構成される協議会を設置する

※医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第77号。令和8年7月31日公布、令和9年4月1日施行）により改正。

※検討規定：同法の施行後3年を目途とした実施状況等を勘案した検討、実態把握のための具体的な方策の検討及び災害時における支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

# 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律　概要

（改正後の題名：医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律）

〔該当条項〕

## 背　景

令和３年に制定された本法律により、医療的ケア児が保育園や学校へ通いやすくなるなど、１８歳未満の児童に対する必要な支援は徐々に整ってきている。一方で、①医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大（同様の支援を必要とする重症心身障害者についても支援対象とする）、②レスパイト・就労支援等の支援施策の充実、③医療的ケア児支援センターの強化など、この間に明らかになった新たな課題に対応するための法改正が必要とされた。

## 基本理念の充実

○　基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むこと〔３条１項〕
○　１８歳に達した後等も、切れ目なく適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること〔３条３項〕

## 支援対象の拡大・支援施策の充実等

### １　医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大

○　医療的ケア児等（右記②・③の者）
○　重症心身障害者
を支援対象に追加〔２条３項・４項〕

**【医療的ケア児等】**
①　医療的ケア児
②　①であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの
③　日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

**【重症心身障害者】**重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（そのうち児童である者は重症心身障害児）

### ２　支援施策の充実

**【保育・教育等】**①喀痰（かくたん）吸引等を行うことができる介護従事者の配置〔９条２項・３項、10 条2項〕、②社会的養護体制の拡充〔9条の2〕、③生涯学習の推進〔10 条3項〕

**【生活・就労等】**①日常生活支援（レスパイト・通学支援等）〔11 条〕、②切れ目ない医療の提供〔11 条の2〕、③就労支援〔11 条の3〕、④住居の確保〔11 条の4〕、⑤ピアサポート〔12 条2項〕

**【人材確保等】**①支援に係る研修の実施方法の見直し〔20 条〕②医療的ケアの提供の在り方の見直し〔20 条の2〕

### ３　医療的ケア児等支援センターの強化等〔14 条〕

①　都道府県知事に加え、指定都市、中核市その他の政令で定める市、特別区の長も設置可
②　進行性の疾病を有する者等についても相談支援の対象
③　災害時への備え・対応
そのほか、「医療的ケア児等支援地域協議会」の新設（協議会の協議結果について尊重義務）〔18 条の2〕

**【その他】**支援に関して講じた施策に係る公表等（国・地方公共団体）〔８条の2〕、地域格差の是正のための検証等〔22 条〕

**【施行】**令和９年４月１日　**【見直し】**この法律の施行後３年

# 民法等の一部を改正する法律（令和8年法律第45号）

令和８年６月24日公布

令和8年6月
法務省民事局

## 背景・必要性

- 高齢化の進展、単独世帯の増加などの家族の在り方の変化により、成年後見制度・遺言制度についてのニーズの増加・多様化
- 障害の有無にかかわらず自己決定権を尊重するとの理念の高まり
- 所有者不明土地問題等の社会課題解決の観点から遺言の重要性の高まり
- デジタル技術の進展・普及に対応した遺言制度の必要性

**成年後見制度・遺言制度を更に使いやすくすることが喫緊の課題**

【審議の経過】

| | |
|---|---|
| 令和6年 | 2月　法務大臣から法制審議会へ諮問<br>4月～民法（成年後見等関係）部会・民法（遺言関係）部会　調査審議開始 |
| 令和8年 | 2月　法制審議会において要綱取りまとめ、法務大臣に答申<br>4月　法律案閣議決定<br>6月　参議院本会議において法律案が可決・成立（令和８年６月24日公布） |

## 法定後見制度

本人の事理弁識能力が不十分である場合に、家庭裁判所が選任した者が本人を支援する制度

※現行の制度は、事理弁識能力の程度によって、利用できる制度を画一的に法定

| 対象者の能力 | 不十分 | | 著しく不十分 | | 欠く常況 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 制度 | 補助 | | 保佐 | | 後見 | |
| 支援者 | 補助人 | | 保佐人 | | 後見人 | |
| 支援内容 | 特定の行為の代理 | 法定の重要な財産行為のうちの一部の行為の取消し | 特定の行為の代理 | 法定の重要な財産行為の取消し＋特定の行為の取消し | 包括代理 | 日常行為以外の行為の取消し |

## 主要な改正事項

### 成年後見制度

- 事理弁識能力を欠く常況にある者と認定されると後見人が包括的な代理権・取消権を有する制度しか利用できず、自己決定が必要以上に制限
  - **本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）に一元化し、後見・保佐の制度を廃止** 【民法7条、9条、11条】（新旧p2-8）
  - **事理弁識能力を欠く常況にある者は、法定の重要な財産行為の取消権の仕組み（特定補助の仕組み）を選択することが可能** 【民法10条】（新旧p6-7）
- 後見・保佐の制度は、事理弁識能力が回復しない限り利用をやめることができない
  - **利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能** 【民法12条】（新旧p8-9）
- 交代が困難である等ニーズに合った保護を受けることができない
  - **選任時に本人の意思を尊重、意向の把握を義務化** 【民法876条の2、876条の11】（新旧p32-33、38）
  - **本人の利益のため特に必要があるときに補助人を解任することが可能** 【民法876条の5】（新旧p34-35）

### 遺言制度

- 自筆証書遺言の手書きの負担大、デジタル化に未対応
  - **パソコン等を用いて作成した遺言のデータやプリントアウトしたものを法務局に提供し、本人が対面で、又はウェブ会議を利用して遺言の全文を口述するなどして、法務局が遺言を保管する方式（保管証書遺言）の創設** 【民法968条の2、遺言書保管法7条、8条】（新旧p47-48、149-152）
- 押印に関する慣行や法意識の変容
  - **押印の任意化** 【民法968条、970条、976条、979条、980条】（新旧p47-54）

※その他、任意後見契約、後見登記、家事事件手続、法務局における自筆証書遺言書の保管に係る手続等の見直しを含む。 **等**

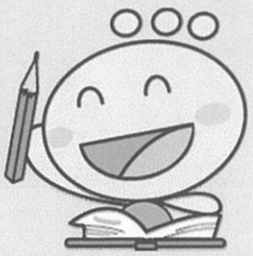
**施行日**　成年後見制度：公布から**２年６月**を超えない範囲で政令で定める日　　遺言制度：公布から**１年（システム改修を要するものは３年）**を超えない範囲で政令で定める日

市川市社会福祉協議会 主催　市川障がい者権利擁護連絡会 協力　市民・関係者向け研修会

# 新後見制度どう変わる？

令和８年４月、成年後見制度を見直す「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が閣議決定を経て、国会に提出されました。

本研修会では、法制審議会民法（成年後見等関係）部会の審議に委員として関わった講師をお招きし、今後、成年後見制度がどう変わるのか、一問一答形式を主に関係者が学ぶ機会とすることを目的に開催いたします。



**講師：星野美子氏**

TRY 星野社会福祉士事務所 / 認定社会福祉士

**日時：令和８年 11月30日（月）**

**10時～12時**

**会場：全日警ホール（市川市八幡4-2-1）**

※ 会場へは公共交通機関をご利用ください。
※ 施設駐車場（有料）は限りがあります。車でお越しの方は、近隣のコインパーキング等をご利用ください。

**対象：成年後見制度に関心のある方**

**定員：100名（お電話でお申し込みください）**

※ 市川障がい者権利擁護連絡会の関係者は、各所属団体を通じてお申し込みください

参加費 無料

**お申し込み・お問い合わせ**


**市川市社会福祉協議会　後見相談担当室**

**電話　047－711－1437**

令和８年版

バリアフリーハンドブック

# みんな この街に暮らしています

知ることからはじめよう！



バリアフリーハンドブックのデータ（PDF）の検索

① 市川市ホームページ
② 健康・福祉・医療
③ 障がい者福祉
④ 施設・障害者団体
⑤ 市川市障害者団体連絡会
⑥ 一番下に「令和８年度版　バリアフリーハンドブック」のデータ（PDF）